

第五十五回  
參議院大藏委員會會議錄

昭和四十二年五月二十三日(火曜日)

午前十時三十九分開會

委員の異動

木暮武太夫君

木暮武太夫君

出席者は左のとおり。

卷三

卷

國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
伊藤	青木	一男君	大谷	大竹平八郎君
五郎君	青木	正利君	贊雄君	大谷平八郎君
章君	德永	西田	塙見	小林
俊二君	正利君	信一君	俊二君	伊藤
田中寿美子君	野溝	田中寿美子君	菊雄君	水田三喜男君
戸田	瓜生	須藤	勝君	宮澤喜一君
菊雄君	清君	五郎君		

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案、石炭対策特別会計法案、国税定率法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、政府より提案理由、同補足説明を順次聴取いたします。米田大蔵務次官、

○政府委員(米田正文君) ただいま議題となりま

- 税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 石炭対策特別会計法案（内閣提出、衆議院送付）
- 関税率法等の一部を改正する法律案（内閣提  
出、衆議院送付）

説明員  
員會委員會專門  
坂入長太郎君  
近藤道生君  
大藏大臣官房財務調査官

事務局側	大蔵政務次官 大蔵省主計局次長	米田正文君
國稅廳長官	大蔵省主税局長 大蔵省關稅局長	塙崎潤君
國稅廳長官	大蔵省銀行局長 大蔵省國際金融局長	谷川宏君
泉美之松君	柏木雄介君	智君

經濟企画局調査 局長	宮沢 鉄藏君
生活局長	
經濟企画局 総合 計画局長	
中西 一郎君	
鹿野 義夫君	

した税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案外二法律案について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。  
最初に、税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

次に、酒税法等の間接税関係であります。この関係では、第一に、課税物品の未納税移出等にかかる証明書の提出期限の延長の手続について、法定提出期限から三月以内の延長の場合には、現行の承認制を届け出制に改めることとしております。

新規者の責任の軽減と手続の簡素化の見地から、先般行なわれました税制調査会の税制簡素化の答申に基づきまして、直接税につきましては、すでに提出済みの所得税法、法人税法及び相続税法の各一部を改正する法律案にその具体的な内容を織り込んで御審議を願つて いる次第であります。

第二、製造場等への戻し入れまたは移入にかかる税額の控除または還付を受けるための手続について、納税申告書に添附する書類を簡略化する等間接各税法の諸規定につき、手続または仕組みの簡素化のための所要の整備をはかることとしております。

次に、石炭対策特別会計法案について申し上げます。

る法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の内容について、その主要なものを申し上げます。

初めに、国税通則法及び国税徵収法の関係であります。

この関係では、まず第一に、負担の軽減及び計算の簡素化の見地から、国税の端数切り捨ての基準を、原則として、課税標準については百円未満から一千円未満に、税額については十円未満から百円未満にそれぞれ引き上げ、あわせて延滞税率が日歩二銭から四銭となる日について、現在督促状の発付から十日経過日とされているのを、その発付までの期間を考慮して単純に納期限の一ヶ月後に改めることとしております。

御承知のよう、昨年七月、石炭鉱業審議会は石炭鉱業の抜本的安定対策について政府に答申したのであります。政府いたしましても、この答申の趣旨に沿って石炭対策を強力に推進することとし、このたゞで昨年度におきましても開山交付金の単価の引き上げ等の措置をとったところであります。本年度からは、さらに、石炭鉱業の借り入れ金債務一千億円に対する元利補給、中小炭鉱等に対する安定補給金の交付等、石炭鉱業の生産の合理化あるいは経営経理の改善及び安定のための措置を強化するほか、引き続き炭鉱離職者の援護、産炭地域の振興及び鉱害復旧の促進等の諸措置を推進することにより、石炭対策を抜本的に総合的に実施することいたしておりま

す。

第三に、新付方法の簡素化の見地から、口座振りかえによる納付の方法を法定し、その場合における延滞税及び延納の要件を緩和し、また、滞納処分における公債保証金徵取の要件を緩和する等の規定の整備を行なうこととしております。

他方、石炭対策のための財源につきましては、昭和三十五年四月以降原重油関税の税率を引き上げて対処して來たところであります。が、今回の抜本的対策の実施にあたつて、石炭対策に要する費用につきの財源につきましても、つづくよ

て、石炭対策に関する政府の財政措置の全貌を明らかにするため、特別会計を設置することとしたのであります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。まず、この会計のおもな歳入は石炭対策の財源に充てられる原重油関税収入であります。当分の間、歳入不足を埋めるために、一般会計から必要な金額を繰り入れることができます。

次に、この会計の歳出とされるのは、石炭対策に要する費用であります。そのおもなものを要約いたしますと、その一は、石炭鉱業の生産の合理化、経営経理の改善及び安定並びに石炭の需要の確保または流通の合理化をはかるための事業にかかる補助金または出資金、その二は、炭鉱離職者援護のための事業にかかる補助金または炭鉱離職者に対する就職促進手当、その三は、産炭地域の振興のための事業にかかる補助金または出資金、その四は、鉱害復旧工事にかかる補助金等であります。

昭和四十二年度予算におけるこの会計の石炭対策費は約五百二十二億円であります。これは、昭和四十一年度の一般会計当初予算における石炭対策費約二百八十一億円に対して約二百四十一億円の増加となつております。

一方、この会計の歳入となる原重油関税収入は約四百七十五億円であります。差額の約四十六億円は一般会計からの繰り入れによることとしております。

以上のはか、この会計の管理は大蔵大臣、通商産業大臣及び労働大臣が行なうことといたしますとともに、この会計の予算及び決算の作成提出、一時借り入れ金の借り入れ及び借りかえ、支出残額の繰り越しその他この会計の経理に關し必要な事項を定めております。

なお、この会計の終期を昭和四十五年度末と定めています。

置いておりますが、これは、石炭鉱業合理化臨時措置法に定める石炭鉱業合理化基本計画の目標年度及び関税暫定措置法に定める原重油関税の暫定税率の適用期限を昭和四十五年度末とするようこれ

らの法律の改正案を今国会に提出し、御審議を願つておるところであります。これらの目標年度及び適用期限との会計の終期を合わせる趣旨

としてあります。

また、昭和四十二年度におきましては、この会計の予算が成立するまでの間は暫定予算が施行されることになりますので、昭和四十二年度の予算が成立して暫定予算が失効することとなりました場合

には、同年度のこの会計の予算に基づいてしたものは、債務の負担で石炭対策に要する費用にかかるものは債務の負担で石炭対策に要する費用にかかるものとみなし、かつ、暫定予算期間中に収入した原重油関税收入は、この会計の歳入とみなすこととしております。

最近における経済情勢の変化に対応するため、関税率及び関税の減免制度等について所要の調整を行ない、また旅客の通関の迅速化をはかるための携帯貨物について適用する簡易税率の制度を設け、さらに万国博覧会の開催に備えて保税展示場制度を新設するほか、開港の追加、関税割則の合理化をはかる等のため、関税定率法、関税

法、関税暫定措置法についてそれぞれ所要の改正を行なう必要がありますので、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、関税率について必要な調整を行なうこととあります。すなわち、関税定率法及び関税暫定措置法を通じて四十八品目の実行税率を変更いたしますとともに、暫定税率の適用期限が本年五月三十日とされている九十四品目の適用期限を延長することといたしております。実行税率を変

更する四十八品目の内訳は、税率を引き下げるものの三十五品目、関税割り当て制度を新設するもの八品目、スライド関税制度を新設するもの一品目、暫定税率の適用期間等を政令に委任するもの四品目となっております。また、暫定税率の適用期限を延長する品目につきましては、石炭対策特別会計の財源に充てるため、昭和四十五年度まで

適用期限を延長することとしております原重油関係の七品目を除き、すべて本年度末まで適用期限を延長することとしております。

第二は、本年五月三十一日に適用期限が到来する重要機械類の免税、肥料製造用揮発油にかかる関税の還付等十四の関税の暫定減免税及び還付制度の適用期限を本年度末まで延長することであります。これらのうち、石油化学製品等製造用触媒、免稅制度の対象として重油脱硫用触媒を追加し、また、製造用原料品の減免税制度の対象としてアルコール製造用の糖類及びカーバイド製造用の石油コードクスを追加することとしております。なお、適用期限が本年三月末とされている電力業等用の重油にかかる関税の一般還付及び特別還付制度に関する規定は、石炭対策特別会計の設置に伴い、同会計からの交付金制度に吸収されますので、この際削除することとしております。

第三は、外国から入国する者の携帯品についての整理を行なう必要があることとしておりま

す。なお、適用期限が本年三月末とされている電力業等用の重油にかかる関税の一 般還付及び特別還付制度に関する規定は、石炭対策特別会計の設置に伴い、同会計からの交付金制度に吸収されますので、この際削除することとしております。

第三は、外国から入国する者の携帯品についての整理を行なう必要があることとしておりま

す。なお、適用期限が本年三月末とされている電力業等用の重油にかかる関税の一 般還付及び特別還付制度に関する規定は、石炭対策特別会計の設置に伴い、同会計からの交付金制度に吸収されますので、この際削除することとしております。

第三は、外国から入国する者の携帯品についての整理を行なう必要があることとしておりま

す。なお、適用期限が本年三月末とされている電力業等用の重油にかかる関税の一 般還付及び特別還付制度に関する規定は、石炭対策特別会計の設置に伴い、同会計からの交付金制度に吸収されますので、この際削除することとしております。

第三は、外国から入国する者の携帯品についての整理を行なう必要があることとしておりま

す。なお、適用期限が本年三月末とされている電力業等用の重油にかかる関税の一 般還付及び特別還付制度に関する規定は、石炭対策特別会計の設置に伴い、同会計からの交付金制度に吸収されますので、この際削除することとしております。

○政府委員(塙崎潤君) 税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

政府は、税制が非常に複雑であるという国民の最近の世論にからんがみまして、税制調査会の答申に基づきまして、広範な簡素化計画を打ち立ておりまして、これに基づく法律案を国会に御提出申し上げているところでございます。本法律案はその一部をなすものでございます。しかしいま

博覧会のほか、国際見本市についても適用することができます。このとおりといたしております。なお、このほか博覧会関係といたしましては、観覧者に無償で配布される見本品、記念品及び博覧会の建設、運賃または運営等のため消費される貨物について所要の免税規定を設けることといたしております。

第五は、開港の指定であります。最近における港湾施設の整備状況、外国貿易船の出入港状況及び輸出入実績等を考慮いたしまして、新たに開港として、岩手県の大船渡港、宮城県の石巻港、茨城県の日立港、大阪府の阪南港及び佐賀県の伊万里港を指定することといたしております。

第六は、関税罰則の合理化であります。現在関税法は、関税の過誤犯等につき、その犯則の態様にかかわらず犯罪にかかる貨物をすべて没収することとしていますが、このような現行法のたてまえが実情に則らない面があることに顧み、必要没収は麻薬等の輸入禁止品、非自由化物資、高関税率等に限ることとする等、罰則規定の整備をはかることといたしております。

このほか、寄贈物品についての免税制度の整備、保税制度の円滑な利用のための簡素化その他関税制度の簡素化及び合理化をはかるために必要な整備をはかることといたしております。

以上が税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案外二法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいまよろお願い申し上げます。

○政府委員(塙崎潤君) 税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

政府は、税制が非常に複雑であるという国民の最近の世論にからんがみまして、税制調査会の答申に基づきまして、広範な簡素化計画を打ち立ておりまして、これに基づく法律案を国会に御提出申し上げているところでございます。本法律案はその一部をなすものでございます。しかしいま

て、この法案だけでも簡素化という点を御判断にならないようひつとお願ひいたしたいと思うのであります。むしろ国民に最も関係のござります所得税法、法人税法、相続税法の三つの法案におきましては、減税を中心といたします改正案と並びまして、大きな簡素化の案を御提案申し上げております次第でございます。

なお、この法案につきましては、衆議院におきまして附帯決議がつきまして、政府はこれを契機といたしましても少し徹底した簡素化をしなさい、こういう附帯決議が出来まして、私たちの大臣から、そういう方向に努力をするということがございましたことをつけ加えさせていただきたい。

○政府委員(岩尾一君) 石炭対策特別会計法案につきまして、提案の理由を補足して御説明申し上げます。

本法案を提出した理由については、ただいま御説明がありましたので、この特別会計の歳入歳出につきまして、御申しあげます。

の限度、これらはいためあわしても簡素化をねらし  
さらに法人税法におきましては、清算所得税の簡  
素化、中間納税の基準、減価償却制度の簡素化、  
こんなふうな法案を予定いたしております。な  
お、相続税におきましては、相続税額の計算の簡  
素化を御提案申し上げております。この法案はそ  
ういった各税法に含まれておりませんところの技  
術的な簡素化をねらつたものでございます。  
その内容は提案理由に詳しく書いてありますと  
うに、第一に、国税通則法及び国税徵収法の関係  
でございまして、その一は、端数計算の切り捨て  
限度の簡素化でございます。第二は、延滞税の簡  
素化でございます。第三は、納付方法の簡素化の  
見地から、口座振りかえ制度によるところの延滞  
税の計算の簡素化であります。それから第四は、

公允保証金徴収の要件の緩和であります。以上が国税通則法、国税徴収法の関係でござりますが、さらに、減税法案を提案いたしません酒類法等の間接税につきましても、簡素化を行なふべきいたしております。第一は、未納税移出の場合の承認制を届け出制に改めることであります。第二は、戻し入れ制度、これにおきまするとこの内、手続と仕組みの簡素化をいたそう、こういう内容でございます。技術的な仕組みにつきましては、提案理由で詳しく御説明申し上げておりますので、ここでは省略させていただきます。

卷之三

あります。これに該当するものとしては、石炭鉱山整理保進交付金に充てるための補助、炭層の保全、瓦斯の除去、矿山技術の開拓等であります。何とぞよろしくお願いいたします。

日本に対する元利補給、安定期積金の交付、業合理化事業団への出資のほか、電力、鉄鋼用炭

の増加引き取りに伴う負担増加に充てるため昨年度まで行なされていました関税還付制度にかえまして本年度から行なわれる歳出からの交付金が二品目となつております。  
実質税率の変更となります。おもな品目は、バ

さいます。昭和四十二年度におけるこれらの諸施  
ナ、ニッケル压延品類、鉛、亜鉛の塊、シクロ  
ヘリコート、電線等。

第三回に於ける「百七十一萬円」は、實に資本額の二分の一を示すのである。これに外國債券一百三十萬円を加へれば、總資本は三百七十一萬円となる。この額は、實に必要とする算額と一致する。

第二は、炭鉱離職者のための対策経費でありまして、緊急就労対策事業、職業訓練及び再就職援助について、行税率を引き下げるものです。また、新たに銅についてスライド開税制度を、ニッケルのく

譲業務に関する補助並びに就職促進手当(計五十億円)が計上されております。

第三は、産炭地域の疲弊にかんがみ、その地域の振興のためにとられる対策経費でありまして、この事情によつて変動が予想されるものについて、必要な場合に備えて、暫定税率を用意しつゝ、そ

産炭地域公共事業債利子補給金、産炭地域振興事業団への出資など三十億円が計上されておりました。この適用時期を政令に委任し、園税の彈力的運用をよかるることといたしました。また、現行暫定税率

をそのまま延長適用するおもな品目は、原重油、  
長毛頭、ペントツプレ、複合アレンミニクム、一  
キ。

第四回 鉱害復旧事業補助、鉱害基金への出資など六十二  
ス、刺しゅう布等であります。

億円であります。なお、鉄道復旧事業費補助は、昨年度までは関係各省から工事旅行者に対しても申しあげたいのは、本年三月末で適用期限の

個々に補助金を交付しておりますが、本年度から、通商産業省が取りまとめて鉱害復旧事業団による国税の一般還付及び特別還付制度についてあります。

補助金を一括交付し、同事業団から個々の工事を施行者に負担金を支払う方式に改めることとして施行者に負担金を支払う方式に改めることとして実現されました。從来石炭鉱業対策の見地から、政策的に国産石炭の引き取りを要請されていた両業界に対

以上のような課税の方法、これらの対策に付帯しました  
あります。  
、原重油関税の負担をかけぬようにする一方、  
国産石炭の一定量以上の引き取りによつて生ずる

は密接に関連する措置たとえば原料炭炭田開発調査委員会、支那准義等寸貿易協定を補助、監督力広くつきめぐらし、負担増を補てんするために設けられていたものであります。こゝが、内寸して國税額以上の置付または

害調整交付金の支払いなどに要する経費、並びに  
えないといふ選付制度本来の制約上、制度の合理

この会計の事務取扱い費等計六億円、会計の予備費五千万円があり、特別会計の歳出予算総額は別々会計の設置に伴い、これらの還付制度を廃止

約五百二十二億円となつております。  
以上、この特別会計法案に定める石炭対策関係  
し、同会計の交付金制度へ移行させることとした  
ものであります。

の歳入歳出の概要について御説明申し上げまし  
以上の関税率及び減免税または還付制度の改正

につきましては、大蔵大臣の諮問に基づき開税院審議会において慎重な検討がなされておりまして、今回の改正は昨年十二月二十六日及び本年二月十六日に行なわれた同審議会の答申を基礎としたものでございます。

第三は、簡易税率の新設の関係であります。

旅客または船乗組員が携帶して輸入いたしました貨物については、一定の範囲を超えたものについて課税されるわけですが、この課税の場合の関税率は、一般的の輸入貨物と同様に関税率表が適用されることになります。御承知のように、関税率表の分類は一千数百品目に分類されており、携帯貨物がどの税率に該当するかを知るには相当の知識と経験が必要でござります。さらに、貨物の種類によつては内国消費税が課されるものもあります。これらの複雑な税率のため、旅客等は自己の携帯品についておよそ幾らの課税がされるかを知ることが困難な状況でござります。いまして、これによる不安が旅具通関の際の紛争や不正輸入の一因となつてゐるのではないかと考えられる次第であります。このため、これらの携帯品につきましては、関税率表の税率とは別個に簡単な税率を設け、通関の円滑化、迅速化をはからうとするのが簡易税率制度を設けた理由でござります。

昭和四十五年の万国博覧会開催の際ににおける通  
関上の取り扱いを特別規則として定め、本年秋の

パリの万博理事会で承認を受ける必要があります。そこで、今国会に所要の改正案を提出したものでございます。

展示等のため貨物を一時的に輸入する例としては国際見本市がございますが、従来この場合の取り扱いといたしましては、会場を便宜保稅倉庫として許可いたしておりますが、万国博覽会の場合にはその規模、貨物の種類、外国での取り扱いの例などから見て、保稅倉庫によるることは適当でないで、外国貨物を簡易な手続により展示し使用することができる保稅展示場の制度を新たに設けることとしたわけであります。

第五は、開港の追加でございます。

第六は、関稅罰則のうちの没収及び追徴の規定の改正であります。現行の関稅罰則では、關稅逋脱犯等は、その犯則の態様にかかわらず犯罪にかかる貨物をすべて没収することになつております。他の税法等に比して著しく厳格な規定となつております。これは戦後の嚴格な貿易管理上の要請を反映しているものであります。最近のよくな自由贸易化の時代になつてまいりますと、このようなたたまえが実情に即さない面が出てきておりますので、没収対象貨物を麻薬等の輸入禁止品、非自由化物資及び酒、たばこ等の高關稅物資に限り、また追徴の範囲もこれに対応して縮小する等、罰則規定の整備をはかることといたしております。

以上、関稅定率法等の一部改正案について補足説明を申し上げました。

○委員長(竹中恒夫君) 以上で三案の提案理由及び補足説明を終わりました。

これより三案を一括して質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○野溝勝君 私は大蔵大臣に質問をしておる者もいます。

大蔵大臣、お忙しいところであります。私はいまの日本の經濟の現況について非常に憂慮しているのです。それは皮肉でものを申すのではなくて、國民の中には私のような見方をしておる者も

ありますので、そろいゝ点でひとつ大蔵大臣から御答弁を願いたいと思います。  
まず第一は日本経済の現況について、それから第二は国際収支の動向、第三には資本自由化、第四が外資と日本金融制度との関係、こうした点について御質問をしたいと思います。  
まず第一点は、先ほど申し上げましたとおり、日本経済の現況ですが、政府当局は、景気が上昇する傾向にある。三月期決算を見てもそれはうかがえるというござりますが、しかし、反面では、中小企業は年間一千件以上も倒産がある。こうした状態のもとにおいて、実際株式界における三月期決算といいましても、いまの株式は実際巨大会社が大部分を動かしておるのであります。個人が株の売買をするというようなことは御承知のとおり少ないのでござります。してみると、この三月期決算の一部の動きによつて景気上昇と即断することははどういうものか。それから特に、経済企画庁の発表によりますと、消費者物価の動き、経済の伸び率などの表もありました。これとても、なかなか私はこの表の上からだけ見たのでは安心ができないのでござります。

おるのであります。本年は五%，明年は四・五%上昇の見込み、こういうことを流しております。ところが、実際にこれを検討してみると、この見通しはいま改訂されておる。

さらに、経済の伸び率等におきましても、四十一年度は一四・五%，四十一年度が一二%ないしは一三%で、当初の経済企画庁の予想は一五%だった。こういう点は先々非常な不安な立場だと私は思うのです。その他民間の設備投資におきましても、一二%だったのが本年は八%に改訂された。

こういふような状態で、私は企画庁の統計がでたらめだといふやうなことを言うのではない、ほんとうにこういふ予見がつかないという事態は事実なんですから。しかし、こういう事実の前に立つて検討すると、私は今日の日本の経済の動向といふものに不安を感じる。この点、大蔵大臣としても容易でないものを感じておられると思います。大臣の御見解をひとつざくばらんにこの際お話し願いたいと思う。

○國務大臣（水田三喜男君）いろいろの御質問がございましたが、まず去年の四十一年度のあとを受けて、個人消費支出の伸び率、企業設備投資、在庫投資等、内需の堅調ということははつきりしておりますし、鉱工業生産も伸びが一ころは非常なテンポで伸びておったというようなことで、経済が強い上昇基調にあって、非常に好景気段階にあるということは、これはもういろいろな経済指標から見ても間違いないところでありますと思います。

したがって、これが今後どういうふうにいくかということについては、私ども決して楽観をしておりませんが、やはり経済がうまくいかないということがどこにあらわれてくるかといいますと、一つは国際収支にあらわれてくる。それから、もう一つはおつしやるよろに物価があらわれてきますので、この国際収支と物価の動向だけは私どもは絶えず気をつけて、この経済運用をやらなければならぬという立場で、いまいろいろのこと

○國務大臣(水田三喜男君) いろいろの御質問がございましたが、まず、去年の四十一年度のあとを受けて、個人消費支出の伸び率、企業設備投資、在庫投資等、内需の堅調ということははつきりしておりますし、鉱工業生産も伸びが一ころは非常なテンポで伸びておったというようなことで、経済が強い上昇基調にあつて、非常に好景気段階にあるということは、これはもういろいろな経済指標から見ても間違いないところでであろうと思います。

おるのであります。本年は五%，明年は四・五%上昇の見込み、こういうことを流しております。ところが、実際にこれを検討してみると、この見通しはいま改訂されておる。さらに、経済の伸び率等におきましても、四十一年度は一四・五%，四十二年度が一二%ないしは一三%で、当初の企画庁の予想は一五%だった。こういう点は先々非常な不安な立証だと私は思うのです。その他民間の設備投資におきましても、一二%だったのが本年は八%に改訂されただた。こういうような状態で、私は企画庁の統計がでたらめだというようなことを言うのではない、ほんとうにこういう予見がつかないという事態は事実なんですから。しかし、こういう事実の前に立つて検討すると、私は今日の日本の経済の動向といふものに不安を感じる。この点、大蔵大臣としても容易でないものを感じておられると思います。大臣の御見解をひとつさくばらんにとの際お話し願いたいと思う。

やつております。

これについての私どもの見通しを申しますと、私は物価はことし心配するようなことはならぬと思います。過去十年ずっと一〇%平均くらいで伸びてきましたが、ことになって初めて、五%といふ予定が四十一年になつて初めて少し下になつて、四・七%におさまったということは、これは偶然のことぢやなくて、いままでの物価動向から見たら、やはりたいへんな一つの変化だと私は思つております。というのは、やはり物価問題の根本的なものはやはり特に低い生産性部門に近代投資がどれだけ行なわれておるかということだと思いますが、この三、四年、特に景気が少し悪惡いというときに、中小企業、農業の投資が非常にこの期間に進んでいるということが、いまやはりこれが目に見えてきたところでございまして、昨年度予想よりも小売り物価が下がつて、上昇率が低かつたといふことは、去年だけの現象でなくして、ことしきらにこれはそういう傾向をはつきりさせてくるものだらうと。政府としては四・五%といふふうに見ていますが、あるいは私はことし後半期にいつて消費物価はそれ以下の上昇率にとまるような傾向を持つべきやしないということを考えております。

それともう一つは、卸売り物価でございますが、これはいろいろ卸売り物価が落ちついていく要素がいたまたくさん出てきました。まあ不況カルテルが全部打ち切られれているといふよくなうこと、海外市況は先行き非常に軟調が予想されているといふようなこと、鉄鋼の市況が急落して思惑需要が、下半期の供給力増加が期待されるというふうな経済情勢から見ますといふと、卸売り物価はやはり一応こちで落ちつくのぢやないかといふふうにも思われますので、この点の心配というものは去年の暮れからことしの二月にかけて、あのテ

ンボの趣せから來た心配よりも、私は薄らいでい

ンボの速さから来た心配よりも、私は薄らいでいるというふうに考えます。

それから、国際收支の問題でございますが、これはもう予想したとおりにはいまいっていません。内需が非常に強いものですから、また外国の市場の経済停滞というようなものがございまして、輸出は鈍化しておる、反対に輸入は最初の政府の予想よりもふえておるといふようなことで、相当上半期に狂いは出ておりますが、上半期は輸入期でもありますし、下半期の動向を見なければ、予想が大狂いになるかどうかということもいまの段階ではわからぬという状況でございますので、当初騒ぎ立てたような経済の過熱といふようなものも、一ころの感じよりはちょっと遠のいておるというようなことで、いろいろな点で若干の落ちつきも出ておるときでもございますので、私は、一応今まで政府が、予算編成のときにとってた政府の態度といふものを堅持して今年度の運営に当たつたら、ことしはわりあいにうまくやってのけられるんじゃないかというふうに考えております。

非常に楽観的と言われるかもしませんが、かりにこの国際收支の問題に若干の見込み違いが出てきましても、昔と違つて、この国際收支の構成が日本で変わつて、貿易収支の黒字といふものは、黒字幅が少なくなるということがあつても、黒字といふことを基調にしているものでございますから、もとのような不安定なものではない。したがつて、国際収支が短期的に若干のバランスのくずれがあつても、長期的観点から見てそら心配する必要はないということでしたら、この政府の施策をそろそろやめておきたいでやつてはける、経済成長も順調に望むことができるということになりますので、かりに若干のそういうものがあつても、こどしの日本経済にそら本質的なむずかしい問題はなくて切り抜けられるのではないか、これがいまのところの見通しであり、私どもの考え方でござります。

○国務大臣（水田三喜男君）　むしろ、今度のこの

○国務大臣(水田三喜男君) 慕しる、今度のこの企画庁でやつた経済発展計画ではつきり指摘しておりますが、日本經濟を均衡的に発展させるといためには、労働不足というよろんな問題のほうがむしろむずかしい問題であつて、これに対処する方法をうまくやらぬと、物価にしろ何にしろ、そういう面から来るもののはうが私は心配だとうことになりますと、この労働需給を無視した經濟の伸びといふものをそのまま放置できない。やはりその点を適当に、何といいますか、伸びをある程度調和させるといふことが大切だ。私は労働面のその問題のほうをむしろ重視したいと思つております。

○野瀬勝君 もちろん、日本經濟の動向といふ問題は大きな幅があるのでございまして、国際收支からで論戦のできるものでもなければ、結論が得られるものでもないと思います。おののの資料に基づいて、いろいろの角度からの意見もあるので、たとえば消費者物価の見通しなどは、私は遺憾ながら大臣と違ひでござります。大臣はこれを軽く見ておられるし、先々そんな不安はないといふようなことを言われておる。しかし、政府みずから公共料金、特に運賃の問題でも、あるいは通信の問題でも、あるいはその他公共料金の問題を、年度内の値上げは抑える、しかし考えておるといふようなことを言わせております。そういう立場から見ても、物価の問題は政府の関係しておる公共料金できさえも上がっていくといふ展望にあるのでございまして、なかなかそら大臣の見るような簡単なものではないと思います。

それから、労働需給の問題について重視して心だと思っております。その点は、それだけに重大でありますから、労働問題については十分労働大臣等といまから、財政方面から意見を出して検

討していく必要があると思います。

討していく必要があると思います。とにかくいまの大臣の見通しはさいますけれども、私の考えとはを申し上げておきます。この問題しておると、相当時間がかかるので、私はいまの質問のうち国際について意見を少しく述べてお伺いします。

国際收支の問題につきましては、委員会におきまして、福田君のことがあつたことがある。それは經常収支がよくいつておるから心配ないと、と言われておりましたが、すでに、おきましてはユーロドラーの問題ローンの問題が出ておったのです。これは、外國の資料には、ですから、金融経済におきましてもこれは簡単いかない、いま日本経済としては、いちやいかぬ、必ず外資の問題が生じからその対策を練つておくように、大臣に申しておきました。ところどころござりますか。事実問題になつます。きょうの新聞を見ましても、ましてそれを心配されていると、いうのですよ。いろいろとそれらが積極的に進出しておる。特に大臣が、今までそれを心配されている。たとえばコールよりユーロという状態で、それで、日本におきましても、輸入はこの上ますますふえて、それがある専門家などは、とにかくいまの大臣の見通しはさいますけれども、私の考えとはを申し上げておきます。この問題しておると、相当時間がかかるので、私はいまの質問のうち国際について意見を少しく述べてお伺いします。

討していく必要があると思います。とにかくいまの大臣の見通しは明るい観察でござりますけれども、私の考えとは違うということを申し上げておきます。この問題についてお話をしておるというと、相当時間がかかると思いますので、私はいまの質問のうち国際収支の問題について意見を少しく述べてお伺いしたいと思います。

国際収支の問題につきましては、私は前年度本委員会におきまして、福田君のときでしたか、聞いたことがある。それは經常収支、特に貿易収支がよくいつておるから心配ないというようなことを言われておりましたが、すでにその当時欧州におきましてはユーロダラーの問題とインペクトローンの問題が出ておったのです。外電あたりには、外国の資料には。ですから、なかなか日本の金融経済におきましてもこれは簡単に見るわけにいかない、いま日本経済としてはこれで安心していちやいかぬ、必ず外資の問題が出てくる、いまからその対策を練つておくようなどいふことを、大臣に申しておきました。ところが、今日はどうでござりますか。事実問題になつてきております。きょうの新聞を見ましても、もう問題になつていて。たとえばコールよりユーロダラーへ、こういう状態で、それで、日本におきましても外銀が積極的に進出しておる。特に大臣が閣議におきましてそれを心配されていろいろと発言されたようでございますが、私は当然だと思います。こういうように外資の問題を中心いろいろ話を進めるのでござりますけれども、問題は国際収支の問題です。

一体、いまの状態で、国際収支の将来といふものは明るくなるといふような見通しでございましてけれども、貿易はもう大体頂点に来ておると思うのですよ。いろいろとそれはいいますけれども、輸入はこの上ますますふえていくと思います。それはある専門家などは、とにかく国内需要が多くて在庫品が大体なくなつてきた、だからこれからいまのことろ輸入を入れて、それで国内の

需要に充てる、同時にそれを輸出に振り向ける、こういうことを言われております。しかし、私は国内需要は頂点じゃないかと思うのです。なつてみると、貿易です。貿易をどうするのですか。外国 アメリカを対象としておるところの貿易を——ちょうど経済企画庁長官が見えたが、長官なども非常にいいようなこと言われておりますが、私は今度のケネディ・ラウンドの会議を見て、私は容易じゃないと思うのです。そなつてくると、どこに一体輸出増進の条件がありますか。すべて東南アジア方面じゃないですか。欧洲方面はE E Cでだめです。そなつてくると、これも私はそんな貿易は楽観的なものじゃないと思うのです。

そういうことを考えてみると、国際収支というものはやはり貿易外収支あるいは資本収支によつてこの穴埋めをしていくよりしかたがない。これは本筋じゃない。本筋じゃないですけれども、それも考えなければならぬですね。経常収支がそういう不安の場合 貿易収支がそういう不安の場合、やはり資本収支、これはやはり重大視しなければいかぬと思うのです。そこで私は非常に心配するのでござります。私は経済の専門家ではありますけれども、真剣に考えるのです。当局は日本本の経済は安定だといふことを言いますけれども、おだてられておるだけでござります。ちょうど歐州においてユーロドラーやインバクトローンがどんどんやつてきたときに、欧洲産業界におきましては第二進攻作戦に入つておる。アメリカの第二進攻作戦だ。それが今日日本に来ておるのであるのです。大臣、経済企画庁長官、真剣にこれは考えてもらわなくちゃだめですよ。私は現実にあらざるところの日本の経済から推論して、真剣に考へなきやならぬと思う。

そこで、いま申し上げた私の見通しですね、こ

か、どういうふうにしてやつていこうとするのか、この点ひとつ大臣からお伺いしておきたいと思います。  
○國務大臣(水田三喜男君) この輸入の見込み、輸出の見込みについて、確かに最初の政府の見通しとは少し狂っておりますが、まあ去年の四十年度のことといいますと、貿易収支で大体月一億八千万ドルの黒字を持てばそのほかの収支の赤字を大体まかなえるということであり、ことしの見通しでは、大ざっぱにいつて月一億六千万ドルの貿易収支の黒字を確保すれば、いろいろこの資本収支の問題あるいは貿易外収支の赤字の問題も考えますが、それだけの貿易収支の黒を持てば一応まかなつてどんどんなるだらうと、大ざつぱな私どものものはさしこうでございますが、それを基準にしてやつてみますと、大体この上半期、四月から六月、七月から九月という動向は、いまもう四、五月と進んでおりますが、悪くて一億五、六千万ドルの総合収支の黒字幅の縮小といふ程度で済むのじやないかといふのが私どもの見通しでござりますので、そなしますといふと、この後半期に行つたら——この輸出の減つている一番大きい原因是、日本の内需の強いこともありますが、やはりアメリカの不況といふことが一番影響しておりますので、アメリカの不況もせいぜい響いておりますので、アメリカの不況もせいぜい半年の間には立ち直るというのが一般的の見通しでござりますので、後半期においてはこのアメリカの輸出といふことがだいぶ変わつてくるといふようになります。また逆になる場合もあるかもしれません。いろいろのことを考えますといふと、そういうふうに考えておられるのでござりますが、しかし、日本の財政金融に影響を持つてくるような事態になつたとする、あるいはそういう事態があらわれたとする、そういう場合には、私はあなたのような答弁では、それはとても不安でたまらぬのです。あなた自身が会長であられるところの外資審議会ですか、小林君が代理をやつておる、そういうところでもやはりいまの外資の動きに対して心配をしておるのじやないです。日本の経團連あたりもそういう意見を出している。先般の相互銀行給会の記録を見ると、山際さんなども具体的ではあります。また逆になる場合もあるかもしれません。また逆になる場合もある..

減らずに済むのじやないかといふような情勢もはつきり見通されますので、したがつて、この国際収支の短期的なアンバランスといふものとの資本収支でカバーできないような事態にはならないといふふうに考えますといふと、そういう変化が出てきて、私は、政府が政策を転換して、大きい国内での引き締め政策をやるといふような事態にならぬとも済む。避けられるといふふうに思っておりまますので、この短期的なアンバランスをユーロドラーのほかの短期外資でカバーするという方法も決して悪いことではなくて、この短期資本の安定性といふものも相当に評価していいと思いますので、そなにに対する見方は、私どもは一ころ、短期外資が入ることは不安であるとか、それは感心しないといふふうなことをずいぶん言つておきましたが、いまのような場合には、これを取り入れることはちつとも不安でもないといふふうに考へてゐると同時に、長期外資についても、調達できればこれを調達する方法を考へるとおり、日本の企業のためになるといふことなら、いいと思う。こまかいことは言いませんが、それがやがては企業支配をしてくる。一ころ歐州で心配した第二進攻作戦といふのは、具体的にいふふうに考へてゐると同時に、長期外資についても、調達できればこれを調達する方法を考へるとおり、日本企業への支配が出ていて、さういふふうに考へておるのは、どういふふうに考へておるのですね。そういう企業への支配性を持つてきました。

特にはなはだしいのに至つては、もう豊年リバとがあるいは日替ハイソツとかいう関係におきましては、株の半分くらいじやなくて、今日はもう向こうが五〇から六〇、七〇、ほとんど支配性を持つております。こういふように日本の企業が外資の導入によって——その外資の入り方はいろいろの形がありますよ。ユーランスの形をとるでしょう。こちらの為替銀行の取引先へもつてきてユーランス方式をとつて、どんどんとその幅をふやしてくる。そういうやり方もありましょ。あの手この手ですよ。やはり企業といふものは金融が目標なんぞござりますから、その弱点をちゃんと知つてゐるのですよ。金融資本といふものは、大臣、こんなことを言わなくて御承知と思ひますが、こういふ情勢の中になつて、その大臣の見通しは私はあまりあまいと思ひます。それけれども、もう少しく先の見通しを立ててもらい

たいと思ふ。

それがためには、日本の予算といふものをお  
予算といふものは何が多いかといふと、社会保障  
は防衛費ですよ。二千億も三千億も、さらにこの  
上ともかかるようなこういうような非生産的な予  
算といふものは、ほんとうに考えなければならぬ  
と思う。この核戦争の時代にもうそういうことを  
ああでもない、こうでもないといつてみても、マ  
スター・ベーションをやるようなもんですよ。  
さらに、大臣は輸出の問題、展望を先ほどお話  
しになりましたけれども、輸出など、アメリカは  
後半期になれば景気が立ち直つてくるだろう、そ  
の場合よくなるだろうといふような、いわゆる医  
者のだらう診断では私はいかぬと思うのです。と  
てもアメリカが後半期によくなる見通しはあります  
せん。だからこそ、インペクトローンとかエーロ  
ダラーによるところの外資の作戦によつてドルを  
集める、ドルの還元をはかつてゐるじやありません  
んか、アメリカ人が。これは企画室長官も考えて  
おられると思うのです。そういう状態にあつて、  
後半期にアメリカ経済が軌道に乗るといふのは、  
アメリカ経済を対象にしてものを考えるやり方  
で、この考え方も少し改めなければならないと思  
う。さらにもた、EECのほうはどうかといふ  
と、ああいうふうな状態。東南アジアにはドルも  
なければ原料もない。さあここでどうするかとい  
うことなんですよ。私はほんとうに真剣に考へて  
おる。これは何も社会党なるがゆえに、何なるが  
ゆえにということじゃない。真剣に考へておる。  
私のは幼稚な意見かもしません。けれども、あ  
まり間違つておらぬと思う。

千、前年度と比較いたしまして九千万ドル伸びて、一億三千万ドル。ところが、前年と比較してこれは一億二千万ドル減っております。ふえておるのは貿易外収支です。軍関係の受け取り、これはあなたのはうで発表したのです。大蔵省、日銀の速報によるのです。軍関係の受け取りは大幅に増加しております。前年度と比較して一・三倍、これは低目に出したと思うのですが、これでささえも一・三倍。長期資本収支に至っては前年度と比べて、まあ機械輸出やその他の延べ払い、信用供与、輸出超過幅が二億ドル拡大しておる。外国資本の信用借り入れ返済が非常にふえている。九千万ドル増加。年度間の赤字が八億四千万ドル、前年度に比べて大幅にふえている。こんな状態で、これでどうして一体貿易の好転の見通しがつくかというのです。アメリカが後半期はよくなるだらうと。どこに一体展望が立つんですか。アメリカがよくなれるだらうと先ほど大臣は言われましたが、どこに一体その条件があるでしょうか。

間には変わってくるといふのがもうあらゆることの見方でございまして、私どももアメリカの銀行とか、日本へ来るその筋のエコノミストの意見を聞きますし、いろいろの資料をとつてみても、アメリカの経済といふもののはあと半年たてば変わることとはもう大体間違いないと観測だと思います。変わった場合の日本の輸出がどうなるかということをやりますと、いまのような落ち込み状態は改善される、これは上向いていくことがあります。変わった場合の日本の輸出がどうなるかの外国の市場は、やはりいま全般として停滞ぎみでございますが、こういうものの動向といふようなものを見まして、上半期の貿易よりも下半期の貿易のほうが日本にとって改善されるといふことは大体はつきりしている方向だらうと思いますので、そういう意味で、ただ根拠なしに予想しているわけではこれほございません。

○野満勝君 では、見通しは見通しの問題として、つかむところがありませんから、まあそれこそ見解の相違といいましようか、そういうことで私のほうで遠慮しましよう。けれども、大臣ね、私はあなたに、これは質問じゃないですが、考えてもらいたいことは、日本も昨年までは、円シフトがあつたように、輸出ドライブもかかつて、貿易も相当明るかつたのですが、今日は先ほど申したようなことで、容易でないと思う。それにアメリカとしては、ベトナム戦争その他、中近東の方面においていろいろ動きが出てきたから、軍需景気がよくなるのでよくなるというふうに展望しておるのでですか。さもなければ、何もいい条件はないでしょう。ですから、ひとつこの際日本の財政金融のやり方も、将来に悔いを残さざるようになってもらいたいと、いろいろの意味で変なところへ引きずり込まれていくから、金融経済のほうから引きずり込まれていつちやうのだから、その点ひとつ、平和との関係がありますから、非常にあなたも注意してやってもらいたいと思います。日本の将来のため、真剣に考えて

いただきたい。  
それで、その問題はそれにいたしまして、次に聞いておきたい点は、ちょうど資本の自由化の問題が、特に巨大メーカーとか企業を中心にしてものを考えておられるらしいのでございますが、中小企業のほうに対しては、どういうふうに考えられておるのですか。これはやっぱり中小企業と巨大企業と、別々というわけにはいきません。このやり方がいろいろにあるでしょけれども、別々にものを考えるというわけにいきません、これは連関しておるわけでございますから。しかし、現実には、政府の考え方、あるいは金融界の考え方、が、やはり巨大企業を中心に考えておられるらし  
い。  
そうなつてみると、この日本の中小企業——中小企業といつても、これは池田さんがつくったことはでございますから、中小企業だつて、五百人も六百人も使っておるところがある。これは何も中小企業とは私は思いません。私どもは零細企業と中小企業と、そこは違うと思っておる。まあいざんしても、とにかく中小企業は全事業所中九九%以上もある。工業生産額が四九%、工業品の輸出額が四六%、流通面でも比重が大きい。ところで、大企業はどういうことをするかといふと、この中小企業下請企業に対して、非常に犠牲をしてくるわけです。こういう点で、非常に中小企業でも下のほうの諸君は心配しておるので。こういう点について、どういふうに大蔵大臣は考えておられるか、また今後こういうものの対策に對しましてはどうしようとするのか、この点をひとつお伺いしておきたいと思います。  
○國務大臣(水田三喜男君) 資本の自由化が日本経済にとつてプラスであるということは間違ございませんので、私どもは資本自由化の、前向きの姿勢でいま自由化のプログラムの作成にとりかかっておるというときでございますが、そこで、マニス面といふのは、おっしゃられるよらないいろいろな問題があると思います。かりにこれによつて日本の企業の經營権が外国の資本に握られてしまつというようなことの影響とかいろいろなも

のについては、これは当然私どもは考えなければなりませんので、業種別の検討をやつておりますが、むしろ一般にいわれているような大企業といふようなものは、外國が日本へ進出して経営権を握るというようなことについての懸念よりも、いわゆる中小企業といふもののほうが外資にとっては一番、もしそういう意図を持つんだとしたら、外資のほうがねらいいといふ事情にあると思いますので、したがつて、私どもは特に中小企業部門を重視して、自由化すべき業種、これを自由化をどうまで自由にするかというような問題をいま業種別に政府の関係機関で検討しておる、また外資審議会でもいろいろ業界別のヒアリングをやって、いま勉強しているという段階でござりますので、こういう点への配慮は十分するつもりであります。

が、金融機関における近代性の問題も考えなければいかぬということです。それを政府も考えられて、金融制度調査会というものができておるわけですね。ところが、金融制度調査会といふものには、外資の導入の問題の前にできた機関ですね。そこで、この外資との関係におきます金融制度といふ問題をここでは対象にしてあるのかないのか。そういう点で金融制度調査会の運営のやり方についても構造的変化が来ておるのでござりますから、そういう点について大臣はどういうふうに考へられておりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 今後の日本經濟に対処するための金融制度のあり方とということです、いままこの制度調査会は全般的な検討をやつておりますとして、したがつて、すぐに結論は出ませんので、ことしの秋にならなければいまの検討は終わらないだろうというふうに見ておりますが、全般にわたくつての検討をやつておりますので、秋ごろまでは結論が得出ると思います。

○野溝勝君 その問題はもちろん国内だけの金融制度でなくして、やはり外資との、開銀との関係や、そういう問題も総括して検討しておりますが。

○國務大臣(水田三喜男君) 調査会のプログラムでございまして、九月に答申されるのは大体中小企業金融を中心とした答申、その次に検討されるのがいま言つた全般の問題ということになりますので、むろんその場合には外資といふものを考慮した検討に入るということでござります。おくれるそぞうでござります。

○野溝勝君 そこで、まあ大臣、あとで簡単な質問がありますから、関税の問題について、ケネディ・ラウンドの問題を少しくお伺いしたいと思います。

○野溝勝君 経済企画庁長官にお伺いしますが、先般は御苦勞さまでございました。しかし、御苦勞さまでいふことは、一部御苦労さまであって、第二はそういうことは言いませんよ。さて、一応長官は努力されてきて、穀物の援助義務規定というのを拒否した、この点は非常に御苦労さまでございま

ないということになつたのですな。そうすると、結局、小麦は反対したけれども、ほかの穀物は五%を負担するということについては、これは承諾をされたわけなんですが、この間の事情をひとつこの際お伺いしておきたいと思います。

○國務大臣（宮澤喜一君）　お許しがあれば、着席のままでよろしくうござります。

○委員長（竹中恒夫君）　どうぞ。

○國務大臣（宮澤喜一君）　小麦協定を締結することとの関連において、食糧が不足しております低開発国に対して食糧援助をすべきではないかといふことが、このたびの関税一括引き下げ交渉に参加をいたしました多数の国の意見であつたわけであります。わが国としては、そのような援助は本來人道的なものでございますし、わが国は食糧の輸入国でございますから、小麦協定との関連でそのままのような義務を受諾することは、事柄の本質からして適当ではない。ただ、わが国としては、従来からいろいろな形での援助はいたしておりますし、今後もそれを継続する意向はある。したがつて、小麥協定との関連で、各國に定められます援助の比率については受諾をする意思はあるが、その援助の内容についてはわが国独自の方針に従つて行なつていただきたい。これがわが国の基本的な立場であります。このたびの交渉を通じてその立場はそのまま通し得たと、こう考えておるわけでござります。

そこで、野溝委員のお尋ねでございますが、ただいまの段階では、いわゆる各国がわが国を除きましたときめましたところの食糧援助の内容といふものが必ずしも明確には最終的にきまつております。すなわち、それが小麦だけによるものか、あるいは穀穀をも含め得るかということが第一に明確にきまつております。それから、第二に、その援助がすべていわゆるやりつきりの贈与であるということではない。一部は長期の貸し付けであつてもいいということまではきまつておりますけれども、その両者の間の比率、ないしは貸し付

けの場合の条件等については、返済は現地通貨によるということだけがきまっておりまして、詳細にはきまっておりませんのがただいままでの状況であります。この点はやがて正式に協定が条約になりますまでに決定をされるものと思いますが、したがつて、わが国が留保いたしました点は、留保の客体がただいま申し上げましたように必ずしも最終的に明確でございませんので、この点この点と一つ一つを申し上げることはいまではまだできない状態でございますが、少なくとも援助の内容についてはわが国独自の立場で徹するであらう、こういうことでございます。

したがつて、従来の実績を見ますと、その内容は、私どもとしては、最近インドに行ないましたようだに、食糧の形をとったこともございます。しかし、多くの場合には食糧以外のものであつわけでござりますから、今後とも相手国の必要、わが国の置かれました状態に従つていろいろな形をとるであろう。たとえば肥料でありますとか、農機具でありますとか、農薬でありますとか、その他相手国の農業振興に必要な形が多いと考えますが、それらいろいろな形をとるであらう。

それから、わが国に一応割り当てられましたシェアは、御指摘のように五百でござりますけれども、總体の金額が何がしであるかといふことは、ただいま申し上げましたように、小麦だけであるか、雑穀を含むかということが明確でありますんのと、小麦にいたしましても、どの小麦を幾らの評価でということがきまっておりませんために、總体が四百五十万トンであるということはきまつておりますけれども、その金額換算が幾らであるかということがきまっておりません。したがつて、五分の金額がドルにして、あるいは円にして、幾らであるかということは、正確にはまだきまっていない、こういう現状でございます。



፲፻፭፻

○中尾辰義君　内容のない計画というのは、私はそれは納得できませんがね。ですから、あなたたた。ここに文字には出ていなくても、大蔵大臣の腹の中にいるだらうと私は思つておるわけです。具体的に、四十二年度は先ほど申し上げましたように一般会計四兆九千五百九億に対する公債の依存度は一六%，これは前年度の公債依存率は二六・九%であったので、本年度は八千億の公債が出ておりますけれども、約〇・九%を引き下げた。こうなつてゐるわけですね。先ほど大蔵大臣がおっしゃつたように、今後経済の発展に伴いまして一般会計予算もだんだんと拡大されていくでござり、こうしたことになりますこと、やはり公債依存度といふものをだんだん下げましても、かなりのこれは公債発行額になるのじゃないか。去年からことしつきまして、約一%ぐらい下がつた。かりに向こう四カ年間毎年一%ずつこれを下げてみましても、一六%ですから、一二%，まあ単純計算するところいうふうになるわけですね。ところが、毎年毎年の歳出の自然増もありますので、そんなに公債依存度を下げるということでも不可能じゃないか。せいぜい一%か、まあ一・五%ぐらい。そうすると、やはりそういったような数字が出来まして、四十六年度あたりは一兆円ぐらいの公債発行になる。こういうよろくな気がするのですがね。そちら辺のところを、まあこの計画は内容ありませんといましても、やはり大蔵大臣でありますから、大体のあなたの見通しといふものは腹の中にあるのじゃないかと思いますので、私、聞いてみたのですけれども。

債依存率一六%。一六%というものは世界一に高いものでございまして、これが通常の国債の発行になつたら、そりやたいへんでございますので、いま高度成長をやつたあとでいろんな不均衡の是正とかいろいろなものが急務になつてきましたために、この一定期間、社会資本のおくれを取り戻すとか、いろんなことで需要が集中しておりますから、そういうことを考えた公債の発行でございまして、この依存度をこのまま継続するということは、これはたいへんなことでございまして、毎年依存度を減らすといいますか、もう長くこういうことを保つてはいらめませんので、思い切つて一定の時期に大きく切り下げるやらなければいけないと私は考えておりますので、そういう意味で、今後の財政のあり方というようなものを長期的に私どもはまた別にいろいろ考えることをやつておりますが、依存率を下げるといつても、一%や二%下げれる程度ではこれの依存率はまだまだ世界一に高い、高過ぎるものでございませんから、これを長く続けるつもりは絶対ございません。

るわけじゃないませんが、やはりどこで約五年計画といふようなことを言っておりますが、五年といふものが政策の一つの区切りの時期であつて、そういうときをやはり転機に次の政策といふものを吟味し直すということが必要であろう。こういふことになりますと、日本の国債発行政策も、いまの依存度といふものを、これはそろ長くここで続けるべきものじゃないので、四年たつたところがやはり公債政策の大きい転機になるのじゃないか、そのときに再検討すべきであるというふうに私も考えております。

○中尾辰義君　四、五年たてば転換の時期だとうつしやつても、いまのような高度経済のとくに、はたして転換できるかどうか、私は危惧しているわけですよ。同じように、毎年一四、五%ある予算規模が大きくなりしていくわけですからね。いまでも公債の残高は二兆二千八百三十九億円、一般会計の四六%ある。ですから、今後昭和四十六年にどのくらいになるか、これは公債依存度と財政規模の大きさから大ざっぱに検討をして、五、六兆円の残高になるのじゃないか、公債の累積した総額は一般会計に対し七〇%くらいになら上ががつてくるのじゃないか、このように考えて私ども心配しているわけです。そうすると、公債政策といふものにつきまして、どこか行き詰まつてくる。もう利子だけでもたいへんなものになりますよ。そういうわけで私はお伺いしているわけですね。

それで、今度これに関連して聞きますけれども、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案、これが出ておりますけれども、これによりますと、これから毎年国債総額の百分の一・六に相当する金額を償還しなければならぬ、こういうことで出ておりますね。この一・六という数字はどこから出たのか、これと関連して私は聞いてみたい。一・六という数字ですね、これはどういふふうに計算なさつております、何を基礎にして出たのか。

将来の国債の償還の財源に充てるために、前年度  
首の国債総額——この場合の国債総額と申します  
のは、いま申しましたような定率繰り入れにふさ  
わしい長期の国債を対象をいたしまして、その総  
額に対しても百分の一・六という率でございます。  
これは先生も御承知のように、従前は万円の百十  
六ということで繰り入れ法ができておつたわけで  
ござりますが、その後諸般の事情で、あるいは停止  
をしあるいは三分の一に引き下げるというような  
ことをやつておつたわけでございますが、今回、  
昨年から國債が一つの建設公債という形で出てく  
るようになりますので、将来の償還といふものを  
を確保するために、あるいは全体としての公債政  
策の歴史めといふ意味で、百分の一・六という率  
をつくったわけでございます。

この基礎は、いろいろ外国の例もございます  
し、日本の過去の例もございますが、全体としての  
考え方は、四十一年度に発行いたしました七千三  
百億の公債につきまして、これは全部建設公債で  
ございますから、一種の償還見合い財源と申しま  
すが、それが将来には果实を生むという財産にな  
るわけでございます。そういう財産といふ意味  
で、その七千三百億につきましての、公共事業の対  
象となりましたものを、あるいは国富統計あるい  
は租税の法律等によりまして、償還年限、減価償  
却の年限といふものを計算いたしまして、土地等  
の場合にはこれは永久資産でございますから、か  
なり百年というふうにおきまして、その他につき  
ましてはいま申しましたようなことで、道路は何  
年、港湾は何年というようなことで計算をいたし  
まして、それぞれ集計をいたしますと、大体六十  
年程度ということになるわけでございます。した  
がつて、そういう公債の見合いになる建設的な  
資材の減価償却年限といいますか、そういうものの  
は大体六十年である。六十年の間にそういうもの  
をかえていけばいいではないかという考え方で、  
六十分の一ということで百分の一・六という数字  
を出したのであります。

○中尾辰義君 そうすると、いろいろな公共投資をしたものが六十年で減価償却していくかなければならぬ、そういうわけで毎年毎年の国債総額の一・六%にきめた。こうなりますと、これはいまの国債は大体七年のですから、七年にはなんとうはこれは償却しなければならぬ。これはあなた、六十年もかかったのでは、ずいぶんこれはもう借りかえ借りかえをしていかなければならぬ、こういうことになるわけですね。そうすると、相当これは国債の残高が累積していくのじゃないか、膨大なものになってくるのじゃないか、どういうことを私は心配しておるわけですよ。その辺のところから一それにプラス国債の利子もかなり出てまいりますし、財政に対する公債政策といふものが全くこれは弾力性もなく、運用の面において彈力性もなく、公債政策も行き詰まつてくるのじゃないか、こういうことを心配するわけです。が、大蔵大臣はどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(水田三喜男君) そういうことを心配するために、減債整理基金といふものができておる。そうすれば一般会計からここに繰り入れる額が年々大きくなるということは、一般経費の先取りを公債によってされるということになつて、財政を非常にこれは圧迫し、梗塞しますから、そこでこれが一つの自律作用といいますか、公債を無制限に出せない、これが歯どめの役をすることにもなりますので、減債政策といふのを出した。公債の償還を完全にできるためにということと、また無制限に公債を出せないという一つの歯どめの制度ということになりますので、こういう意味で私どもは今後この制度が必要であるというふうに考えて、過去にもございましたが、事實上はこの制度は死んでおりましたので、今回はつきりましたこういう新しい減債政策をつくろうと考えておるわけでございます。

か。一千億も公債發行できたのですか。  
○國務大臣(水田三喜男君) 大体、四月千四百  
億、五月五百億ですか。予定の消化はできたはず  
でござります。  
○中尾辰義君 新聞なんか見ますと、國債が都市  
銀行なんかにかなり圧力を加えておる。そぞういう  
ことで資金繰りが非常に苦しくなつて金融債を売  
り急いでおる、こういうことが出ております。ま  
た、國債の相場が若干下がつておるのじゃない  
か、こういうことも出ておるようですが、いま国  
債の価格はどのくらいになつておりますか、時価  
は。

そういう意味で、国民所得の増大に対応して所得税といふものは始終下げなければならぬということがござりますので、こういうこともその中で述べておることだと思います。

○中尾辰義君 そろそると、関連いたしまして、先ほども質問がありましたがね、あなたはこの前須藤委員の質問に答えて、間接税を今後上げるようなことをおっしゃつておるわけですが、やはりこうしたこととこれは関連しているわけです。間接税を上げ直接税を圧縮すると。どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) ここで間接税の問題が御質問がありましたとき、「いま四一%と五十九%の比率になつておる、この間接税の比率はもう少し上げたいということを言つたんでございますが、それで衆議院のほうで、それじゃ、たゞどうを上げるのか何を上げるのかという質問が一ぱい来てましたので、私の言つている間接税の比重を上げたいというのはそういう意味ぢやないのだ。はつきりと大衆課税を望んでいるのぢやないのだからと言つて、さきの税制についてのいろいろ考え方を提起して、こういう問題も検討すべきであると、そうすれば、そこでは間接税の比重が上がっていくといふことになるのではないかといふことです。まだ政府の見解でもございませんが、私たちがあだん考へている一つのことを研究課題として衆議院で申したということでおきいまして、そくいうような、いろいろなこれから税制の仕組みについての新しい構想と、いうようなものを考える過程におきましては、直接税がいまの比重よりも下がっていくといふことは考えられますので、そういうことを言えどもと思ひますが、この問申したのは、そこまでの意味で申したわけじゃございません。

それで、最後に、国債の問題ですが、今後、先々またかなりの国債が出るわけですが、そうすると、やはり市中銀行の資金をかなり圧迫する、そういう現象が出てくるわけですね。今度も新聞に出でておりますとおり、金融債がかなり弱くなっている。これに対処してどういろいろ手をお打ちになるのか、これをひとつお伺いして終わりましょう。

○國務大臣(水田三喜男君) それはできるだけ市中の金融圧迫にならぬようとにかくことで、運営を弾力的に行なうというのが最初から申しておる私どもの考え方でござりますので、市中の金融市場がそうだというときには、この公債の発行についてはやはりいろいろ考えなければならないと。場合によつたら、無理だというときには、一部預金部の資金で引き受けるというようなこともあるときによつては「ございましょく」。まだそれをどうするという方針はきめておりませんが、市場の圧迫にならぬようなやり方によつて対処したいと考えております。

○説明員(近藤道生君) 先ほどお尋ねの発行価格でござりますが、九十八円六十銭でございます。

○中尾辰義君 市場圧迫にならないようにいろいろな政策を講じるとおっしゃった。私はそれを聞きたいたのですよ。いまおっしゃつたことはほんなことを考えていらっしゃいますか。

○國務大臣(水田三喜男君) これはやっぱり金融の問題でござりますから、この様子を見て私どもがやりますので、今度こうじゅうふうにするぞ、あいうふうにするぞということを私どものほうでわざわざ言う必要はないので、市場を見て適当に対処するということですぞ、います。

○委員長(竹中恒夫君) 本日の審査はこの程度にいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

## 午後零時四十九分散会

五月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、関税定率法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十六日）

一、石炭対策特別会計法案（予備審査のための付託は三月三十日）  
一、税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十六日）

五月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、印紙税法案

印紙税法

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の全部を改正する。

印紙税法案

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の全部を改正する。

印紙税法案

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の全部を改正する。

印紙税法案

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の全部を改正する。

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の全部を改正する。

項を定めるものとする。  
(課税物件)  
第一条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。  
第二条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のとされる文書以外の文書(以下「課税文書」という。)の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。  
第三条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書(以下「課税文書」という。)の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 一の課税文書を二以上の者が共同して作成した場合には、当該二以上の者は、その作成した課税文書につき、連帯して印紙税を納める義務がある。  
3 一の課税文書につき、連帯して印紙税を納める義務がある。

4 一の文書(別表第一第三号から第七号まで、第十号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる文書を除く。)に、同表第一号から第二十二号までの課税文書(同表第三号から第七号まで、及び第十号の課税文書を除く。)により証されるべき事項の追記をした場合又は同表第二十三号若しくは第二十四号の課税文書として使用するための付込みをした場合には、当該追記又は付込みをした者が当該追記又は付込みをした時に、当該追記又は付込みに係る事項を記載した課税文書を新たに作成したものとみなす。

5 別表第一第二十四号又は第二十五号の課税文書(以下この項において「通帳等」という。)に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額(同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該通帳等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があつたものとみなす。

6 一 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項 十万円をこえる金額  
二 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項 百万円以上の金額  
7 次条第二号に規定する者(以下この条において「国等」という。)と国等以外の者とが共同して作成した文書については、国等又は公証人法(明治四十一年法律第五十三号)に規定する公証人が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者(公証人を除く。)が保存するものは国等が作成したものとみなす。

税文書を一年以上にわたり継続して使用する場合には、当該課税文書を作成した日から一年を経過した日以後最初の付込みをした時に、当該課税文書を新たに作成したものとみなす。  
第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。  
一、國、地方公共団体又は別表第一に掲げる者が作成した文書  
二、別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの  
三、別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる場所と同一の区域内の場所に請求を受けた税務署長の所属する税務署の管轄区域の場所  
四、別表第一第二項、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認に係る課税文書これらとの承認をした税務署長の所属する税務署の管轄区域の場所  
五、別表第一第二号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分について、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該通帳等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があつたものとみなす。

第六条 印紙税の納税地は、次の各号に掲げる課税文書の区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。  
一 第四条第二項、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認に係る課税文書これらとの承認をした税務署長の所属する税務署の管轄区域の場所  
二 第九条第一項の請求に係る課税文書 当該請求を受けた税務署長の所属する税務署の管轄区域の場所  
三 第十条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙税納付計器の設置場所  
四 前三号に掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされているもの 当該作成場所  
五 第一号から第三号までに掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされていないもの 政令で定める場所  
第七条 印紙税の課税標準及び税率は、別表第一の各号の課税文書の区分に応じ、同表の課税標準

準及び税率の欄に定めるところによる。

### 第三章 納付、申告及び還付等

#### (印紙による納付等)

第八条 課税文書の作成者は、次条から第十三条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課

税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙(以下「相当印紙」という。)を、当該課税文書の作成の時までに、当該課税文書にはり付ける方法により、印紙税を納付しなければならない。

2 課税文書の作成者は、前項の規定により当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書と印紙の影紋とにかく、判明に印紙を消さなければならぬ。

#### (税印による納付の特例)

第九条 課税文書の作成者は、政令で定める手続により、大蔵省令で定める税務署の税務署長に対し、当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、税印(大蔵省令で定める印影の形式を有する印をいう。次項において同じ。)を押すことを請求することができる。

2 前項の請求をした者は、次項の規定によりその請求が棄却された場合を除き、当該請求に係る課税文書に課されるべき印紙税額に相当する印紙税を、税印が押される時までに、国に納付しなければならない。

3 税務署長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る課税文書の記載金額が明らかでないことその他の印紙税の保全上不適当であると認めるときは、当該請求を棄却することができる。

(印紙税納付計器の使用による納付の特例)

第十一条 課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器(印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところにより、國税庁長官の指定を受けた計器(第十六条及び第十八条第二項において「指定計器」といふ。)で、大蔵省令で定める形式の印影を生ずべ

き印(以下「納付印」という。)を付したもの)を

いう。以下同じ。)を、その設置しようとする場

所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて設置した場合には、当該課税文書に相当印紙をはり付けることにより、当該印紙税納付計器によ

り、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相

当する金額を表示して納付印を押すことができ

る。

2 前項の承認を受けた者は、同項の規定により印紙税納付計器を使用する前に、政令で定めるところにより、同項の税務署長に対し、当該印

紙税額に相当する金額の額を限度として当該印

紙税納付計器を使用するため必要な措置を講ず

ることを請求しなければならない。

3 前項の請求をした者は、同項の表示すること

ができる金額に相当する印紙税を、同項の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上

不適当と認められる場合には、税務署長は、そ

の承認を取り消すことができる。

4 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上不適当と認められる場合には、税務署長は、そ

の承認を取り消すことができる。

5 税務署長は、印紙税の保全上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、印紙

税納付計器に封を施すことができる。

6 第一項の規定により印紙税に相当する金額を表示して納付印を押す方法について必要な事項は、大蔵省令で定める。

(書式表示による申告及び納付の特例)

第十二条 課税文書の作成者は、別表第一第四号に掲げる物品切手その他の課税文書で政令で定めるものを作成しようとする場合には、政令で定

められたるもの(以下「課税標準数量」という。)を、かつ、その作成の事実が後日においても明らかにされているもので次の各号の一に該当するものを作成しようとする場合には、政令で定

められた納付すべき税額(以下「納付すべき

税額」という。)

三 その他参考となるべき事項

5 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額(次項において「納付すべき税額」という。)を、同項に規定する期間の開始の日から起算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

6 第一項第一号の課税文書につき同項の承認を

て当該課税文書に係る印紙税を納付することが

できる。

一 每月継続して作成されることとされている

もの

二 特定の日に多量に作成されることとされて

いるもの

三 前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印

税の保全上不適当と認められる場合には、税務

署長は、その承認を与えないことができる。

4 第一項の承認を受けた者は、政令で定めると

ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書

を、当該課税文書が同項第一号に掲げる課税文

書に該当する場合には毎月分(当該課税文書を

作成しなかつた月分を除く。)をその翌月末日ま

で、当該課税文書が同項第二号に掲げる課税文

書に該当する場合には毎月分(当該課税文書を

作成しなかつた月分を除く。)をその翌月末日ま

で、当該課税文書が同項第一号に掲げる課税文

書に該当する場合には毎月分(当該課税文書を

作成しなかつた月分を除く。)をその翌月末日ま

受けている者は、当該承認に係る課税文書につき同項の適用を受ける必要がなくなつたとき

は、政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

#### (預貯金通帳に係る申告及び納付等の特例)

第十二条 別表第一第二十三号の課税文書のうち

政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

#### (預貯金通帳に係る申告及び納付等の特例)

第十二条 别表第一第二十三号の課税文書のうち

政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。







四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第二十四条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第四十三条 削除

(関税法の一一部改正)

第二十五条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一百三十三条第一項後段を削る。

(厚生年金保険法の一一部改正)

第二十六条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第一百四十四条を次のように改める。

第九十四条 削除

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一一部改正)

第二十七条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第二百四十三号)の一部を次のように改定する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(証人等の被害についての給付に関する法律の一一部改正)

第二十八条 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第二百九号)の一部を次のように改定する。

第十二条第二項を削る。

別表第一 課税物件表

1 課税物件表の適用に関する通則  
この表における文書の所属の決定は、この表の各号の規定による。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、2及び3に定めるところによる。

2 一の文書でこの表の二以上の号に掲げる文

書により証されるべき事項又はこの表の一若しくは二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項とその他の事項とが併記され、又は混載して記載されているものその他の文

書でこれに記載されている事項がこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事

項に該当するものは、当該各号に掲げる文書に該当する文書とする。

3 一の文書が2の規定によりこの表の各号のうち二以上の号に掲げる文書に該当することとなる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

イ 第一号又は第二号に掲げる文書と第三号から第二十二号までに掲げる文書とに該当する文書は、第一号又は第二号に掲げる文書とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる文書で契約金額の記載のないものと第八号に掲げる文書とに該当する文書は、同号に掲げる文書とする。

ロ 第一号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書は、第一号に掲げる文書とする。ただし、当該文書により証されるべき事項に係る文書と第一号に掲げる文書で契約金額を第一号に記載があり、かつ、当該契約金額を第一号及び第二号に掲げる文書のそれぞれにより証されるべき事項ごとに区分することができる場合において、第一号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額(当該金額が二以上ある場合には、その合計額。以下このロに記載されるべき事項ごとに区分するところによる。

ハ 当該文書に記載されている単価及び数量、記号その他によりその記載金額の計算をすることができる場合には、その計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

ホ 第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第一号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が百円以上であるものは、それぞれ、第一号又は第二号に掲げる文書とする。

4 この表の課税標準及び税率の欄の税率又は非課税物件の欄の金額が契約金額、券面金額その他の当該文書により証されるべき事項に係る金額として当該文書に記載された金額(以下「記載金額」という。)を基礎として定められている場合における当該金額の計算については、次に定めるところによる。

イ 当該文書に二以上の記載金額があり、かつ、これらの金額が同一の号に該当する文書により証されるべき事項に係るものである場合には、これらの金額の合計額を当該文書の記載金額とする。

ロ 当該文書が2の規定によりこの表の二以上の号に該当する文書である場合には、次に定めるところによる。

(一) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるところによると、当該文書が3の規定によりこの表のいすれの号に掲げる文書に所属するべき事項ごとに応じ、その所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

(二) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるところによると、当該文書の記載金額とする。

号、第二十四号又は第二十五号に掲げる文書と第一号から第二十二号までに掲げる文

書とに該当する文書は、第二十三号、第二十四号又は第二十五号に掲げる文書とす

る。

ホ 第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第一号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が十万円をこえるもの又は第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第二十四号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が百円以上であるものは、それぞれ、第一号又は第二号に掲げる文書とする。

ホ 第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第一号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された金額を百円以上である場合には、その計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

ホ 当該文書の記載金額が外国通貨により表示されている場合には、当該文書を作成した日における外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項又は第二項(外國為替相場)の規定により大藏大臣が定めた基準外國為替相場又は裁定外國為替相場により当該記載金額を本邦通貨に換算した金額を当該文書についての記載金額とする。

ホ この表の第一号、第二号、第八号及び第十号から第二十号までにおいて「契約書」とは、契約証書、協定書、約定書その他の名称のいかんを問わず、契約(その予約を含む。以下同じ。)の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実(以下「契約の成立等」という。)を証すべき文書をいい、証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額に満たないときは、同号に掲げる文書とする。

ホ 第二十二号から第二十二号までに掲げる文書は、当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる文書とする。

ホ 本に規定する場合を除くほか、第二十三

べき事項」とに区分することができないときは、当該金額(当該金額のうち、

当該文書が3の規定によりこの表のいす

れかの号に所属することとなる場合における当該所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額以外の金額として明瞭にされている部分があるとときは、当該明らかにされている部分の金額を除く。)を当該文書の記載金額とする。

ホ 第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第一号に掲げる文書とに該当する文書でこれに記載されている事項がこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事

き事項とその他の事項とが併記され、又は混載して記載されているものその他の文

書でこれに記載されている事項がこの表の二以上的号に掲げる文書により証されるべき事

き事項とその他の事項とが併記され、又は混載して記載されているものその他の文



六 合併契約書

十六 に關する 契約書 も のと り	十五 債務の 保証 の契約書 を除く の主記 する債務	十四 施設の 設定又は 使用権の実 現する契約 書は譲渡 に關す る	十三 約書	十二 信用状	十一 保険証券	十 預託証券	九 倉庫証券 及び倉荷 証券等	八 有する類似 の効用を有 するものとす る。
一通につき	一通につき	一通につき	一通につき	一通につき	一通につき	一通につき	一通につき	九 条(船荷証券) は同法第 七百六 号(船荷証券) 品運送法 十二年法律 第七条(昭和 五百九 年法律第 七百三 物若士 しくは国際海上 の記載 第十 の項 九 商法第五百九 条(預託証券等) か、一部を欠く の記載事項 の一部を有す る。これらは の証券書で、一部 の効用を有す るものを含む の証券書には、信 託証書には、信 託証書を含むもの とする。
二十円	二十円	二十円	二十円	二十円	二十円	二十円	二十円	九 条(船荷証券) は同法第 七百六 号(船荷証券) 品運送法 十二年法律 第七条(昭和 五百九 年法律第 七百三 物若士 しくは国際海上 の記載 第十 の項 九 商法第五百九 条(預託証券等) か、一部を欠く の記載事項 の一部を有す る。これらは の証券書で、一部 の効用を有す るものを含む の証券書には、信 託証書には、信 託証書を含むもの とする。
一 通につき	一 通につき	一 通につき	一 通につき	一 通につき	一 通につき	一 通につき	一 通につき	九 条(船荷証券) は同法第 七百六 号(船荷証券) 品運送法 十二年法律 第七条(昭和 五百九 年法律第 七百三 物若士 しくは国際海上 の記載 第十 の項 九 商法第五百九 条(預託証券等) か、一部を欠く の記載事項 の一部を有す る。これらは の証券書で、一部 の効用を有す るものを含む の証券書には、信 託証書には、信 託証書を含むもの とする。
一 通につき	一 通につき	一 通につき	一 通につき	一 通につき	一 通につき	一 通につき	一 通につき	九 条(船荷証券) は同法第 七百六 号(船荷証券) 品運送法 十二年法律 第七条(昭和 五百九 年法律第 七百三 物若士 しくは国際海上 の記載 第十 の項 九 商法第五百九 条(預託証券等) か、一部を欠く の記載事項 の一部を有す る。これらは の証券書で、一部 の効用を有す るものを含む の証券書には、信 託証書には、信 託証書を含むもの とする。

二十 判取帳	1 判取帳とは、第一号、第二号、第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号に掲げる文書により証されるべき事項につき二以上の相手方から付込証明を受ける目的をもつて作成する帳簿をいう。	二冊につき 四百円	四十四 冊につき 一冊につき	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳
二十一 預貯金通帳	第一号、第二号、第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号に掲げる文書により証されるべき事項を付けて記入する目的をもつて作成する通帳(前号に記載する通帳を除く)。	一冊につき 一百円	一冊につき 二十円	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳
二十二 有価証券	第一号、第二号、第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号に掲げる文書により証されるべき事項を付けて記入する目的をもつて作成する通帳(前号に記載する通帳を除く)。	一冊につき 一百円	一冊につき 二十円	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳
二十三 税金等の支拂い	第一号、第二号、第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号に掲げる文書により証されるべき事項を付けて記入する目的をもつて作成する通帳(前号に記載する通帳を除く)。	一冊につき 一百円	一冊につき 二十円	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳
二十四 税金等の支拂い	第一号、第二号、第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号に掲げる文書により証されるべき事項を付けて記入する目的をもつて作成する通帳(前号に記載する通帳を除く)。	一冊につき 一百円	一冊につき 二十円	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳	三十 預貯金通帳、信託行 互銀行若しくは無尽 会社の作成する掛 通帳

別表第二 非課税法人の表

名 称	根 拠 法
愛知用水公團	愛知用水公團法(昭和三十年法律第百四十一号)
奄美群島振興信用基金	奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
医療金融公庫	医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)
オリエンピック記念青少年総合センター	オリエンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第四十五号)
海外移住事業団	海外移住事業団法(昭和三十八年法律第百二十四号)
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法(昭和三十七年法律第百二十号)
簡易保険郵便年金福利社事業団	簡易保険郵便年金福利社事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)
漁業共済基金	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)
金属鉱物探鉱促進事業団	金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十八年法律第七十七号)
原子燃料公社	原子燃料公社法(昭和三十二年法律第九十四号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
鉱害復旧事業団	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和二十七年法律第二百九十五号)
港務局	臨時石炭鉱業復旧法(昭和二十七年法律第二百十八号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)
国民金融公庫	国民金融公庫法(昭和二十四年法律第八十九号)
国立教育会館	国立教育会館法(昭和三十九年法律第四十九号)
国立競技場	国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)
国立劇場	国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)
雇用促進事業団	雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第一百六十六号)
こともの国協会	こともの国協会法(昭和四十一年法律第一百三十二号)

産炭地域振興事業団	産炭地域振興事業団法(昭和三十七年法律第九十五号)
社会福祉事業振興会	社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第一百五十六号)
首都高速道路公团	首都高速道路公团法(昭和三十四年法律第一百三十三号)
小規模企業共済事業団	小規模企業共済法(昭和四十年法律第一百二号)
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第一百七号)
新技术開発事業団	新技术開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)
新東京国際空港公團	新東京国際空港公團法(昭和四十年法律第一百十五号)
信用保証協会	信用保証協会法(昭和二十八年法律第一百九十六号)
森林開発公團	森林開発公團法(昭和三十一年法律第八十五号)
石炭鉱業合理化事業団	石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第一百五十六号)
船舶整備公團	船舶整備公團法(昭和三十四年法律第四十六号)
全国農業會議所	農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第一百二十四号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第一百三十八号)
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)
帝都高度度交通公團	帝都高度度交通公團法(昭和十六年法律第五十一名)
土地改良区	土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	
土地地区画整理組合	土地地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)
都道府県農業會議	農業委員会等に関する法律
南方同胞援護会	南方同胞援護会法(昭和三十一年法律第一百六十号)

日本開発銀行	日本開発銀行法(昭和二十六年法律第一百八号)
日本学校給食会	日本学校給食会法(昭和三十年法律第一百四十八号)
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第一百二十三号)
日本國有鐵道	日本國有鐵道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)
日本住宅公團	日本住宅公團法(昭和三十年法律第五十三号)
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第一百二十三号)
日本消防検定協会	消防法(昭和二十三年法律第一百八十六号)
日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)
日本専売公社	日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本中小企業指導センター	日本中小企業指導法(昭和三十八年法律第一百四十七号)
日本鐵道建設公團	日本鐵道建設公團法(昭和三十九年法律第三号)
日本てん菜振興会	日本てん菜振興会法(昭和三十四年法律第一百八号)
日本電信電話公社	日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)
日本道路公團	日本道路公團法(昭和三十一年法律第六号)
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)
日本労働協会	日本労働協会法(昭和三十三年法律第一百三十二号)
農業共済基金	農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)
農業協同組合中央会	農業協同組合法(昭和二十一年法律第一百三十二号)
農業信用基金協会	農業信用基金協会法(昭和三十六年法律第二百四号)
農業信用保険協会	農業信用保険法(昭和三十六年法律第二百四号)
農地開発機械公團	農地開発機械公團法(昭和三十年法律第一百四十二号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
八郎潟新農村建設事業団	八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十一年法律第八十七号)
阪神高速道路公團	阪神高速道路公團法(昭和三十七年法律第四十三号)

北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)
北方協会	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第一百六十二号)
水資源開発公團	水資源開発公團法(昭和三十六年法律第二百十八号)
木船相互保険組合	船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第一百七十七号)
林業信用基金	林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第一百二十六号)
別表第三 非課税文書の表	
文 書	名
国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いに関する文書	日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いをする者
年金福利事業団法(昭和三十六年法律第一百八十号) 第十七条 年金福利事業団法(昭和四十年法律第九十九号) 第二号(業務の範囲)の業務に関する文書	日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いをする者
畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三条) 第三十八条第一項第五号(業務の範囲)の業務に関する文書	畜産振興事業団
公害防止事業団法(昭和四十年法律第一百八号) 第十八条 第一号から第三号まで及び第五号(業務の範囲)の業務に関する文書	公害防止事業団
日本育英会法(昭和十九年法律第三十号) 第十六条第一項 第一号(学資の貸与)の業務に関する文書	日本育英会、日本育英会の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者
社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号) 第二条第二項第七号(定義)に規定する生計困難者に対する無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書	社会福祉法人その他當該資金を融通する者又は当該資金の融通を受ける者
公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十二年法律第六十五号) に定める公衆衛生修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書	当該修学資金の貸与を受ける者
矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十二号) に定める矯正医官修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書	当該修学資金の貸与を受ける者
母子福祉法(昭和三十九年法律第二十九号) に定める資金の貸付けに関する文書	当該資金の貸付けを受ける者

私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号) 第二十六条第一号(福祉事業)の貸付け並びに同条第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	私立学校教職員共済組合又はその組合員
公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号) 第六十三条第一項第二号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	専充共済組合、國鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合又はこれらの組合の組合員
農林漁業團体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号) 第五十三条第一号(福祉事業)の貸付け及び同条第三号(福祉事業)の事業に関する文書	農林漁業團体職員共済組合又はその組合員
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号) 第九十八条第一項第二号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	国家公務員共済組合、國家公務員共済組合連合会又は國家公務員共済組合の組合員
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号) 第百十二条第一項第一号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合の組合員
社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第一百二十九号) に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書	社会保険診療報酬支払基金又は同法第一条(目的)に規定する保険者の組合員
厚生年金保険法(昭和三十一年法律第二百二十九号) 第一百五十九条(基金の業務及びこれに関する信託) 又は第百五十九条(連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結)に規定する給付に関する文書	厚生年金基金、厚生年金基金連合会、信託会社(信託業務を営む銀行を含む)又は生命保険会社
自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第二百九十七号) に定める自動車損害賠償責任保険に関する保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済に関する共済掛金受取書	自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第二百九十七号) に定める自動車損害賠償責任保険に関する保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済に関する共済掛金受取書
国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号) に定める国民健康保険の業務運営に関する文書	国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第一百六十号) 第七条第三項(退職金共済手帳の交付) の退職金共済手帳又は同法第七十六条第一項第二号(業務の委託) の退職金共済証紙の受取書	同法第二条第六項(定義)に規定する共済契約者又は特定業種退職金共済組合から退職金共済証紙の受取しに關する業務の委託を受けた金銭機関
港湾労働法(昭和四十一年法律第二百二十号) に定める納付金の徴収に関する文書	同法第二条第三号(定義)に規定する事業主

## 登録免許税法案

## 登録免許税法

登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の全部を改正する。

目次

## 第一章 総則(第一条—第八条)

## 第二章 課税標準及び税率(第九条—第二十条)

## 第三章 納付及び還付

## 第四章 雜則(第三十二条)

## 第一節 還付(第三十一条—第三十二条)

## 附則

## 第一章 総則

## (趣旨)

第一条 この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納税義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

## (課税の範団)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、許可、認可、指定及び技能証明(以下「登記等」といふ。)について課する。

## (納税義務者)

第三条 登録等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。この場合において、当該登記等を受ける者が一人以上あるときは、これららの者は、連帶して登録免許税を納付する義務を負う。

## (公共法人等が受けける登記等の非課税)

第四条 国及び別表第二に掲げる者が自己のために受けれる登記等については、登録免許税を課さない。

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けれるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等(同表の第四欄に大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等については、当該書類を添附して受けるものに限る。)

については、登録免許税を課さない。

## (非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登記にあつては、当該登記等がこれららの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類を添附して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一 國又は別表第二に掲げる者がこれららの者以外の者に代位してする登記又は登録

二 登記機関(登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。)が職権に基づいてする登記又は登録で政令で定めるもの

三 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二編

第四章第七節(会社の整理)又は第九節第二款(特別清算)の規定による株式会社の整理又は又は登録

四 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第一百九号)第三条第一項及び第二項又は第

四条(住居表示の実施手続等)の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登

録事項の変更の登記又は登録

五 行政区分画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更(その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。)に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

六 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項(定義)に規定する土地改良事業又は土地改良の実施手続等の登記又は登録

七 公共施設の整備に関する市街地の改造に係る法律(昭和三十六年法律第百九号)第二

八 國土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第三十二条の二第一項(代位登記)の規定による土地に係る登記

九 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十年法律第百二十六号)第十四条二項(登記)(同法第二十三条第二項(旧慣使用林野整備の効果等)において準用する場合を含む。)の規定による土地に関する登記

十 墓地に係る登記

十一 帯納処分(その例による処分を含む。)に

関してする登記又は登録(換価による権利の移転の登記又は登録を除くものとし、帶納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登録の抹消を含む。)

十二 登記機関の過誤による登記若しくは登録又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登録

十三 登記の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登録の回復の登記若しくは登録

十四 相続又は法人の合併に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人の受けた別表第一の第二十四号から第四十八号までに掲げる登記、特許、免許、認可、許可、認可又は指定を引き続いだ受ける場合における登記(外國公館等の非課税)

十五 第二十九条第一項若しくは第二項の規定によ

ける登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体(以下「登記官署等」といふ。)の所在地とする。

十六 第二十九条第一項若しくは第二項の規定によ

り徴収すべき登録免許税又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還付)に規定する過誤納金に係る登録免許税の納稅地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいすれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 この法律の施行地(以下「国内」といふ。)に

住所を有する個人である場合 その住所地

二 国内に住所を有せず居所を有する個人であ

る場合 その居所地

三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人

2 前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大蔵省等の敷地又は建物に関する登記若しくは登録又はこれらに準する行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

(信託財産の登記等の非課税)

第七条 信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。

一 委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

二 委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合における財産権の移転の登記又は登録

三 受託者の更迭に伴い旧受託者から新受託者に信託財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

四 前項第二号の規定は、委託者の相続人に信託財産を移す場合には、適用しない。この場合には、当該財産権の移転の登記又は登録を相続に

による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。



る。

3 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定の登記がされている土地又は賃借権の設定の登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登記免許税の税率は、別表第一の第一号の(1)の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合とする。

#### (二)以上の登記等を受ける場合の税額)

第十八条 同一の登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書）により、別表第一に掲げる登記等の区分に応じ二以上の登記等を受ける場合には、各登記等につき同表における登録免許税の額は、各登記等につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額の合計金額とする。

#### (定率課税の場合の最低税額)

第十九条 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額が五百円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、五百円とする。

(政令への委任)  
第二十条 この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第三章 納付及び還付

#### (現金納付)

第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免

税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

#### (印紙納付)

第二十二条 登記等（第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が一万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

#### (嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一の第一号から第二十二号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該登記等を受ける者は、当該登記等を登記官署等に提出するものとする。

#### 2 前項の場合において、登録免許税の額が一万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同

項の規定にかかるらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項の登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

#### (免許等の場合の納付の特例)

第二十四条 別表第一に掲げる登記、特許、免許、許可、認可、指定又は技能證明で政令で定めるもの（以下この章において「免許等」といふ。）につき課されるべき登録免許税について

は、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。

#### (印紙納付)

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき（前条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合にあっては、当該書類が提出されたとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下この章において同じ。）の紙面と印紙の彩紋とにかくて判明に消印しなければならない。

(課税標準及び税額の認定)  
第二十六条 登記機関は、登記等の申請書（当該登記等が免許等である場合には、第二十四条第一項に規定する書類。次項において同じ。）に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従つていなかつたときは、その他の当該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

#### (納付の確認)

第二十七条 登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は期限とする。

一 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

2 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税の各号に掲げる登記免許税の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は期限とする。

3 前項の登記等に係る登録免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

4 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

5 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

6 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

7 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

8 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

9 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

10 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

11 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

12 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

13 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

14 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

15 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

16 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

17 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

18 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

19 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

20 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

21 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

22 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

23 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

24 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

25 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

26 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

27 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

28 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

29 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

30 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

31 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

32 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

33 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

34 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

35 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

36 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

37 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

38 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

39 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

40 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

41 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

42 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

43 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

44 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

45 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

46 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

47 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

48 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

49 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

50 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

51 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

52 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

53 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

54 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

55 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

56 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

57 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

58 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

59 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

60 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

61 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

62 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

63 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

64 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

65 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

66 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

67 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

68 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

69 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

70 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

71 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

72 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

73 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

74 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

75 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

76 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

77 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

78 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

79 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

80 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

81 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

82 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

83 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

84 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

85 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

86 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

87 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

88 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

89 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

90 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

91 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

92 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

93 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

94 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

95 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

96 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

97 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

98 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

99 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

100 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

101 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

102 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

103 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

104 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

105 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

106 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

107 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

108 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

109 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

110 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

111 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

112 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

113 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

114 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

115 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

116 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

117 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

118 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

119 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

120 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

121 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

122 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

123 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

124 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

125 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

126 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

127 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

128 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

129 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

130 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

131 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

132 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

133 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

134 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

135 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

136 免許等に係る登記免許税の納付の基因となる





イ 所有権の登記のある不動産の表示の変更又は更正の登記で次に掲げるもの	口 土地の分筆又は建物の分割若しくは区 イ による表示の変更の登記	口 附記登記、抹消した登記の回復の登記又 イ 登記の更正若しくは変更の登記(これらの登 記のうち〔から〕までの登記に該当するもの 及び土地又は建物の表示の登記に係るもの 除く。)	口 分筆又は分割若しくは イ 合併後の不動産の個数	一個につき五百円
口 土地又は建物の合併による表示の変更の 登記登記、抹消を除く。)	口 登記の抹消(土地又は建物の表示の登記の 抹消を除く。)	口 船舶の登記(船舶の信託の登記を含む。)	不動産の個数	一個につき五百円
(イ) 所有権の保存の登記	(イ) 所有権の移転の登記	(イ) 船舶の登記額	不動産の個数	一個につき五百円
(ロ) 相続又は法人の合併による移転の登記	(ロ) 遺贈、贈与その他無償名義による移転の 登記	(イ) 船舶の価額	合併後の不動産の個数	一個につき五百円
(ロ) 抵当権の設定、転貸又は移転の登記	(ロ) 抵当権の設定、競売の中立て、仮差押え、 仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の 処分の制限の登記	(ロ) 船舶の価額	分筆又は分割若しくは 合併後の不動産の個数	一個につき五百円
(イ) 抵当権の移転の登記	(イ) 相続又は法人の合併による移転の登記	(ロ) 船舶の価額	不動産の個数	一個につき五百円
(ロ) その他の原因による移転の登記	(ロ) その他の原因による移転の登記	(ロ) 船舶の価額	不動産の個数	一個につき五百円
(イ) 信託の登記	(イ) 所有権の信託の登記	(ロ) 船舶の価額	不動産の個数	一個につき五百円
(ロ) 仮登記	(ロ) 所有権以外の権利の信託の登記	(ロ) 船舶の価額	不動産の個数	一個につき五百円
(イ) 請求権の保全のための仮登記	(ロ) その他の仮登記	(ロ) 船舶の価額	不動産の個数	一個につき五百円
一隻につき千円	一隻につき五百円	一千円	一千円	一千円

五 工場財団、鉄業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団又は自動車交通事業財団の登記(これらの財団の信託の登記を含む。)	所有権の保存の登記	財団の数	一個につき一万円
(一) 担当権の設定若しくは移転、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当権の差押えその他権利の処分の制限の登記	信託の登記	財団の数	千分の一・五
(二) 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これら登記のうち〔から〕までの登記に該当するものを除く。)	附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これら登記のうち〔から〕までの登記に該当するものを除く。)	財団の数	千分の一・五
(三) 登記の抹消	登記の抹消	財団の数	千分の一・五
六 企業担保権の登記(企業担保権の信託の登記を含む。)	企業担保権の設定又は移転の登記	債権金額	千分の一・五
(一) 信託の登記	信託の登記	債権金額	千分の一・五
(二) 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これら登記のうち〔から〕までの登記に該当するものを除く。)	附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これら登記のうち〔から〕までの登記に該当するものを除く。)	申請件数	千分の一・五
七 鉄道財団、軌道財団又は運河財団の登記(これらの財団の信託の登記を含む。)	債権金額	千分の一・五	
(一) 担当権の設定若しくは移転又は競売若しくは強制管理の申立ての登記	債権金額	千分の一・五	
(二) 信託の登記	債権金額	千分の一・五	
八 動産の抵当権に関する登記又は登録	財団の数	千分の一・五	
(一) 農業用動産の抵当権に関する登記	債権金額	千分の三	
(二) 抵当権の設定の登記	債権金額	千分の一・五	
(三) 抵当権の移転の登記	債権金額	千分の一・五	
(四) 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これら登記のうち〔から〕までの登記に該当するものを除く。)	債権金額	千分の一・五	
(五) 登記の抹消	債権金額	千分の一・五	

九 著作権の登記(著作権の信託の登記を含む。)	著作権の登記	自動車の数	一千につき五百円
(一) 著作権の移転の登記	著作権の件数	千分の三	一千につき五百円
(二) 相続又は法人の合併による移転の登記	著作権の件数	千分の一・五	一千につき五百円
(三) その他の原因による移転の登記	著作権の件数	一千につき六千円	一千につき六千円
(四) 著作権を目的とする賃貸の設定又は著作権若しくは当該賃貸の処分の制限の登記	著作権の件数	千分の四	一千につき六千円
(五) 著作権を目的とする賃貸の移転の登記	著作権の件数	一千につき千円	一千につき千円
(六) 相続又は法人の合併による移転の登記	著作権の件数	一千につき三千円	一千につき三千円
(七) その他の原因による移転の登記	著作権の件数	一千につき五百円	一千につき五百円
(八) 無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登記	著作物の数	一千又は一個につき五百円	一千又は一個につき五百円
(九) 信託の登記	著作権の件数	一千又は一個につき五百円	一千又は一個につき五百円
(一〇) 著作年月日又は第一発行年月日の登記	著作権の件数	一千又は一個につき五百円	一千又は一個につき五百円
(一一) 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記	著作権の件数	一千又は一個につき五百円	一千又は一個につき五百円
(一二) 登記の抹消	著作権の件数	一千又は一個につき五百円	一千又は一個につき五百円



(二) 意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む)	
(一) 意匠権の移転の登録	意匠権の件数 口 その他の原因による移転の登録
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	意匠権の件数 口 専用実施権若しくは通常実施権の設定又は保存の登録
(三) 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	意匠権の件数 口 目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録
(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれららの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録	意匠権の件数 口 その他の原因による移転の登録
(五) 信託の登録	意匠権の件数 口 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これららの登録のうち)(一)から(四)までの登録に該当するものを除く。)
(六) 登録の抹消	意匠権等の件数 口 商標権の登録(商標権の信託の登録を含む。)
(七) 商標権の登録の登録	意匠権等の件数 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録
(八) 専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録	意匠権等の件数 イ 専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録
(九) 商標権、専用使用権若しくは通常使用権を	意匠権等の件数 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録
十四 商標権の登録(商標権の信託の登録を含む。)	意匠権等の件数 商標権の件数 商標権の件数 専用使用権又は通常使 用権の件数 債権金額
(一) 商標権の移転の登録	意匠権等の件数 商標権の件数 商標権の件数 専用使用権又は通常使 用権の件数 債権金額
(二) 専用使用権又は通常使用権の登録	意匠権等の件数 商標権の件数 商標権の件数 専用使用権又は通常使 用権の件数 債権金額
(三) 商標権、専用使用権若しくは通常使用権を	意匠権等の件数 商標権の件数 商標権の件数 専用使用権又は通常使 用権の件数 債権金額
千分の四	一件につき千円 一件につき一万円 一件につき五百円

(内) 鉱区の増減、合併又は分割による採掘権の変更の登録	鉱区の数	一個につき五百円
イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき三万円
ロ 鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき一万五千元
ハ 鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区の数	一個につき六千円
ニ 鉱区の分割による変更の登録	分割後の鉱区の数	一個につき一万五千円
(II) 採掘権の移転の登録	鉱区の数	一個につき三千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき一千五百円
ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき六千円
III 放棄による採掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき六百円
(IV) 租鉱権の設定の登録	鉱区の数	一個につき三千円
イ 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録	鉱区の数	一個につき五百円
イ 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき六百円
ロ 租鉱区の減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき五百円
(V) 租鉱権の移転の登録	租鉱区の数	一個につき五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	租鉱区の数	一個につき五百円
ロ その他の原因による移転の登録	租鉱区の数	一個につき五百円
(VI) 存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき五百円
国 抵当権の設定又は鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録	鉱区の数	一個につき五百円
(VII) 租鉱法第五十一条(鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき五百円
国 順位の変更による抵当権の変更の登録(国ついての抵当権者の承諾及び協定)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき五百円
国 抵当権の移転の登録	鉱区の数	一個につき三千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき三千円
ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき三千円
(VIII) 信託の登録	鉱区の数	一個につき三千円
国 共同鉱業権者又は共同租鉱権者の脱退の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき五百円

(I) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらに係るものに限る。以下この号において同じ。)の登録(砂鉱権又は租鉱権の信託の登録を含むもの)を除く。)	鉱区又は租鉱区の数	一個につき五百円
(II) 登録の抹消	鉱区の面積	十萬平方メートル
(I) 鉱区の増減、合併又は分割による砂鉱権の変更の登録	鉱区の面積	につき千五百円
イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
ロ 鉱区の減少による変更の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
II 鉱区の合併による変更の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
ニ 鉱区の分割による変更の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
(III) 砂鉱権の移転の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
(IV) 放棄による砂鉱権の消滅の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
(V) 砂鉱権の設定の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
イ 租鉱区の増減による砂鉱権の変更の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
ロ 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
III 租鉱権の移転の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
ロ その他の原因による移転の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
(VI) 砂鉱権の設定の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
イ 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
ロ 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
(VII) 租鉱権の移転の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
イ 存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
II 抵当権の設定又は砂鉱権若しくは抵当権の処分の制限の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
(VIII) 租鉱法第五十一条(鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円

(I) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらに係るものに限る。以下この号において同じ。)の登録(砂鉱権又は租鉱権の信託の登録を含むもの)を除く。)	鉱区又は租鉱区の数	一個につき五百円
(II) 登録の抹消	鉱区の面積	十萬平方メートル
(I) 鉱区の増減、合併又は分割による砂鉱権の変更の登録	鉱区の面積	につき千五百円
イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
ロ 鉱区の減少による変更の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
II 鉱区の合併による変更の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
ニ 鉱区の分割による変更の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
(III) 砂鉱権の移転の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
(IV) 放棄による砂鉱権の消滅の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
(V) 砂鉱権の設定の登録	鉱区の面積	一個につき五百円
イ 租鉱区の増減による砂鉱権の変更の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
ロ 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
(VI) 砂鉱権の移転の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
ロ その他の原因による移転の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
(VII) 砂鉱権の設定の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
イ 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
ロ 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
(VIII) 租鉱権の移転の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
イ 存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
II 抵当権の設定又は砂鉱権若しくは抵当権の処分の制限の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円
(VIII) 租鉱法第五十一条(鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	租鉱区の面積	一個につき五百円

<p>(イ) 先取特権又は抵当権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(ロ) 信託の登録</p>	<p>(ウ) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これら登録のうち〔から〕までの登録に該当するものを除く。)</p> <p>(エ) 登録の抹消</p>	<p>漁業権の件数 漁業権の件数 漁業権又は入漁権の件数 漁業権又は入漁権の件数</p>
<p>(イ) 会社又は相互会社につきその本店の所在地においてする登記</p> <p>イ 合名会社又は合資会社の設立(合併又は組織変更による設立を含む。)の登記</p> <p>ロ 株式会社の設立の登記(ホの登記に該当するものを除く。)</p> <p>ハ 有限会社の設立の登記(ホの登記に該当するものを除く。)</p> <p>二 株式会社又は有限会社の資本の増加の登記(ホの登記に該当するものを除く。)</p> <p>ホ 合併又は組織変更による株式会社又は有</p>	<p>申請件数</p> <p>資本の金額</p> <p>千分の七</p> <p>一千につき二万円</p> <p>千分の七</p> <p>一万円</p>	<p>一件につき五百円</p> <p>一件につき五百円</p> <p>一件につき五百円</p> <p>一件につき五百円</p>
<p>(ウ) 会社又は相互会社につきその本店の所在地においてする登記</p> <p>イ 合名会社又は合資会社の設立(合併又は組織変更による設立を含む。)の登記</p> <p>ロ 株式会社の設立の登記(ホの登記に該当するものを除く。)</p> <p>ハ 有限会社の設立の登記(ホの登記に該当するものを除く。)</p> <p>二 株式会社又は有限会社の資本の増加の登記(ホの登記に該当するものを除く。)</p> <p>ホ 合併又は組織変更による株式会社又は有</p>	<p>申請件数</p> <p>資本の金額</p> <p>千分の七</p> <p>一千につき二万円</p> <p>千分の七</p> <p>一万円</p>	<p>一件につき五百円</p> <p>一件につき五百円</p> <p>一件につき五百円</p> <p>一件につき五百円</p>
<p>(ウ) 会社又は相互会社につきその本店の所在地においてする登記</p> <p>イ 合名会社又は合資会社の設立(合併又は組織変更による設立を含む。)の登記</p> <p>ロ 株式会社の設立の登記(ホの登記に該当するものを除く。)</p> <p>ハ 有限会社の設立の登記(ホの登記に該当するものを除く。)</p> <p>二 株式会社又は有限会社の資本の増加の登記(ホの登記に該当するものを除く。)</p> <p>ホ 合併又は組織変更による株式会社又は有</p>	<p>申請件数</p> <p>資本の金額</p> <p>千分の七</p> <p>一千につき二万円</p> <p>千分の七</p> <p>一万円</p>	<p>一件につき五百円</p> <p>一件につき五百円</p> <p>一件につき五百円</p> <p>一件につき五百円</p>



口 その他の登記	申請件数	一件につき三千円
ハ 登記の抹消	申請件数	一件につき三千円
<b>二十 個人の商業登記</b>		
(一) 個人につきその本店の所在地においてする登記	申請件数	一件につき一万円
イ 商号の新設の登記又はその取得による変更の登記	申請件数	一件につき一万円
ロ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき一万円
ハ 商法第五条(未成年者の營業の登記)又は第七条第一項(被後見人のためにする後見人の營業の登記)の規定による登記	申請件数	一件につき一万円
ニ 商法第二十六条第一項(營業譲渡の際の免責の登記)の登記	申請件数	一件につき一万円
ホ 商号の廢止の登記又は登記の更正、変更若しくは消滅の登記(これらの登記のうちイ又はロに掲げる登記に該当するものを除く。)	申請件数	一件につき一万円
ヘ 登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
(二) 個人につきその支店の所在地においてする登記(登記の抹消を含む。)	申請件数	一件につき六千円
<b>二十一 船舶管理人の登記</b>		
(一) 船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三千円
(二) 抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記	申請件数	一件につき一万円
<b>二十二 夫婦財産契約の登記</b>		
(一) 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五十六条又は第七百五十七条(夫婦財産契約)の登記	申請件数	一件につき六千円
(二) 登記の更正又は変更の登記	申請件数	一件につき三千円
<b>二十三 人の資格の登録若しくは認可又は技能証明</b>		
イ 登記の抹消	申請件数	一件につき三千円
ハ 登記の抹消	申請件数	一件につき三千円
チ 人の資格の登録若しくは認可又は技能証明	申請件数	一件につき五百円

(一) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第八条(弁護士の登録)の弁護士の登録	登録件数	一件につき二万円
(二) 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第四条第一項(認可)の司法書士の認可	認可件数	一件につき一万円
(三) 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第六条(登録)の土地家屋調査士の登録	登録件数	一件につき一万円
<b>四 公認会計士又は会計士補の登録</b>		
イ 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十七条第一項(登録の義務)の登記	登録件数	一件につき一万円
ロ 公認会計士法第十六条の二第一項(外国で資格を有する者の特例)の登記	登録件数	一件につき一万円
(1) 公認会計士の登録	登録件数	一件につき一万円
(2) 会計士補の登録	登録件数	一件につき一万円
<b>五 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第十八条(登録)の税理士の登録</b>		
ロ 法令の規定により國の行政機關に備える名簿に対する次に掲げる登録	登録件数	一件につき一万円
イ 次に掲げる者の新規登録	登録件数	一件につき一万円
(1) 医師又は歯科医師の登録	登録件数	一件につき一万円
(2) 理学療法士の登録	登録件数	一件につき一万円
(3) 保健婦、助産婦、看護婦、男子である看護人、理学療法士又は作業療法士の登録	登録件数	一件につき一万円
<b>六 錄</b>		
ロ イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき一万円
(一) 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第五条の二(登録)の管理栄養士の登録	登録件数	一件につき五千円
(二) 歯医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)による歯医師名簿に対する登録	登録件数	一件につき三千円
イ 歯医師法第七条第一項(登録)の歯医師の登録	登録件数	一件につき五百円
ロ 歯医師法附則第十五項(歯医師法の準用)において準用する同法第七条第一項の歯医師免状の所有者の登録	登録件数	一件につき一千円
ハ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき五百円

登録事項の変更の登録		登録事項による登録		登録事項による登録	
(1) 装飾師法第一項(登録)の装飾師の登録	登録件数	(1) 装飾師法第一項(登録)の装飾師の登録	登録件数	(1) 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)による海技従事者免許原簿による登録	登録件数
イ 船舶職員法第七条第一項(登録及び海技免状)の海技従事者で次に掲げるものの新規登録	登録件数	イ 船舶職員法第七条第一項(登録及び海技免状)の海技従事者で次に掲げるものの新規登録	登録件数	イ 船舶職員法第七条第一項(登録及び海技免状)の海技従事者で次に掲げるものの新規登録	登録件数
(1) 甲種船長の登録	登録件数	(1) 甲種船長の登録	登録件数	(1) 甲種船長の登録	登録件数
(2) 甲種一等航海士の登録	登録件数	(2) 甲種一等航海士の登録	登録件数	(2) 甲種一等航海士の登録	登録件数
(3) 甲種二等航海士の登録	登録件数	(3) 甲種二等航海士の登録	登録件数	(3) 甲種二等航海士の登録	登録件数
(4) 乙種船長の登録	登録件数	(4) 乙種船長の登録	登録件数	(4) 乙種船長の登録	登録件数
(5) 乙種一等航海士の登録	登録件数	(5) 乙種一等航海士の登録	登録件数	(5) 乙種一等航海士の登録	登録件数
(6) 乙種二等航海士の登録	登録件数	(6) 乙種二等航海士の登録	登録件数	(6) 乙種二等航海士の登録	登録件数
(7) 丙種船長又は丙種航海士の登録	登録件数	(7) 丙種船長又は丙種航海士の登録	登録件数	(7) 丙種船長又は丙種航海士の登録	登録件数
(8) 甲種機関長の登録	登録件数	(8) 甲種機関長の登録	登録件数	(8) 甲種機関長の登録	登録件数
(9) 甲種一等機関士の登録	登録件数	(9) 甲種一等機関士の登録	登録件数	(9) 甲種一等機関士の登録	登録件数
(10) 甲種二等機関士の登録	登録件数	(10) 甲種二等機関士の登録	登録件数	(10) 甲種二等機関士の登録	登録件数
(11) 乙種機関長の登録	登録件数	(11) 乙種機関長の登録	登録件数	(11) 乙種機関長の登録	登録件数
(12) 乙種一等機関士の登録	登録件数	(12) 乙種一等機関士の登録	登録件数	(12) 乙種一等機関士の登録	登録件数
(13) 乙種二等機関士の登録	登録件数	(13) 乙種二等機関士の登録	登録件数	(13) 乙種二等機関士の登録	登録件数
(14) 内種機関長又は内種機関士の登録	登録件数	(14) 内種機関長又は内種機関士の登録	登録件数	(14) 内種機関長又は内種機関士の登録	登録件数
(15) 甲種船舶通信士の登録	登録件数	(15) 甲種船舶通信士の登録	登録件数	(15) 甲種船舶通信士の登録	登録件数
(16) 乙種船舶通信士の登録	登録件数	(16) 乙種船舶通信士の登録	登録件数	(16) 乙種船舶通信士の登録	登録件数
(17) 内種船舶通信士の登録	登録件数	(17) 内種船舶通信士の登録	登録件数	(17) 内種船舶通信士の登録	登録件数
(18) イ 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)による水先人名簿による登録	登録件数	(18) イ 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)による水先人名簿による登録	登録件数	(18) イ 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)による水先人名簿による登録	登録件数
(19) イ 水先法第七条第一項(登録及び水先免状)の水先人の登録	登録件数	(19) イ 水先法第七条第一項(登録及び水先免状)の水先人の登録	登録件数	(19) イ 水先法第七条第一項(登録及び水先免状)の水先人の登録	登録件数

	登録事項の変更の登録	登録件数
(イ) 第二十二条第一項(航空従事者技能証明)の航空従事者技能証明	定期運送用操縦士の技能証明 上級事業用操縦士の技能証明 事業用操縦士の技能証明	一件につき六千円 一件につき四千円 一件につき二千五百円
(ロ) 第二十二条第一項(航空従事者技能証明)の航空従事者技能証明	自家用操縦士の技能証明 一等航空士又は航空機関士の技能証明 二等航空士の技能証明	技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数
(ハ) 第二十二条第一項(航空従事者技能証明)の航空従事者技能証明	三等航空通信士の技能証明 一等航空整備士の技能証明 二等航空整備士の技能証明 三等航空整備士の技能証明 航空工場整備士の技能証明	技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数
(イ) 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録(昭和三十八年法律第二百五十二号)第十五条第一項	不動産鑑定士の登録 不動産鑑定士補の登録 不動産の鑑定評価に関する法律第十八条(変更の登録)	五百円 五百円 五百円 五百円 五百円 五百円 五百円 五百円 五百円
(カ) 第十四条(登録)の技術士の登録	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第一項(登録)の登録 建築士法(昭和三十二年法律第二百二十四号)第一項(登録)の登録	登録件数 登録件数 登録件数 登録件数
(キ) 第二十四条(登録)の技術士の登録	金融機関の営業若しくは事業の免許又はその支店その他の営業所に係る認可	一件につき五百万円

銀行及び相互銀行を含む。(三)において同じ。)  
の営業の免許(二)に掲げる免許を除く。)

(二) 銀行法昭和二年法律第二十一号の施行地 営業所の数  
外に本店を有する銀行の同法第二十二条(銀行業  
の免許)の銀行業の免許

(三) 銀行に係る法令の規定による次に掲げる認  
可

イ 銀行の支店の設置の認可

支店の数

一箇所につき五万円  
一箇所につき三万円

ロ 銀行の支店以外の営業所の設置又は支店  
以外の営業所の支店への変更の認可(臨時  
の営業所の設置に係る認可その他の政令で  
定める認可を除く。)

営業所の数

一箇所につき五万円  
一箇所につき三万円

(四) 信用金庫の事業の免許  
ロ 借用金庫の従たる事務所の設置に係る定款  
変更の認可

事務所の数

一箇所につき五万円  
一箇所につき三万円

(五) 信託業法(大正十一年法律第六十五号)第一  
条第一項(信託業の免許)の信託会社の営業の  
免許

免許件数

一件につき五万円  
一件につき三万円

(六) 保険業法第一条第一項(保険事業の免許)又  
は外国保険事業者に関する法律第三条第一項  
(免許等)の規定による保険事業の新規免許

免許件数

一件につき五万円  
一件につき三万円

(七) 証券会社若しくは証券投資信託の委託会社の免許又は証券会社の支店その他の営業  
所に係る認可

免許件数

一件につき五万円  
一件につき三万円

(八) 証券会社の営業の免許  
ロ 証券会社の証券取引法の規定による次に掲  
げる認可

支店の数

一箇所につき五万円  
一箇所につき三万円

(九) 証券会社の支店以外の営業所の設置又は  
支店以外の営業所の支店への変更の認可

免許件数

一件につき五万円  
一件につき三万円

(十) 証券投資信託の委託会社の免許  
ロ 証券会社の支店以外の営業所の設置の  
条件の附されたもの

支店の数

一箇所につき五万円  
一箇所につき三万円

(十一) 外国為替業務若しくは両替業務の認可又はこれらの業務を営む営業所の新設の許可  
ロ 証券会社の支店以外の営業所の設置の  
条件の附されたもの

支店の数

一箇所につき五万円  
一箇所につき三万円

(十二) 外国為替業務若しくは両替業務の認可又はこれらの業務を営む営業所の新設の許可  
ロ 証券会社の支店以外の営業所の設置の  
条件の附されたもの

支店の数

一箇所につき三万円  
一箇所につき二万円

(十三) 外国為替及外國貿易管理法(昭和二十四  
年法律第二百二十八号)第十条第一項(外国為  
替業務の認可等)の外国為替業務の認可又は  
の営業の免許(二)に掲げる免許を除く。)

国内の営業所の数

一箇所につき三万円  
一箇所につき二万円

替業務の認可等)の外国為替業務の認可又は  
同条第三項の外国為替業務を営む営業所の新  
設の許可  
項(両替商)の両替業務の認可又は同条第二項  
において準用する同法第十条第三項の両替業  
務を営む営業所の新設の許可

(十四) 外国為替及び外國貿易管理法第十四条第一  
項(両替商)の両替業務の認可又は同条第二項  
において準用する同法第十条第三項の両替業  
務を営む営業所の新設の許可

営業所の数

一箇所につき一万円  
一箇所につき二万円

二十七 税関貨物取扱人の免許

税関貨物取扱人の免許  
同条第三項の外国為替業務を営む営業所の新  
設の許可  
項(両替商)の両替業務の認可又は同条第二項  
において準用する同法第十条第三項の両替業  
務を営む営業所の新設の許可

二十八 酒類の製造又は販売に係る免許

酒類の製造又は販売に係る免許  
同条第三項の外国為替業務を営む営業所の新  
設の許可  
項(両替商)の両替業務の認可又は同条第二項  
において準用する同法第十条第三項の両替業  
務を営む営業所の新設の許可

二十九 製造場の数

製造場の数  
同条第三項の外国為替業務を営む営業所の新  
設の許可  
項(両替商)の両替業務の認可又は同条第二項  
において準用する同法第十条第三項の両替業  
務を営む営業所の新設の許可

三十 販売場の数

販売場の数  
同条第三項の外国為替業務を営む営業所の新  
設の許可  
項(両替商)の両替業務の認可又は同条第二項  
において準用する同法第十条第三項の両替業  
務を営む営業所の新設の許可

三十一 小売の数

小売の数  
同条第三項の外国為替業務を営む営業所の新  
設の許可  
項(両替商)の両替業務の認可又は同条第二項  
において準用する同法第十条第三項の両替業  
務を営む営業所の新設の許可

三十二 小売の数

小売の数  
同条第三項の外国為替業務を営む営業所の新  
設の許可  
項(両替商)の両替業務の認可又は同条第二項  
において準用する同法第十条第三項の両替業  
務を営む営業所の新設の許可

三十 中央卸売市場における卸売業務の許可	中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第 十一条 卸売業務の許可)の中央卸売市場における 卸売業務の許可	一件につき三万円
三十一 商品仲買人の登録	商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九 号)第四十五条第一項(登録)の商品仲買人の登 録)	許可件数 登録件数
三十二 百貨店業の許可又は百貨店の店舗の新設若しくは床面積の増加の許可	(一) 百貨店法(昭和三十一年法律第百十六号)第 三条(営業の許可)の百貨店業の許可	一件につき三万円
三十三 石油精製業の許可又は石油蒸留設備の新設、増設若しくは改良の許可	(一) 石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号) 第四条(石油精製業の許可)の石油精製業の許 可	許可件数 店舗の数
三十四 ガス事業の許可又はガスの供給区域の変更の許可	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三 条(事業の許可)のガス事業の許可又は同法第八	一件につき三万円

<p>三十五 地方鉄道業の免許又は軌道事業の特許</p> <p>第一条第一項(供給区域の変更)の供給区域の変更の許可(これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域を変更する許可その他政令で定める許可を除く。)</p>
<p>地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第十二条 路線の数</p> <p>第一項(地方鉄道業の免許)の地方鉄道業の免許又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条(事業の特許)(同法第三十一条(軌道に準ずるもの)において準用する場合を含む。)の軌道事業の特許(当該免許又は特許を受けている者が当該免許又は特許に係る路線に接続して路線を延長することの免許又は特許で政令で定めるものを除く。)</p>
<p>三十六 道路運送事業の免許及び登録</p> <p>(一) 道路運送法(昭和二十六年法律第二百八十三号)第四条第一項(免許)の自動車運送事業の免許(一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。)</p> <p>イ 一般乗合自動車運送事業の免許、一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許</p> <p>ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般小型貨物自動車運送事業の免許、一般小型貨物自動車運送事業の免許、特定旅客自動車運送事業の免許</p>
<p>円 (当該路線に係る鉄道が地方鉄道法第三条第二項(航間の制限)に規定する特殊の地方鐵道であるもの又は当該路線が無軌条のものについては、三万円)</p>
<p>一路線につき五万円(当該路線に係る鉄道が地方鉄道法第三条第二項(航間の制限)に規定する特殊の地方鐵道であるもの又は当該路線が無軌条のものについては、三万円)</p>
<p>三十七 通運事業の免許</p> <p>(一) 道路運送法第八十条第一項(登録)の自動車 登録件数 通運事業法の登録 一件につき一万円</p> <p>三十八 通運事業の免許</p> <p>通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号) 取扱駅の数 取扱駅事業の登録 一件につき一万円</p>

## 第四条第一項(免許)の通運事業の免許

(一) 倉庫業法第三条(営業の許可)の倉庫業の許可

(二) 倉庫業法第十一条第一項(倉庫の位置等の変更)の倉庫の位置の変更の認可(倉庫の新設に係る認可で政令で定めるものに限る。)

許可件数

一個につき三万円

一件につき三万円

(一) 海上運送法(昭和二十四年法律第八十

(二) 第三条第一項(旅客定期航路事業の免許)の免許(離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項(定義)に規定する離島航路事業に係る免許その他政令で定める免許を除く。)

許可件数

一個につき一万円

一件につき一万円

(一) 海上運送法(昭和二十四年法律第八十

(二) 第三条第一項(旅客定期航路事業の免許)の免許(貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可)の許可

許可件数

一件につき三万円

一件につき三万円

(一) 海上運送法(昭和二十四年法律第八十

(二) 第三条第一項(自動車航送貨物定期航路事業の許可)の許可

許可件数

一件につき三万円

一件につき三万円

事業の免許(当該免許を受けている者が当該免許に係る路線を変更すること又は当該路線に接続して路線を延長することとの免許で政令で定めるものを除く。)

(一) 航空法第二十二条第一項、第二十二条第一項の二第一項又は第二十三条第一項(不定期航空事業等の免許)の不定期航空運送事業の免許、利用航空運送事業の免許又は航空機使用事業の免許

免許件数

一件につき三万円

(一) 航空法第二十九条第一項(外国人国際航空運送事業)の規定による旅客又は貨物を運送する事業の免許

免許件数

一件につき三万円

(一) 航空法第二十九条第一項(外国人国際航空運送事業)の規定による利用航空運送事業の許可

免許件数

一件につき五万円

(一) 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条(登録)のホテルの登録

登録件数

一件につき三万円

(一) 国際観光ホテル整備法第二十八条(登録旅館業)において準用する同法第三条の旅館の登録

登録件数

一件につき三万円

(一) 旅行あつせん業者の登録

登録件数

一件につき三万円

(一) 旅行あつせん業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条(登録)の一般旅行あつせん業者の登録

登録件数

一件につき三万円

(一) 旅行あつせん業法第三条の邦人旅行あつせん業者の登録

登録件数

一件につき三万円

(一) 建設業者登録

登録件数

一件につき三万円

(一) 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第八条第一項(登録の実施)の登録で建設大臣の備える建設業者登録簿にするもの(更新の登録を除く。)

登録件数

一件につき一万円

(一) 宅地建物取引業の免許

登録件数

一件につき五万円

(一) 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十号)免許件数

登録件数

一件につき三万円

六号) 第三条第一項(免許)の建設大臣がする宅地建物取引業の免許(更新の免許を除く。)	
四十六 測量業者の登録	
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条第一項(測量業者の登録)の測量業者の登録 (更新の登録を除く。)	
四十七 馬主の登録	
競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第十三条第一項(馬主の登録)の馬主の登録	登録件数
四十八 無線局の免許	
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四条第一項無線局の開設の無線局の免許(再免許及び同法第五条第二項第一号(次格事由)に規定する実験無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。)	無線局の数
	一局につき一萬円
	(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、五万円)
別表第二 非課税法人の表	
名 称	根 据 法
愛知用水公団	愛知用水公団法(昭和三十年法律第百四十一号)
奄美群島振興信用基金	奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
医療金融公庫	医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)
オリンピック記念青少年総合センター	オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第四十五号)
海外移住事業団	海外移住事業団法(昭和三十八年法律第百二十四号)
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法(昭和三十七年法律第百二十号)
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)
原子燃料公社	原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
鉱害基金	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)

港務局	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)
国民金融公庫	国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国立教育会館	国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)
国立競技場	国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)
国立劇場	国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)
こどもの国協会	こどもの国協会法(昭和四十一年法律第一百三十一号)
雇用促進事業団	雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第一百十六号)
産業地域振興事業団	産業地域振興事業団法(昭和三十七年法律第九十五号)
社会福祉事業振興会	社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十四号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第一百五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第一百三十三号)
私立学校振興会	私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)
新技術開発事業団	新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百十五号)
森林開発公団	森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)
石油鉱業合理化事業団	石油鉱業合理化事業団法(昭和三十一年法律第一百五十六号)
船舶整備公団	船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)
地方公共団体	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第一百二十四号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第一百三十八号)
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)
日本国有鉄道	日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)
日本住宅公団	日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)
日本消防検定協会	消防法(昭和二十三年法律第一百八十六号)

別表第三 非課税の登記等の表			
名 称	根 拋 法	非 課 税 の 登 記 等	備 考
一 海外経済協力基金	海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第二百七十九号)	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)	
二 学校法人 (私立学校法) 第六十四条第一項(各種学校)の規定によ り設立された	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育 下「校舎等」という。の所有権(賃借 権を含む。以下同じ。)の取得登記(權 利の保存、設定、転貸又は移転の登 記をいう。以下同じ。)	第三欄の第一号 又は第二号の登 記に該当するも のであることを 証する大蔵省令 で定める書類の

八 國鐵共済組合、専売共済組合及び日本電信電話公社 共済組合	公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記 又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 公共企業体職員等共済組合法第六十三条第一項(福祉の事業)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記 又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	得登記
九 國民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会	国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記 又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 国民健康保険法第八十二条第一項(福祉施設)(同法第八十六条(準用規定)において準用する場合を含む。)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	
十 社会福祉法人	社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)	一 社会福祉事業法第二条第一項(定義)において規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記 二 自己の設置運営する学校(学校教育法(昭和二十六年法律第二百六号)第一条(学校の範囲)に規定する盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園)の校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	
十一 社会保険基金	社会保険診療報酬支払基盤法(昭和二十三年法律第二百二十九号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	

十二 宗教法人	宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)	一 教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条(境内建物及び境内地の定義)に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記 二 自己の設置運営する学校(学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園に限る。)の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。
十三 小規模企業共済事業団	小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
十四 消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第二百四十五号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
十五 私立学校教職員共済組合	私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	
十六 石油開発公団	石油開発公団法(昭和四十二年法律第二百四十五号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 私立学校教職員共済組合法第十八条第三号(業務の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記)	
十七 地方議会	地方公務員等共金	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特權、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。) 事務用建物の所有権の取得登記又は當	

二十三 日本赤 十字社	日本赤十字社法 (昭和二十七年 法律第三百五 号)	日本輸出入銀行 法(昭和二十一 年法律第二百六 十八号)	日本赤十字社法 (昭和二十七年 法律第三百五 号)
二十四 日本輸 出入銀行	日本輸出入銀行 法(昭和二十一 年法律第二百六 十八号)	日本赤十字社法 (昭和二十七年 法律第三百五 号)	日本赤十字社法 (昭和二十七年 法律第三百五 号)
二十五 年金福 祉事業團	年金福祉事業團 法(昭和三十六 年法律第一百八 十号)	別表第一の第一号から第十八号までに 掲げる登記又は登録(先取特權、質權 又は抵當權の保存、設定又は移転の登 記又は登録を除く。)	第三欄の登記に 該当するもので あることを証す 大蔵省令で定 める書類の添附 があるものに限 るものに限 る。
二十六 農業協 同組合連 合会	農業協同組合法 (昭和二十二年 法律第二百三十二 号)	一 農業倉庫業法(大正六年法律第十 五号) 第一条(公的医療機関)に規定 する病院若しくは診療所の用に供する 建物の所有権又は当該建物の敷地の用に 供する土地の権利を目的とする質權又は抵 當權の設定の登記	第三欄の第二号 の登記に該当す るものであるこ とを証する大蔵 省令で定める書 類の添附がある ものに限る。

二十七 農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法 (昭和三十三年法律第九十九号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記 又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	会の農業倉庫若しくは連合農業倉庫の所有権の取得登記又はこれらの倉庫の敷地の用に供する土地の権利の取得登記
二十八 貿易大	貿易大学校法 (昭和四十二年法律第四号)	二 農林漁業団体職員共済組合法第五十三条(福祉事業)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	二 医療法第三十一条(公的医療機関)に規定する病院若しくは診療所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記
二十九 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立した法人	民法	第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。	添附があるもの
		第三欄の第一号、第二号又は第三号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。	添附があるもの

五月十九日本委員会に左の案件を付託された。 一、社会福祉事業に対する免稅措置に関する請願(第一〇六〇号)	五月十九日本委員会に左の案件を付託された。 一、社会福祉事業に対する免稅措置に関する請願(第一〇六〇号)
第一〇六〇号 昭和四十二年五月四日受理	第一〇六〇号 昭和四十二年五月四日受理
社会福祉事業に対する免稅措置に関する請願	社会福祉事業に対する免稅措置に関する請願
請願者 北九州市戸畠区新池二ノ一ノ北	請願者 北九州市戸畠区新池二ノ一ノ北
九州市社会福祉協議会内 末松 喜一	九州市社会福祉協議会内 末松 喜一

紹介議員 柳田桃太郎君	民間社会福祉事業の育成発展はきわめて重要であり、その財源は原則として民間の個人と団体による自發的寄付金をもつてあるべきである。社会福祉法人その他健全な社会福祉事業団体に対する寄付金については、大幅な税の減免措置を講ぜられたい。また民間社会福祉事業は公的社會福祉事業の画一性を補完するものとして福祉国家体制を進展させる車の両輪のごときものであるから、前記団体の用に供する物品その他については地方公共団体同様、税に対する減免措置の拡大を図られたい。
理由	理由
民間社会福祉事業の育成発展はきわめて重要であり、その財源は原則として民間の個人と団体による自發的寄付金をもつてあるべきである。社会福祉法人その他健全な社会福祉事業団体に対する寄付金については、大幅な税の減免措置を講ぜられたい。また民間社会福祉事業は公的社會福祉事業の画一性を補完するものとして福祉国家体制を進展させる車の両輪のごときものであるから、前記団体の用に供する物品その他については地方公共団体同様、税に対する減免措置の拡大を図られたい。	四号、第一項若しくは第四項(業務の範囲)又は産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第二号、第三号若しくは第二項(資金貸付けの範囲)の規定による住宅金融公庫からの資金の貸付けを受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のために取得する土地の権利の取得登記
五月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。	四号、第一項若しくは第四項(業務の範囲)又は産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第二号、第三号若しくは第二項(資金貸付けの範囲)の規定による住宅金融公庫からの資金の貸付けを受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のために取得する土地の権利の取得登記
一、法人税法の一部を改正する法律案 一、相続税法の一部を改正する法律案 一、所得税法の一部を改正する法律案 一、租税特別措置法の一部を改正する法律案	五、収益事業を営む場合であつても都道府県民税、市民税及び事業税を免除すること。 六、年金福祉事業団から資金を借り入れる場合





い社等を含む。以下同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部配分により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(外国税額の還付金の益金不算入等に関する経過規定)

第三条 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第二十六条第二項(外国税額の還付金の益金不算入)、第六十条(保険会社の契約者配当)の損金算入)、第六十八条(所得税額の控除)(賞金に係る部分に限る。)、第六十九条(外国税額の控除)及び第七十条(仮装經理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(みなし配当金額の一部の控除等に関する経過規定)

第四条 内国法人が、施行日以後に開始する事業年度(施行日以後に解散した法人の清算中の期間を含む。)において、施行日前に解散し又は合併した内国法人から受ける新法第二十四条第一項第三号又は第四号(解散又は合併の場合のみなし配当)に掲げる金銭その他の資産につき同

項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合における当該みなされる金額の百分の二十五に相当する金額の法人税額からの控除又は該百分の二十五に相当する金額の残余財産の価額への算入については、なお従前の例による。

2 内国法人が、施行日前に開始した事業年度（施行日前に解散した法人の清算中の期間を含む。）において、施行日以後に解散し又は合併した内国法人から受けた改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第二十四条第一項第三号又は第四号（解散又は合併の場合のみなし配当）に掲げる金銭その他の資産につき同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合には、当該金額については、附則第二条（経過規定の原則）の規定にかかわらず、旧法第六十九条、第九十七条及び第一百一条（みなし配当金額の一部の控除等）の例によらないものとする。

を含む。)の規定は、施行日以後に同号の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律  
相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のようにより改正する。  
第十二条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 相続人の取得した第三条第一項第一号に掲げる保険金でその合計額のうち百万円までの金額(その者の取得した当該保険金の合計額が百万円をこえ、かつ、イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した残額がある場合においては、百万円に当該残額のうちその者の取得した当該保険金の合計額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額)に相当する部分

イ 百万円に第三条第一項第一号の被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額

ロ 第三条第一項第一号の被相続人の各相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額で百万円までの金額に相当する部分の金額の合計額

五 相続人の取得した第三条第一項第二号に掲げる給与でその合計額のうち五十万円までの金額(その者の取得した当該給与の合計額が五十万円をこえ、かつ、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額がある場合においては、五十万円に当該残額のうちその者

の取得した当該給与の合計額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額)に相当する部分

イ 五十万円に第三条第一項第二号の被相続人の各相続人の第十五条第一項第二号に規定する相続人の数を乗じて算出した金額

ロ 第三条第一項第二号の被相続人の各相続人が取得した同号に掲げる給与の合計額で五十万円までの金額に相当する部分の金額の合計額

第十五条第一項中「第十八条の二」を「第十八条」に改める。

第十七条を削る。

第十八条中「総額を、」を「総額に、それぞれに、からその取得財産に係る基礎控除額を控除した金額によりあん分して」を「が当該財産を取得したすべての者に係る課税価格の合計額のうちにおける割合を乗じて」に改め、同条を第十七条とし、第十八条の二を第十八条とする。

第十九条の二を次のように改める。

(配偶者に対する相続税額の軽減)

第十九条の二 被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合は、当該配偶者については、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額があるときは、当該金額をもつてその納付すべき相続税額とし、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下であるときは、その納付すべき相続税額は、ないものとする。

一 当該配偶者につき第十五条から第十七条まで及び前条の規定により算出した金額

二 当該相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額

(当該合計額が三千万円)を当該被相続人の第十五条第一項に規定する相続人がそれぞれ民法第九百条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合において、当該配偶者につき第十五条から第十七条までの規定を適用して算出した金額

第二十七条第一項中「がその取得財産に係る基礎控除額をこそ、かつ、当該課税価格」を削る。

附 則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 改正後の相続税法の規定は、昭和四十二年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡)により効力を生ずる贈与を含む。(以下同じ。)により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得稅法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条」を「第六十七条の二」に、「第八十二条」を「第八十八条」に、「第八十三条」を「第八十五条」を「第八十九条第一项」に、「第八十六条」を「第九十二条」に、「第一百八十九条」を「第一百八十九条の二」に改める。

附 則  
第十七条第一項中「がその取得財産に係る基  
額をこえ、かつ、当該課税価格」を削る。

り、同項第三十号を同項第二十八号とし、同項第三十一号中「以上の者」の下に「で、第七十条(純損失の繰越控除)の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下この条において「合計所得金額」という。)が五百万円以下であるもの」を加え、同号を同項第二十九号とし、同項第三十二号を同項第三十号とし、同項第三十三号中「難所得」の下に「(以下この条において「給与所得等」という。)を加え、「これらの所得以外の各種所得の金額が十万円以下であり、かつ、合計所得金額が二十五万円以下」を「合計所得金額が二十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下」に改め、同号を同項第三十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十二 挫除対象配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、次に掲げる者をいう。

イ 合計所得金額のない者

ロ その所得の全部が給与所得等である者で、その合計所得金額が十万円以下である者

ハ 紙与所得等以外の所得を有する者で、その合計所得金額が五万円以下(その者が給与所得等を有する場合には、五万円から合計所得金額のうち紙与所得等以外の所得に

三十三 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）及び児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県知事のとるべき措置）の規定により同号に規定する里親に委託された児童で、その居住者と生計を一にするもののうち、前号からハまでに掲げる者をいう。

第一条第一項第四十六号中「充当」又は「」を削る。

第五条第三項中「又は報酬若しくは料金」を「報酬若しくは料金又は賞金」に改める。

第七条第一項第四号中「並びに報酬及び料金」を「報酬及び料金並びに賞金」に改める。

第九条第一項第十四号中「資本等の金額」の下に「（以下この条において「資本等の金額」といふ。）」を加え、同項第十五号及び第十六号中「合計額がその交付の基準となつたその内国法人の株式」を「合計額とその内国法人の資本等の金額のうちとの交付の基準となつた株式に係る部分の金額」というすれば、同条第一項第五号中「同号に規定する」を削り、同項第六号及び第七号中「合計額がその交付の基準となつたその内国法人の株式」を「合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基準となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式」に改める。

「合計額が」を「合計額が、」に、「百万円」を「、そ  
の個人がその金融機関の営業所等において」を加え  
した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載さ  
れた同項第四号に掲げる最高限度額（第四項の申  
告書の提出があつた場合には、その提出の日以後  
においては、変更後の最高限度額。以下この項に  
おいて同じ。）に改め、同項第二号中「その合同運  
用信託の元本と」の下に「その金融機関の営業所等  
において」を加え、「合計額が」を「合計額が、」に、  
「百万円」を「、その個人がその金融機関の営業所  
等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯  
蓄申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限  
度額」に改め、同項第三号中「といふ。」と「の下に  
「その金融機関の営業所等において」を加え、「合  
計額が」を「合計額が、」に、「百万円」を「、その個  
人がその金融機関の営業所等を経由して提出した  
第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された  
同項第四号に掲げる最高限度額」に改め、同条第  
二項中「預貯金、合同運用信託又は有価証券のう  
ち」を削り、「に記載されたものについて、当該申  
告書に記載された」を「の提出の際に経由した」に  
改め、同条第三項を次のよう改める。

を経由し、最初にその預入等をする日までに、その個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

#### 一 提出者の住所及び氏名

#### 二 当該金融機関の営業所等の名称及び所在地

#### 三 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託又は有価証券の別

#### 四 当該金融機関の営業所等において預入等をする預貯金、合同運用信託又は有価証券で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高(有価証券については、額面金額等により計算した現在高)に係る最高限度額

#### 五 既に他の金融機関の営業所等を経由して非課税貯蓄申告書を提出している場合には、当該他の金融機関の営業所等との名称及び当該申告書に記載した前号の最高限度額(次項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額)

第十一条第五項を削り、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、「非課税貯蓄申告書」の下に「又は前項の申告書」を加え、「同項の」を「これらの規定に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、当該申告書に記載した前項第四項に掲げる最高限度額(既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額)を変更しようとする場合には、その

個人は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該非課税貯蓄申告書の提出の際に経由した金融機関の営業所等を経由して納稅地の所轄税務署長に提出するものとする。

第十一条第六項を第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

#### 6 非課税貯蓄申告書は、政令で定める場合を除き、既に提出した当該申告書の提出の際に経由した金融機関の営業所等を経由して提出することができるるものとし、第三項第四号及び第五号に掲げる最高限度額の合計額が百万円をこえることとなる場合には、提出することができない。

第二十一条第一項第三号中「第八十三条第二項」を「第八十九条第二項」に改め、同項第五号中「障害者控除その他の控除」を「配当控除及び外国税額控除」に改める。

#### 6 非課税貯蓄申告書は、政令で定める場合を除き、既に提出した当該申告書の提出の際に経由した金融機関の営業所等を経由して提出することができるものとし、第三項第四号及び第五号に掲げる最高限度額の合計額が百万円をこえることとなる場合には、提出することができない。

#### 6 非課税貯蓄申告書は、政令で定める場合を除き、既に提出した当該申告書の提出の際に経由した金融機関の営業所等を経由して提出することができるものとし、第三項第四号及び第五号に掲げる最高限度額の合計額が百万円をこえることとなる場合には、提出することができない。

第三十条第三項を次のよう改める。  
3 前項に規定する一時所得の特別控除額は、三十万円(譲渡益が三十万円に満たない場合には、当該譲渡益)とする。

第三十四条第三項を次のように改める。  
3 前項に規定する退職所得控除額は、三十万円(同項に規定する残額が三十万円に満たない場合には、当該残額)とする。

第三十四条第三項を次のように改める。

3 前項に規定する一時所得の特別控除額は、三十万円(譲渡益が三十万円に満たない場合には、当該譲渡益)とする。

第三十四条第三項を次のように改める。

3 前項に規定する退職所得控除額は、三十万円(同項に規定する残額が三十万円に満たない場合には、当該残額)とする。

第三十四条第三項を次のように改める。

3 前項に規定する退職所得控除額は、三十万円(譲渡益が三十万円に満たない場合には、当該譲渡益)とする。

し、同項の前に次の二項を加える。

2 その年分以後の各年分の所得税につき前項の規定の適用を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで（その年二月十六日以後新たに同項の事業を開始した場合には、その事業を開始した日から一月以内）に、青色事業専従者の氏名、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

第六十条中「場合における」の下に「事業所得の金額」を加える。

第六十五条第一項ただし書中「ことその他の政令で定める事由が生じた場合は、その事由が生じた」を「場合は、その経理しなかつた」に改め、同条第二項を次のように改める。  
2 前項に規定する割賦販売とは、月賦、年賦その他賦の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行なわれる販売をいう。

第六十五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十六条第一項中「次項まで」を「この項」に改め、「をした資産」の下に「前条の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五

項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十七条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同

項中「第七十五条第一項」を「第七十六条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前

項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同

項を同条第三項とし、第二編第二章第二節第七

款中同条の次に次の二項を加える。

（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）

第六十七条の一 青色申告書を提出する」とにつ

き稅務署長の承認を受けている居住者で不動産

所得又は事業所得を生ずべき業務を行なうもの

のうち小規模事業者として政令で定める要件た

該当するもののその年分の不動産所得の金額又

は事業所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係る

ものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費

に算入すべき金額は、政令で定めるところによ

り、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる。

第八十六条から第九十一条までを削る。

第八十五条中「第八十三条第一項」を「第八十九

条第一項に改め、第二編第三章第一節中同条を第九十一条とする。

第八十四条を第九十条とし、第八十三条第一項

の表中「百分の八・五」を「百分の九」に改め、同条

を第八十九条とする。

第八十二条第二項中「生命保険料控除及び損害

保険料控除」「小規模企業共済掛金控除、生命保

害料控除、損害保険料控除及び寄付金控除」に改

め、同項第三号中「第七十六条第一項」を「第七十

七条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第七十五条第一項」を「第七十六条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前

一項に改め、同号を同項第三号とし、同号の前

に次の一項を加える。

二 小規模企業共済掛金控除にあつては、当該

申告書に記載した第七十五条第二項（小規

模企業共済掛金控除）に規定する小規模企業共

済掛金の額その他大蔵省令で定める事項を証

する書類

第八十二条第二項に次の一項を加える。

五 寄付金控除にあつては、当該申告書に記載

したその控除を受ける金額の計算の基礎とな

る第七十八条第二項（寄付金控除）に規定する

特定寄付金の明細書その他大蔵省令で定める

書類

第八十二条第五項中「第一項又は第二項」を「第

一項から第三項まで」に、「第二項の場合」を「第二

項又は第三項ただし書の場合」に、「前二項」を「前

三項」に、「第二項の書類」を「第一項又は第三項た

だし書の書類」に改め、同項を同条第七項とし、

同項の前に次の二項を加える。

第六十九条第一項中「十四万円」を「十五万円」に改

め、同条を第八十六条とする。

第七十九条の見出しを「扶養親族等の判定の時

期等」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同

条第一項中「（その居住者がその年の中途において

死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出

国時の時）」を削り、同項を同条第三項とし、同条に

第一項及び第二項として次の二項を加え、同条を

第八十二条第四項を同条第五項とし、同条第三

項中「第七十五条第一項」を「第七十六条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加え、第二編第一章第四節中同条を第八十八

条とする。

三 勤労学生控除に関する規定は、確定申告書に

その控除に関する事項の記載がある場合に限

り、適用する。ただし、第二条第一項第三十一

号（定義）に掲げる生徒に係る勤労学生控除

に關する規定は、確定申告書にその控除に関する事項の記載があるほか、当該生徒に該当する

事項の記載があるほか、当該生徒に該当する

旨を証する書類として大蔵省令で定めるものを

当該申告書に添付し又は当該申告書の提出の際

提示した場合に限り、適用する。

第八十二条第一項中「社会保険料控除」の下に

「小規模企業共済掛金控除」を、「損害保険料控除」の下に「寄付金控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除」を加え、同条を第八十七条とする。

第八十条第一項中「十五万円」に改め、同条を第八十六条とする。

第七十九条の見出しを「扶養親族等の判定の時

期等」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同

条第一項中「（その居住者がその年の中途において

死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出

国時の時）」を削り、同項を同条第三項とし、同条に

第一項及び第二項として次の二項を加え、同条を

第八十五条とする。

第七十九条第一項(障害者控除)又は第八十条

から第八十二条まで(老年者控除等)の場合にお

いて、居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労

学生に該当するかどうかの判定は、その年十二

月三十一日(その者がその年の中途において死

亡し又は出国をする場合には、その死亡又は出

国の時、以下この条において同じ)の現況によ

る。ただし、その居住者の親族(扶養親族を除

く。以下この項において同じ)がその当時既に

死亡している場合におけるその親族がその居住

者の第二条第一項第三十号(定義)に規定する政

令で定める親族に該当するかどうかの判定は、

当該死亡の時の現況による。

2 第七十九条第一項の場合において、居住者の

控除対象配偶者又は扶養親族が障害者に該当す

るかどうかの判定は、その年十二月三十一日の

現況による。ただし、その控除対象配偶者又は

扶養親族がその当時既に死亡している場合は、

当該死亡の時の現況による。

第七十八条第一項中「六万円」を「七万円」に改

め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項

とし、同条第六項中「及び第四項」を削り、同項を

同条第五項とし、同条を第八十四条とする。

第七十七条第一項中「十三万円」を「十五万円」に

改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項

を同条第三項とし、同条を第八十三条とする。

第七十六条を第七十七条とし、同条の次に次の

五条を加える。

(寄付金控除)

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付

金を支出した場合において、第一号に掲げる金

額が第二号に掲げる金額をこえるときは、その

こえる金額を、その者のその年分の総所得金

額、退職所得金額又は山林所得金額から控除す

る。

一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計

額(当該合計額がその者のその年分の総所得

金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計

額の百分の十五に相当する金額をこえる場合

には、当該百分の十五に相当する金額)

二 その者のその年分の総所得金額、退職所得

金額及び山林所得金額の合計額の百分の三に

相当する金額(当該金額が二十万円をこえる

場合には、二十万円)

2 前項に規定する特定寄付金とは、次に掲げる

をいう。

一 国又は地方公共団体(港湾法(昭和二十五年

法律第二百八十八号)の規定による港務局を含

む。)に対する寄付金(その寄付をした者がそ

の寄付によつて設けられた設備を専属的に利

用することその他特別の利益がその寄付をし

た者に及ぶと認められるものを除く。)

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十

四条(公益法人の設立)の規定により設立され

た法人その他公益を目的とする事業を行なう

法人又は団体に對する寄付金(当該法人の設

立のためにされる寄付金その他の当該法人の

ものを含む。)のうち、次に掲げる要件を満た

すと認められるものとして政令で定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

イ 広く一般に募集されること。

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会

福祉への貢献その他公益の増進に寄与する法

ための支出で緊急を要するものに充てられ

ることが確実であること。

三 科学技術若しくは教育の振興に寄与する法

人又は赤十字に関する諸条約に基づく業務を

行なう法人として政令で定めるものに対する

当該法人の主たる目的である業務に關連する

寄付金(前号に規定する寄付金に該当するも

のを除く。)

3 第一項の規定による控除は、寄付金控除とい

う。

(障害者控除)

第七十九条 居住者が障害者である場合には、そ

の者のその年分の総所得金額、退職所得金額又

は山林所得金額から七万円を控除する。

2 居住者が障害者である控除対象配偶者又は扶

養親族がある場合には、その居住者のその年分

の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

から、その障害者一人につき七万円を控除す

る。

(老年者控除)

第八十条 居住者が老年者である場合には、その

その年分の総所得金額、退職所得金額又は

山林所得金額から七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、老年者控除とい

う。

(寡婦控除)

第八十一条 居住者が寡婦である場合には、その

その年分の総所得金額、退職所得金額又は

山林所得金額から七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、寡婦控除とい

う。

(勤労学生控除)

第八十二条 居住者が勤労学生である場合には、

その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は

山林所得金額から七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、勤労学生控除とい

う。

(小規模企業共済掛金控除)

第七十五条 居住者が、各年において、小規模企

業共済掛金を支払った場合には、その支払った

金額を、その者のその年分の総所得金額、退職

所得金額又は山林所得金額から控除する。



五 馬主が受けれる競馬の賞金で政令で定めるもの

第百七十五条を次のように改める。

(内國法人に係る所得税の税率)

第百七十五条 内國法人に対して課する所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 前条第一号から第三号までに掲げる利子等、配当等又は利益の分配 その金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

二 前条第四号に掲げる報酬又は料金 その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三 前条第五号に掲げる賞金 その金額から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

第百八十五条第一項第一号中「第百九十四条第一項第三号」を「第百九十四条第一項第五号」に、

一項第三号を「第百九十四条第一項第五号」に、

「並びに障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第二百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）」を「の有無及びその数」に、

「第七十八条第二項」を「第八十四条第二項」に改める。 第百八十六条第一項第一号ロ及び第二項第一号中「第七十八条第二項」を「第八十四条第二項」に改める。

第百八十七条を次のように改める。

(障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税)

第百八十七条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害記載があるもの（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）

合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）

第百八十七条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者がその支払う給与等についてて百八十五条第一項第一号イからニまで（賃与以外の給与等に係る徴収税額）並びに第百八十六条第一項第一号ロ及び第二項第一号（賃与に係る徴収税額）の規定を適用する場合において、その給与等の支払額に関する計算を事務機械によつて処理しているときは、これらの規定に規定する別表第四の甲表の甲欄又は乙表に掲げる税額は、当該税額が算定された方法によつて計算するものとして大蔵大臣が定める方法によつて計算した金額をもつて代えることができる。

2 大蔵大臣は、前項の定めをしたときは、これを告示する。

第百九十条中「提出した居住者」の下に「で、第一号に規定するその年中に支払べきことが確定した給与等の金額が五百万円以下であるもの」を加え、「並びに当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第二百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）」を削り、「の有無及びその数」に、「第七十八条第二項」を「第八十四条第二項」に改める。 第百九十二条第一項第一号ロ及び第二項第一号中「第七十八条第二項」を「第八十四条第二項」に改める。

第百九十三条第一項第一号ロ及び第二項第一号中「第七十八条第二項」を「第八十四条第二項」に改め、同項中同号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同号の前

二 その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する場合には、その旨及びその

三 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある場合には、その旨、その数、氏名及

びその該当する事実

第一百四十四条第三項中「第二条第一項第三十三号ロ」を「第二条第一項第三十一号ロ」に改める。

第一百五十五条第一項中「基礎控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額」を「障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額」に改め、同条第三項中「前条第一項第二号」を「前条第一項第五号」に改める。

第一百六十六条第一項第三号中「第七十五条第一項」を「第七十六条第一項」に、「第七十六条第一項」を「第七十七条第一項」に改める。

第二百一条第二項中「状況により、第三十条第三項及び第四項(退職所得控除額)の規定に準じて計算したところによる」を「状況における第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に達する勤続年数及び同条第四項第一号に掲げる場合に該当するかどうかに応ずる別表第八の附表に掲げる退職所得控除額による」に改める。

第二百四条第一項第四号中「職業野球の選手」の下に「職業拳闘家」を加え、同項第七号中「賞金」の下に「又は馬主が受ける競馬の賞金」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者

(以下この条において「ホステス等」という。)のその業務に関する報酬又は料金

第二百四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(次号において「給与等」という。)又は第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等に該当するもの

一 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第一百八十三条第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの

三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者(以下この条において「バー等の経営者」という。)以外の者か支払われるものを除く。)

三 第二百四条に次の二項を加える。  
3 第二項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、客からバー等の経営者を通じて支払われるもの(バー等の経営者を除く。)に、支払われるもの(バー等の経営者を通じて支払われるもの)を除く。)

3 第二項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

支払われる金額が五十万円をこえる場合には、そのこえる部分の金額については、百分の二十】を

支払われる金額が五十万円をこえる場合には、そのこえる部分の金額については、百分の二十】を加え、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項第二号に掲げる司法書士、土地家屋調査士若しくは海事代理士の業務に関する報酬若しくは料金、同項第三号に掲げる診療報酬、同項第四号に掲げる職業拳闘家、外交員若しくは集金人の業務に関する報酬若しくは料金、同項第六号に掲げる報酬若しくは

又は賞金のうち、第一百八十三条第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの

三 前条第三項に規定する賞金、その金額(金額以外のもので支払われる場合には、その支払の時における価額として政令で定めた金額)から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

乗じて計算した金額

二 前条第三項に規定する報酬又は料金、その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三 前条第三項に規定する賞金、その金額(金額以外のもので支払われる場合には、その支払の時における価額として政令で定めた金額)から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合は、その支払の時における価額として政令で定めた金額又は同項第八号に掲げる賞金)から

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1) に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
2,000	円未満	円	%	41,000	42,000	円	%	97,000	99,000	円	%
2,000	3,000	100	9	42,000	43,000	3,700	9	99,000	101,000	8,700	9
3,000	4,000	200	9	43,000	44,000	3,800	9	101,000	103,000	8,900	9
4,000	5,000	300	9	44,000	45,000	3,900	9	103,000	105,000	9,100	9
5,000	6,000	400	9	45,000	46,000	4,000	9	105,000	107,000	9,300	9
										9,500	9
6,000	7,000	500	9	46,000	47,000	4,100	9	107,000	109,000	9,700	9
7,000	8,000	600	9	47,000	48,000	4,200	9	109,000	111,000	9,900	9
8,000	9,000	700	9	48,000	49,000	4,300	9	111,000	113,000	10,100	9
9,000	10,000	800	9	49,000	50,000	4,400	9	113,000	115,000	10,300	9
10,000	11,000	900	9	50,000	51,000	4,500	9	115,000	117,000	10,500	9
11,000	12,000	900	9	51,000	52,000	4,500	9	117,000	119,000	10,700	9
12,000	13,000	1,000	9	52,000	53,000	4,600	9	119,000	121,000	10,900	9
13,000	14,000	1,100	9	53,000	54,000	4,700	9	121,000	123,000	11,100	9
14,000	15,000	1,200	9	54,000	55,000	4,800	9	123,000	125,000	11,300	9
15,000	16,000	1,300	9	55,000	56,000	4,900	9	125,000	127,000	11,500	9
16,000	17,000	1,400	9	56,000	57,000	5,000	9	127,000	129,000	11,700	9
17,000	18,000	1,500	9	57,000	58,000	5,100	9	129,000	131,000	11,900	9
18,000	19,000	1,600	9	58,000	59,000	5,200	9	131,000	133,000	12,100	9
19,000	20,000	1,700	9	59,000	60,000	5,300	9	133,000	135,000	12,300	9
20,000	21,000	1,800	9	60,000	61,000	5,400	9	135,000	137,000	12,500	9
21,000	22,000	1,800	9	61,000	62,000	5,400	9	137,000	139,000	12,700	9
22,000	23,000	1,900	9	62,000	63,000	5,500	9	139,000	141,000	12,900	9
23,000	24,000	2,000	9	63,000	64,000	5,600	9	141,000	143,000	13,100	9
24,000	25,000	2,100	9	64,000	65,000	5,700	9	143,000	145,000	13,300	9
25,000	26,000	2,200	9	65,000	67,000	5,800	9	145,000	147,000	13,500	9
26,000	27,000	2,300	9	67,000	69,000	6,000	9	147,000	149,000	13,700	9
27,000	28,000	2,400	9	69,000	71,000	6,200	9	149,000	151,000	13,900	9
28,000	29,000	2,500	9	71,000	73,000	6,300	9	151,000	153,000	14,100	9
29,000	30,000	2,600	9	73,000	75,000	6,500	9	153,000	155,000	14,300	9
30,000	31,000	2,700	9	75,000	77,000	6,700	9	155,000	157,000	14,500	9
31,000	32,000	2,700	9	77,000	79,000	6,900	9	157,000	159,000	14,700	9
32,000	33,000	2,800	9	79,000	81,000	7,100	9	159,000	161,000	14,900	9
33,000	34,000	2,900	9	81,000	83,000	7,200	9	161,000	163,000	15,100	9
34,000	35,000	3,000	9	83,000	85,000	7,400	9	163,000	165,000	15,300	9
35,000	36,000	3,100	9	85,000	87,000	7,600	9	165,000	167,000	15,500	9
36,000	37,000	3,200	9	87,000	89,000	7,800	9	167,000	169,000	15,700	9
37,000	38,000	3,300	9	89,000	91,000	8,000	9	169,000	171,000	15,900	9
38,000	39,000	3,400	9	91,000	93,000	8,100	9	171,000	173,000	16,100	9
39,000	40,000	3,500	9	93,000	95,000	8,300	9	173,000	175,000	16,300	9
40,000	41,000	3,600	9	95,000	97,000	8,500	9	175,000	177,000	16,500	9

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
177,000	179,000	16,700	%9	288,000	291,000	27,800	%9	414,000	418,000	46,100	%11
179,000	181,000	16,900	%9	291,000	294,000	28,100	%9	418,000	422,000	46,700	%11
181,000	183,000	17,100	%9	294,000	297,000	28,400	%9	422,000	426,000	47,300	%11
183,000	185,000	17,300	%9	297,000	300,000	28,700	%9	426,000	430,000	47,900	%11
185,000	187,000	17,500	%9	300,000	303,000	29,000	%9	430,000	434,000	48,500	%11
187,000	189,000	17,700	%9	303,000	306,000	29,400	%9	434,000	438,000	49,100	%11
189,000	191,000	17,900	%9	306,000	309,000	29,900	%9	438,000	442,000	49,700	%11
191,000	193,000	18,100	%9	309,000	312,000	30,300	%9	442,000	446,000	50,300	%11
193,000	195,000	18,300	%9	312,000	315,000	30,800	%9	446,000	450,000	50,900	%11
195,000	198,000	18,500	%9	315,000	318,000	31,200	%9	450,000	454,000	51,500	%11
198,000	201,000	18,800	%9	318,000	321,000	31,700	%9	454,000	458,000	52,100	%11
201,000	204,000	19,100	%9	321,000	324,000	32,100	%10	458,000	462,000	52,700	%11
204,000	207,000	19,400	%9	324,000	327,000	32,600	%10	462,000	466,000	53,300	%11
207,000	210,000	19,700	%9	327,000	330,000	33,000	%10	466,000	470,000	53,900	%11
210,000	213,000	20,000	%9	330,000	333,000	33,500	%10	470,000	474,000	54,500	%11
213,000	216,000	20,300	%9	333,000	336,000	33,900	%10	474,000	478,000	55,100	%11
216,000	219,000	20,600	%9	336,000	339,000	34,400	%10	478,000	482,000	55,700	%11
219,000	222,000	20,900	%9	339,000	342,000	34,800	%10	482,000	486,000	56,300	%11
222,000	225,000	21,200	%9	342,000	345,000	35,300	%10	486,000	490,000	56,900	%11
225,000	228,000	21,500	%9	345,000	348,000	35,700	%10	490,000	494,000	57,500	%11
228,000	231,000	21,800	%9	348,000	351,000	36,200	%10	494,000	498,000	58,100	%11
231,000	234,000	22,100	%9	351,000	354,000	36,600	%10	498,000	502,000	58,700	%11
234,000	237,000	22,400	%9	354,000	357,000	37,100	%10	502,000	506,000	59,300	%11
237,000	240,000	22,700	%9	357,000	360,000	37,500	%10	506,000	510,000	59,900	%11
240,000	243,000	23,000	%9	360,000	363,000	38,000	%10	510,000	514,000	60,500	%11
243,000	246,000	23,300	%9	363,000	366,000	38,400	%10	514,000	518,000	61,100	%11
246,000	249,000	23,600	%9	366,000	369,000	38,900	%10	518,000	522,000	61,700	%11
249,000	252,000	23,900	%9	369,000	372,000	39,300	%10	522,000	526,000	62,300	%11
252,000	255,000	24,200	%9	372,000	375,000	39,800	%10	526,000	530,000	62,900	%11
255,000	258,000	24,500	%9	375,000	378,000	40,200	%10	530,000	534,000	63,500	%11
258,000	261,000	24,800	%9	378,000	381,000	40,700	%10	534,000	538,000	64,100	%12
261,000	264,000	25,100	%9	381,000	384,000	41,100	%10	538,000	542,000	64,700	%12
264,000	267,000	25,400	%9	384,000	387,000	41,600	%10	542,000	546,000	65,300	%12
267,000	270,000	25,700	%9	387,000	390,000	42,000	%10	546,000	550,000	65,900	%12
270,000	273,000	26,000	%9	390,000	394,000	42,500	%10	550,000	554,000	66,500	%12
273,000	276,000	26,300	%9	394,000	398,000	43,100	%10	554,000	558,000	67,100	%12
276,000	279,000	26,600	%9	398,000	402,000	43,700	%10	558,000	562,000	67,700	%12
279,000	282,000	26,900	%9	402,000	406,000	44,300	%11	562,000	566,000	68,300	%12
282,000	285,000	27,200	%9	406,000	410,000	44,900	%11	566,000	570,000	68,900	%12
285,000	288,000	27,500	%9	410,000	414,000	45,500	%11	570,000	574,000	69,500	%12

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
574,000	578,000	70,100	12%	705,000	710,000	95,000	13%	855,000
578,000	582,000	70,700	12%	710,000	715,000	96,000	13%	860,000
582,000	586,000	71,300	12%	715,000	720,000	97,000	13%	865,000
586,000	590,000	71,900	12%	720,000	725,000	98,000	13%	870,000
590,000	594,000	72,500	12%	725,000	730,000	99,000	13%	875,000
594,000	598,000	73,100	12%	730,000	735,000	100,000	13%	880,000
598,000	602,000	73,700	12%	735,000	740,000	101,000	13%	885,000
602,000	606,000	74,400	12%	740,000	745,000	102,000	13%	890,000
606,000	610,000	75,200	12%	745,000	750,000	103,000	13%	895,000
610,000	614,000	76,000	12%	750,000	755,000	104,000	13%	900,000
614,000	618,000	76,800	12%	755,000	760,000	105,000	13%	905,000
618,000	622,000	77,600	12%	760,000	765,000	106,000	13%	910,000
622,000	626,000	78,400	12%	765,000	770,000	107,000	13%	915,000
626,000	630,000	79,200	12%	770,000	775,000	108,000	14%	920,000
630,000	634,000	80,000	12%	775,000	780,000	109,000	14%	925,000
634,000	638,000	80,800	12%	780,000	785,000	110,000	14%	930,000
638,000	642,000	81,600	12%	785,000	790,000	111,000	14%	935,000
642,000	646,000	82,400	12%	790,000	795,000	112,000	14%	940,000
646,000	650,000	83,200	12%	795,000	800,000	113,000	14%	945,000
650,000	655,000	84,000	12%	800,000	805,000	114,000	14%	950,000
655,000	660,000	85,000	12%	805,000	810,000	115,000	14%	955,000
660,000	665,000	86,000	13%	810,000	815,000	116,000	14%	960,000
665,000	670,000	87,000	13%	815,000	820,000	117,000	14%	965,000
670,000	675,000	88,000	13%	820,000	825,000	118,000	14%	970,000
675,000	680,000	89,000	13%	825,000	830,000	119,000	14%	975,000
680,000	685,000	90,000	13%	830,000	835,000	120,000	14%	980,000
685,000	690,000	91,000	13%	835,000	840,000	121,000	14%	985,000
690,000	695,000	92,000	13%	840,000	845,000	122,000	14%	990,000
695,000	700,000	93,000	13%	845,000	850,000	123,000	14%	995,000
700,000	705,000	94,000	13%	850,000	855,000	124,000	14%	1,000,000円

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十一条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	円	0	41,000	42,000	3,600	97,000	99,000	8,700
2,000	3,000	100	42,000	43,000	3,700	99,000	101,000	8,900
3,000	4,000	200	43,000	44,000	3,800	101,000	103,000	9,000
4,000	5,000	300	44,000	45,000	3,900	103,000	105,000	9,200
5,000	6,000	400	45,000	46,000	4,000	105,000	107,000	9,400
6,000	7,000	500	46,000	47,000	4,100	107,000	109,000	9,600
7,000	8,000	600	47,000	48,000	4,200	109,000	111,000	9,800
8,000	9,000	700	48,000	49,000	4,300	111,000	113,000	9,900
9,000	10,000	800	49,000	50,000	4,400	113,000	115,000	10,100
10,000	11,000	900	50,000	51,000	4,500	115,000	117,000	10,300
11,000	12,000	900	51,000	52,000	4,500	117,000	119,000	10,500
12,000	13,000	1,000	52,000	53,000	4,600	119,000	121,000	10,700
13,000	14,000	1,100	53,000	54,000	4,700	121,000	123,000	10,800
14,000	15,000	1,200	54,000	55,000	4,800	123,000	125,000	11,000
15,000	16,000	1,300	55,000	56,000	4,900	125,000	127,000	11,200
16,000	17,000	1,400	56,000	57,000	5,000	127,000	129,000	11,400
17,000	18,000	1,500	57,000	58,000	5,100	129,000	131,000	11,600
18,000	19,000	1,600	58,000	59,000	5,200	131,000	133,000	11,700
19,000	20,000	1,700	59,000	60,000	5,300	133,000	135,000	11,900
20,000	21,000	1,800	60,000	61,000	5,400	135,000	137,000	12,100
21,000	22,000	1,800	61,000	62,000	5,400	137,000	139,000	12,300
22,000	23,000	1,900	62,000	63,000	5,500	139,000	141,000	12,500
23,000	24,000	2,000	63,000	64,000	5,600	141,000	143,000	12,600
24,000	25,000	2,100	64,000	65,000	5,700	143,000	145,000	12,800
25,000	26,000	2,200	65,000	67,000	5,800	145,000	147,000	13,000
26,000	27,000	2,300	67,000	69,000	6,000	147,000	149,000	13,200
27,000	28,000	2,400	69,000	71,000	6,200	149,000	151,000	13,400
28,000	29,000	2,500	71,000	73,000	6,300	151,000	153,000	13,500
29,000	30,000	2,600	73,000	75,000	6,500	153,000	155,000	13,700
30,000	31,000	2,700	75,000	77,000	6,700	155,000	157,000	13,900
31,000	32,000	2,700	77,000	79,000	6,900	157,000	159,000	14,100
32,000	33,000	2,800	79,000	81,000	7,100	159,000	161,000	14,300
33,000	34,000	2,900	81,000	83,000	7,200	161,000	163,000	14,400
34,000	35,000	3,000	83,000	85,000	7,400	163,000	165,000	14,600
35,000	36,000	3,100	85,000	87,000	7,600	165,000	167,000	14,800
36,000	37,000	3,200	87,000	89,000	7,800	167,000	169,000	15,000
37,000	38,000	3,300	89,000	91,000	8,000	169,000	171,000	15,200
38,000	39,000	3,400	91,000	93,000	8,100	171,000	173,000	15,300
39,000	40,000	3,500	93,000	95,000	8,300	173,000	175,000	15,500
40,000	41,000	3,600	95,000	97,000	8,500	175,000	177,000	15,700

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
177,000	179,000	15,900	288,000	291,000	25,900	414,000	418,000	37,200
179,000	181,000	16,100	291,000	294,000	26,100	418,000	422,000	37,600
181,000	183,000	16,200	294,000	297,000	26,400	422,000	426,000	37,900
183,000	185,000	16,400	297,000	300,000	26,700	426,000	430,000	38,300
185,000	187,000	16,600	300,000	303,000	27,000	430,000	434,000	38,700
187,000	189,000	16,800	303,000	306,000	27,200	434,000	438,000	39,000
189,000	191,000	17,000	306,000	309,000	27,500	438,000	442,000	39,400
191,000	193,000	17,100	309,000	312,000	27,800	442,000	446,000	39,700
193,000	195,000	17,300	312,000	315,000	28,000	446,000	450,000	40,100
195,000	198,000	17,500	315,000	318,000	28,300	450,000	454,000	40,500
198,000	201,000	17,800	318,000	321,000	28,600	454,000	458,000	40,800
201,000	204,000	18,000	321,000	324,000	28,800	458,000	462,000	41,200
204,000	207,000	18,300	324,000	327,000	29,100	462,000	466,000	41,500
207,000	210,000	18,600	327,000	330,000	29,400	466,000	470,000	41,900
210,000	213,000	18,900	330,000	333,000	29,700	470,000	474,000	42,300
213,000	216,000	19,100	333,000	336,000	29,900	474,000	478,000	42,600
216,000	219,000	19,400	336,000	339,000	30,200	478,000	482,000	43,000
219,000	222,000	19,700	339,000	342,000	30,500	482,000	486,000	43,300
222,000	225,000	19,900	342,000	345,000	30,700	486,000	490,000	43,700
225,000	228,000	20,200	345,000	348,000	31,000	490,000	494,000	44,100
228,000	231,000	20,500	348,000	351,000	31,300	494,000	498,000	44,400
231,000	234,000	20,700	351,000	354,000	31,500	498,000	502,000	44,800
234,000	237,000	21,000	354,000	357,000	31,800	502,000	506,000	45,200
237,000	240,000	21,300	357,000	360,000	32,100	506,000	510,000	45,600
240,000	243,000	21,600	360,000	363,000	32,400	510,000	514,000	46,000
243,000	246,000	21,800	363,000	366,000	32,600	514,000	518,000	46,400
246,000	249,000	22,100	366,000	369,000	32,900	518,000	522,000	46,800
249,000	252,000	22,400	369,000	372,000	33,200	522,000	526,000	47,200
252,000	255,000	22,600	372,000	375,000	33,400	526,000	530,000	47,600
255,000	258,000	22,900	375,000	378,000	33,700	530,000	534,000	48,000
258,000	261,000	23,200	378,000	381,000	34,000	534,000	538,000	48,400
261,000	264,000	23,400	381,000	384,000	34,200	538,000	542,000	48,800
264,000	267,000	23,700	384,000	387,000	34,500	542,000	546,000	49,200
267,000	270,000	24,000	387,000	390,000	34,800	546,000	550,000	49,600
270,000	273,000	24,300	390,000	394,000	35,100	550,000	554,000	50,000
273,000	276,000	24,500	394,000	398,000	35,400	554,000	558,000	50,400
276,000	279,000	24,800	398,000	402,000	35,800	558,000	562,000	50,800
279,000	282,000	25,100	402,000	406,000	36,100	562,000	566,000	51,200
282,000	285,000	25,300	406,000	410,000	36,500	566,000	570,000	51,600
285,000	288,000	25,600	410,000	414,000	36,900	570,000	574,000	52,000

## (三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
574,000 円	578,000 円	52,400	705,000 円	710,000 円	65,500	855,000 円	860,000 円	80,500 円
578,000	582,000	52,800	710,000	715,000	66,000	860,000	865,000	81,000
582,000	586,000	53,200	715,000	720,000	66,500	865,000	870,000	81,500
586,000	590,000	53,600	720,000	725,000	67,000	870,000	875,000	82,000
590,000	594,000	54,000	725,000	730,000	67,500	875,000	880,000	82,500
594,000	598,000	54,400	730,000	735,000	68,000	880,000	885,000	83,000
598,000	602,000	54,800	735,000	740,000	68,500	885,000	890,000	83,500
602,000	606,000	55,200	740,000	745,000	69,000	890,000	895,000	84,000
606,000	610,000	55,600	745,000	750,000	69,500	895,000	900,000	84,500
610,000	614,000	56,000	750,000	755,000	70,000	900,000	905,000	85,000
614,000	618,000	56,400	755,000	760,000	70,500	905,000	910,000	85,500
618,000	622,000	56,800	760,000	765,000	71,000	910,000	915,000	86,000
622,000	626,000	57,200	765,000	770,000	71,500	915,000	920,000	86,500
626,000	630,000	57,600	770,000	775,000	72,000	920,000	925,000	87,000
630,000	634,000	58,000	775,000	780,000	72,500	925,000	930,000	87,500
634,000	638,000	58,400	780,000	785,000	73,000	930,000	935,000	88,000
638,000	642,000	58,800	785,000	790,000	73,500	935,000	940,000	88,500
642,000	646,000	59,200	790,000	795,000	74,000	940,000	945,000	89,000
646,000	650,000	59,600	795,000	800,000	74,500	945,000	950,000	89,500
650,000	655,000	60,000	800,000	805,000	75,000	950,000	955,000	90,000
655,000	660,000	60,500	805,000	810,000	75,500	955,000	960,000	90,500
660,000	665,000	61,000	810,000	815,000	76,000	960,000	965,000	91,000
665,000	670,000	61,500	815,000	820,000	76,500	965,000	970,000	91,500
670,000	675,000	62,000	820,000	825,000	77,000	970,000	975,000	92,000
675,000	680,000	62,500	825,000	830,000	77,500	975,000	980,000	92,500
680,000	685,000	63,000	830,000	835,000	78,000	980,000	985,000	93,000
685,000	690,000	63,500	835,000	840,000	78,500	985,000	990,000	93,500
690,000	695,000	64,000	840,000	845,000	79,000	990,000	995,000	94,000
695,000	700,000	64,500	845,000	850,000	79,500	995,000	1,000,000	94,500
700,000	705,000	65,000	850,000	855,000	80,000	1,000,000	円	95,000

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

## イ 甲 表

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲										乙	
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
以上	未満	税額										
円 22,500	円未満	円 0										
22,500	23,000	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1,700	
23,000	23,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800	
23,500	24,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800	
24,000	24,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900	
24,500	25,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900	
25,000	25,500	210	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	
25,500	26,000	250	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	
26,000	26,500	290	0	0	0	0	0	0	0	0	2,100	
26,500	27,000	320	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200	
27,000	27,500	360	0	0	0	0	0	0	0	0	2,300	
27,500	28,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0	2,400	
28,000	28,500	430	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500	
28,500	29,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600	
29,000	29,500	500	0	0	0	0	0	0	0	0	2,700	
29,500	30,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0	2,800	
30,000	30,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	2,900	
30,500	31,000	610	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	
31,000	31,500	650	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100	
31,500	32,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
32,000	32,500	720	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
32,500	33,000	750	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
33,000	33,500	790	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
33,500	34,000	830	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
34,000	34,500	870	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
34,500	35,000	910	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
35,000	35,500	950	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
35,500	36,000	990	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
36,000	36,500	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
36,500	37,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200	
37,000	37,500	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300	
37,500	38,000	1,150	0	0	0	0	0	0	0	0	4,400	
38,000	38,500	1,190	20	0	0	0	0	0	0	0	4,500	
38,500	39,000	1,230	60	0	0	0	0	0	0	0	4,600	
39,000	39,500	1,270	100	0	0	0	0	0	0	0	4,800	
39,500	40,000	1,310	130	0	0	0	0	0	0	0	5,000	
40,000	40,500	1,350	170	0	0	0	0	0	0	0	5,100	
40,500	41,000	1,390	200	0	0	0	0	0	0	0	5,300	
41,000	41,500	1,430	240	0	0	0	0	0	0	0	5,500	
41,500	42,000	1,470	280	0	0	0	0	0	0	0	5,600	
42,000	42,500	1,510	310	0	0	0	0	0	0	0	5,800	
42,500	43,000	1,550	350	0	0	0	0	0	0	0	6,000	
43,000	43,500	1,590	380	0	0	0	0	0	0	0	6,100	
43,500	44,000	1,630	420	0	0	0	0	0	0	0	6,300	
44,000	44,500	1,670	460	0	0	0	0	0	0	0	6,500	
44,500	45,000	1,710	490	0	0	0	0	0	0	0	6,600	

## イ 甲 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶養親族等の数									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上	未満	税額								税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
45,000	45,500	1,750	530	0	0	0	0	0	0	6,800	
45,500	46,000	1,790	560	40	0	0	0	0	0	7,000	
46,000	46,500	1,830	600	70	0	0	0	0	0	7,100	
46,500	47,000	1,870	640	110	0	0	0	0	0	7,300	
47,000	47,500	1,910	670	150	0	0	0	0	0	7,500	
47,500	48,000	1,950	710	180	0	0	0	0	0	7,600	
48,000	49,000	2,010	760	240	0	0	0	0	0	7,800	
49,000	50,000	2,090	840	310	0	0	0	0	0	8,100	
50,000	51,000	2,170	920	380	0	0	0	0	0	8,800	
51,000	52,000	2,250	1,000	450	0	0	0	0	0		
52,000	53,000	2,330	1,080	520	0	0	0	0	0		
53,000	54,000	2,410	1,160	600	70	0	0	0	0		
54,000	55,000	2,530	1,240	670	140	0	0	0	0		
55,000	56,000	2,650	1,320	740	220	0	0	0	0		
56,000	57,000	2,770	1,400	820	290	0	0	0	0		
57,000	58,000	2,900	1,490	910	370	0	0	0	0		
58,000	59,000	3,040	1,580	1,000	450	0	0	0	0		
59,000	60,000	3,170	1,670	1,090	530	0	0	0	0		
60,000	61,000	3,310	1,760	1,180	610	90	0	0	0		
61,000	62,000	3,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0		
62,000	63,000	3,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0		
63,000	64,000	3,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0		
64,000	65,000	3,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0		
65,000	66,000	3,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0		
66,000	67,000	4,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0		
67,000	68,000	4,250	2,390	1,810	1,230	650	120	0	0		
68,000	69,000	4,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0		
69,000	70,000	4,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0		
70,000	71,000	4,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0		
71,000	72,000	4,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0		
72,000	73,000	4,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0		
73,000	74,000	5,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0		
74,000	75,000	5,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0		
75,000	76,000	5,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0		
76,000	77,000	5,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0		
77,000	78,000	5,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0		
78,000	79,000	5,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10		
79,000	80,000	5,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100		
80,000	81,000	6,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190		
81,000	82,000	6,300	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280		
82,000	83,000	6,500	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370		
83,000	84,000	6,700	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460		
84,000	85,000	6,900	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550	30	
85,000	86,000	7,100	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640	120	
86,000	87,000	7,300	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730	210	
87,000	88,000	7,500	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830	300	
88,000	89,000	7,700	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	920	390	
89,000	90,000	7,900	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030	480	
90,000	91,000	8,100	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130	570	
91,000	92,000	8,300	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230	660	

8,800円に、その  
月の社会保険料  
控除後の給与等  
の金額のうち  
50,000円をこえ  
る金額の40%に  
相当する金額を  
加算した金額

## イ甲 表

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上未満	税									税額	
92,000	93,000	8,500	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,380	750	
93,000	94,000	8,700	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430	850	
94,000	95,000	8,900	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530	950	
95,000	96,000	9,100	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630	1,050	
96,000	97,000	9,300	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730	1,150	
										8,800円に、その 月の社会保険料 控除後の給与等 の金額のうち 60,000円をこえ る金額の40%に 相当する金額を 加算した金額	
97,000	98,000	9,500	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830	1,250	
98,000	100,000	9,800	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	
100,000	102,000	10,200	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	
102,000	104,000	10,600	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	
104,000	106,000	11,000	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	
										31,500円	
106,000	108,000	11,400	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	
108,000	110,000	11,800	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	
110,000	112,000	12,200	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	
112,000	114,000	12,600	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	
114,000	116,000	13,040	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	
										31,500円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の55% に相当する金額 を原算した金額	
116,000	118,000	13,540	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470	3,590	
118,000	120,000	14,040	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770	3,890	
120,000	122,000	14,540	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070	4,190	
122,000	124,000	15,040	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370	4,490	
124,000	126,000	15,540	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670	4,790	
126,000	128,000	16,040	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970	5,090	
128,000	130,000	16,540	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300	5,390	
130,000	132,000	17,040	13,920	12,530	11,370	10,200	9,930	7,870	6,700	5,690	
132,000	134,000	17,540	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100	5,990	
134,000	136,000	18,040	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500	6,330	
136,000	138,000	18,540	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900	6,730	
138,000	140,000	19,040	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300	7,130	
140,000	142,000	19,540	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700	7,530	
142,000	144,000	20,040	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100	7,930	
144,000	146,000	20,540	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500	8,330	
146,000	148,000	21,040	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900	8,730	
148,000	150,000	21,540	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300	9,130	
150,000	152,000	22,040	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700	9,530	
152,000	154,000	22,540	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100	9,930	
154,000	156,000	23,040	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500	10,330	
156,000	158,000	23,600	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900	10,730	
158,000	160,000	24,200	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300	11,130	
160,000	162,000	24,800	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700	11,530	
162,000	164,000	25,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170	11,930	
164,000	166,000	26,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670	12,330	
166,000	168,000	26,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170	12,730	
168,000	170,000	27,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670	13,210	
170,000	172,000	27,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170	13,710	
172,000	174,000	28,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670	14,210	
174,000	176,000	29,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170	14,710	
176,000	178,000	29,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670	15,210	
178,000	180,000	30,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170	15,710	
180,000	182,000	30,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,580	19,120	17,670	16,210	
182,000	184,000	31,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,080	19,620	18,170	16,710	
184,000	186,000	32,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,580	20,120	18,670	17,210	

## イ 甲 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数									乙
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
	以上	未満	税額							
186,000円	188,000円	32,600円	28,850円	27,100円	25,350円	23,600円	22,080円	20,620円	19,170円	17,710円
188,000円	190,000円	33,200円	29,450円	27,700円	25,950円	24,200円	22,580円	21,120円	19,670円	18,210円
190,000円	192,000円	33,800円	30,050円	28,300円	26,550円	24,800円	23,080円	21,620円	20,170円	18,710円
192,000円	194,000円	34,400円	30,650円	28,900円	27,150円	25,400円	23,650円	22,120円	20,670円	19,210円
194,000円	196,000円	35,000円	31,250円	29,500円	27,750円	26,000円	24,250円	22,620円	21,170円	19,710円
196,000円	198,000円	35,600円	31,850円	30,100円	28,350円	26,600円	24,850円	23,120円	21,670円	20,210円
198,000円	200,000円	36,200円	32,450円	30,700円	28,950円	27,200円	25,450円	23,700円	22,170円	20,710円
200,000円		36,500円	32,750円	31,000円	29,250円	27,500円	25,750円	24,000円	22,420円	20,960円
200,000円をこえ 210,000円に満た ない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額								
210,000円		39,500円	35,750円	34,000円	32,250円	30,500円	28,750円	27,000円	25,420円	23,960円
210,000円をこえ 280,000円に満た ない金額		210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額								
280,000円		64,000円	60,250円	58,500円	56,750円	55,000円	53,250円	51,500円	49,920円	48,460円
280,000円をこえ 360,000円に満た ない金額		280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 280,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額								
360,000円		96,000円	92,250円	90,500円	88,750円	87,000円	85,250円	83,500円	81,920円	80,460円
360,000円をこえ 530,000円に満た ない金額		360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額								
530,000円		172,500円	168,750円	167,000円	165,250円	163,500円	161,750円	160,000円	158,420円	156,960円
530,000円をこえ 860,000円に満た ない金額		530,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 530,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								
		287,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 530,000円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額								

## イ甲 表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数										乙
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上未満	税額										税額
860,000円	337,500	333,750	332,000	330,250	328,500	326,750	325,000	323,420	321,960	287,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額	
860,000円をこえ 1,700,000円に満た ない金額	860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額										
1,700,000円	793,500	795,750	794,000	792,250	790,500	788,750	787,000	785,420	783,960		
1,700,000円をこえる 金額	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額										

扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額

従たる給付についての扶養控除等申告書が提出されている場合は、当該申告書に記載された扶養親族等1人ごとに900円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(第八十四条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。)については、
  - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
  - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
  - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額が、その求める税額である。
  - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき。(5)において同じ。)は、(5)に該当する場合を除き、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうち障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
  - (5) (2)の場合において、扶養親族等がない居住者に係る当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、(1)により求めた金額からこれらの一に該当するごとに7,500円を控除した金額をその月の社会保険料控除後の給与等の金額とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数(一)(4)に該当する場合には、(4)による扶養親族の数)に応じ、その扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)(2)により求めた金額が、その求める税額である。
- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給付についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給付についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族1人ごとに900円を控除した金額)が、その求める税額である。

## 口乙 表

(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額	扶 养 親 族 の 数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税 類							
円 30,500 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
31,000	31,000	10	0	0	0	0	0	0
31,500	31,500	50	0	0	0	0	0	0
32,000	32,000	80	0	0	0	0	0	0
32,500	32,500	120	0	0	0	0	0	0
33,000	33,000	150	0	0	0	0	0	0
33,500	33,500	190	0	0	0	0	0	0
34,000	34,000	230	0	0	0	0	0	0
34,500	34,500	260	0	0	0	0	0	0
35,000	35,000	300	0	0	0	0	0	0
35,500	35,500	330	0	0	0	0	0	0
36,000	36,000	370	0	0	0	0	0	0
36,500	36,500	410	0	0	0	0	0	0
37,000	37,000	440	0	0	0	0	0	0
37,500	37,500	480	0	0	0	0	0	0
38,000	38,000	510	0	0	0	0	0	0
38,500	38,500	550	20	0	0	0	0	0
39,000	39,000	590	60	0	0	0	0	0
39,500	39,500	620	100	0	0	0	0	0
40,000	40,000	660	130	0	0	0	0	0
40,500	40,500	690	170	0	0	0	0	0
41,000	41,000	730	200	0	0	0	0	0
41,500	41,500	770	240	0	0	0	0	0
42,000	42,000	810	280	0	0	0	0	0
42,500	42,500	850	310	0	0	0	0	0
43,000	43,000	890	350	0	0	0	0	0
43,500	43,500	930	380	0	0	0	0	0
44,000	44,000	970	420	0	0	0	0	0
44,500	44,500	1,010	460	0	0	0	0	0
45,000	45,000	1,050	490	0	0	0	0	0
45,500	45,500	1,090	530	0	0	0	0	0
46,000	46,000	1,130	560	40	0	0	0	0
46,500	46,500	1,170	600	70	0	0	0	0
47,000	47,000	1,210	640	110	0	0	0	0
47,500	47,500	1,250	670	150	0	0	0	0
48,000	48,000	1,290	710	180	0	0	0	0
48,500	49,000	1,350	760	240	0	0	0	0
49,000	50,000	1,430	840	310	0	0	0	0
50,000	51,000	1,510	920	380	0	0	0	0
51,000	52,000	1,590	1,000	450	0	0	0	0
52,000	53,000	1,670	1,080	520	0	0	0	0
53,000	54,000	1,750	1,160	600	70	0	0	0
54,000	55,000	1,830	1,240	670	140	0	0	0
55,000	56,000	1,910	1,320	740	220	0	0	0
56,000	57,000	1,990	1,400	820	290	0	0	0
57,000	58,000	2,080	1,490	910	370	0	0	0
58,000	59,000	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0
59,000	60,000	2,260	1,670	1,090	530	0	0	0
60,000	61,000	2,350	1,760	1,180	610	90	0	0
61,000	62,000	2,440	1,850	1,270	690	170	0	0
62,000	63,000	2,580	1,940	1,360	780	250	0	0

## ロ乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額	扶 養 親 族 の 数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円
63,000	64,000	2,710	2,030	1,450	870	330	0	0
64,000	65,000	2,850	2,120	1,540	960	410	0	0
65,000	66,000	2,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0
66,000	67,000	3,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0
67,000	68,000	3,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0
68,000	69,000	3,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0
69,000	70,000	3,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0
70,000	71,000	3,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0
71,000	72,000	3,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0
72,000	73,000	3,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10
73,000	74,000	4,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90
74,000	75,000	4,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180
75,000	76,000	4,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270
76,000	77,000	4,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360
77,000	78,000	4,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450
78,000	79,000	4,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540
79,000	80,000	4,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630
80,000	81,000	5,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720
81,000	82,000	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820
82,000	83,000	5,420	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920
83,000	84,000	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020
84,000	85,000	5,720	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120
85,000	86,000	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220
86,000	87,000	6,020	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320
87,000	88,000	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420
88,000	89,000	6,370	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520
89,000	90,000	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620
90,000	91,000	6,770	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720
91,000	92,000	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820
92,000	93,000	7,170	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920
93,000	94,000	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020
94,000	95,000	7,570	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120
95,000	96,000	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220
96,000	97,000	7,970	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320
97,000	98,000	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420
98,000	100,000	8,470	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640
100,000	102,000	8,870	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940
102,000	104,000	9,270	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240
104,000	106,000	9,670	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540
106,000	108,000	10,070	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840
108,000	110,000	10,470	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140
110,000	112,000	10,870	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440
112,000	114,000	11,270	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740
114,000	116,000	11,670	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040
116,000	118,000	12,070	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340
118,000	120,000	12,470	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640
120,000	122,000	12,870	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940
122,000	124,000	13,370	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270
124,000	126,000	13,870	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670
126,000	128,000	14,370	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070

## 口乙 表

(三)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
128,000	130,000	14,870	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300
130,000	132,000	15,370	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700
132,000	134,000	15,870	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100
134,000	136,000	16,370	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500
136,000	138,000	16,870	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900
138,000	140,000	17,370	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300
140,000	142,000	17,870	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700
142,000	144,000	18,370	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100
144,000	146,000	18,870	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500
146,000	148,000	19,370	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900
148,000	150,000	19,870	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300
150,000	152,000	20,370	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700
152,000	154,000	20,870	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100
154,000	156,000	21,370	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500
156,000	158,000	21,870	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900
158,000	160,000	22,370	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300
160,000	162,000	22,870	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700
162,000	164,000	23,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170
164,000	166,000	24,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670
166,000	168,000	24,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170
168,000	170,000	25,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670
170,000	172,000	25,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170
172,000	174,000	26,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670
174,000	176,000	27,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170
176,000	178,000	27,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670
178,000	180,000	28,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170
180,000	182,000	28,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,580	19,120	17,670
182,000	184,000	29,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,080	19,620	18,170
184,000	186,000	30,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,580	20,120	18,670
186,000	188,000	30,600	28,850	27,100	25,350	23,600	22,080	20,620	19,170
188,000	190,000	31,200	29,450	27,700	25,950	24,200	22,580	21,120	19,670
190,000	192,000	31,800	30,050	28,300	26,550	24,800	23,080	21,620	20,170
192,000	194,000	32,400	30,650	28,900	27,150	25,400	23,650	22,120	20,670
194,000	196,000	33,000	31,250	29,500	27,750	26,000	24,250	22,620	21,170
196,000	198,000	33,600	31,850	30,100	28,350	26,600	24,850	23,120	21,670
198,000	200,000	34,200	32,450	30,700	28,950	27,200	25,450	23,700	22,170
200,000円をこえ 210,000円に満た ない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円 をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額							
210,000円		37,500	35,750	34,000	32,250	30,500	28,750	27,000	25,420
210,000円をこえ 280,000円に満た ない金額		210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち210,000円 をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額							

## 口乙 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
280,000円	62,000	60,250	58,500	56,750	55,000	53,250	51,500	49,920
280,000円をこえ 360,000円に満た ない金額	280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち280,000円 をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額							
360,000円	94,000	92,250	90,500	88,750	87,000	85,250	83,500	81,920
360,000円をこえ 520,000円に満た ない金額	360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円 をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額							
520,000円をこえ 860,000円に満た ない金額	170,500	168,750	167,000	165,250	163,500	161,750	160,000	158,420
520,000円をこえ 860,000円に満た ない金額	520,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち520,000円 をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
860,000円	335,500	333,750	332,000	330,250	328,500	326,750	325,000	323,420
860,000円をこえ 1,700,000円に満 たない金額	860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円 をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
1,700,000円	797,500	795,750	794,000	792,250	790,500	788,750	787,000	785,420
1,700,000円をこ える金額	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700,000円 をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者のうち第八十四条第二項(扶養控除額の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

別表第五 紙与所得の源泉徴収税額表(日額表)

## イ 甲 表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙	丙		
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人				
以上	未満	税額									税額	税額		
円 780	円未満	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0		
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0		
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0		
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0		
840	860	5	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0		
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0		
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0		
900	920	10	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0		
920	940	15	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0		
940	960	15	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0		
960	980	15	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0		
980	1,000	15	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,000	1,020	20	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,020	1,040	20	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,040	1,060	20	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,060	1,080	25	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,080	1,100	25	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,100	1,120	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,120	1,140	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,140	1,160	30	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,160	1,180	30	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,180	1,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,200	1,220	35	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0		
1,220	1,240	35	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0		
1,240	1,260	35	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0		
1,260	1,280	40	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0		
1,280	1,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0		
1,300	1,320	40	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0		
1,320	1,340	45	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0		
1,340	1,360	45	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0		
1,360	1,380	45	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0		
1,380	1,400	50	10	0	0	0	0	0	0	0	190	0		
1,400	1,450	50	10	0	0	0	0	0	0	0	190	0		
1,450	1,500	55	15	0	0	0	0	0	0	0	210	0		
1,500	1,550	60	20	0	0	0	0	0	0	0	230	0		
1,550	1,600	65	20	5	0	0	0	0	0	0	240	0		
1,600	1,650	65	25	10	0	0	0	0	0	0	260	0		
1,650	1,700	70	30	10	0	0	0	0	0	0	280	0		
1,700	1,750	75	35	15	0	0	0	0	0	0	300	0		
1,750	1,800	80	35	20	0	0	0	0	0	0	0	0		
1,800	1,850	85	40	20	5	0	0	0	0	0	0	0		
1,850	1,900	90	45	25	10	0	0	0	0	0	0	0		
1,900	1,950	100	50	30	10	0	0	0	0	0	0	0		
1,950	2,000	105	55	35	15	0	0	0	0	0	0	0		
2,000	2,050	110	60	40	20	5	0	0	0	0	0	0		
2,050	2,100	120	65	45	25	5	0	0	0	0	0	0		

300円に、その日の社会保険料控除後の給与等のうち1,700円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額

## イ甲 裏

(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲										乙	丙
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
以上未満	税額										税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700
2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750
2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800
2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850
2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900
2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950
2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000
2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050
2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100
2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150
2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200
2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250
2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300
2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350
2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400
2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400	3,450
2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400	3,450	3,500
2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400	3,450	3,500	3,550
3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400	3,450	3,500	3,550	3,600
3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400	3,450	3,500	3,550	3,600	3,650
3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300
3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400
3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500
3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600
3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700
3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800
3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900
3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000
3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100
4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200
4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300
4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400
4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500
4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600
4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700
4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800
4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900
4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000
4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100
5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200
5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300
5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400
5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500
5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600
5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700
5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800
5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900
5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000
5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100
6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,200
6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,200	7,300

300円に、その  
日の社会  
保険料控除等  
の金額のうち  
を40%に金額  
相当する算  
した金額1,080円に、  
その日の社会  
保険料控除等  
の金額のうち  
を55%に金額  
相当する算  
した金額1,980円に、  
その日の社会  
保険料控除等  
の金額のうち  
を60%に金額  
相当する算  
した金額

## イ甲 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数									乙	丙			
	0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 8人													
	以上未満 税額													
6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,200	7,300		
6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,200	7,300	7,400		
6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,200	7,300	7,400	7,500		
6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,200	7,300	7,400	7,500	7,600		
6,500円	6,600円	6,700円	6,800円	6,900円	7,000円	7,100円	7,200円	7,300円	7,400円	7,500円	7,600円	7,700円		
6,500円をこえ 7,000円に満た ない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									1,960円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	545	565	585	610
7,000円	7,100円	7,200円	7,300円	7,400円	7,500円	7,600円	7,700円	7,800円	7,900円	8,000円	8,100円	8,200円		
7,000円をこえ 9,000円に満た ない金額	7,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									635円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち6,500 円をこえる 金額の25% に相当する 金額を加算 した金額	635	635	635	635
9,000円	9,100円	9,200円	9,300円	9,400円	9,500円	9,600円	9,700円	9,800円	9,900円	10,000円	10,100円	10,200円		
9,000円をこえ 12,000円に満た ない金額	9,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									9,460円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち17,500 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額	9,460	9,460	9,460	9,460
12,000円	12,100円	12,200円	12,300円	12,400円	12,500円	12,600円	12,700円	12,800円	12,900円	13,000円	13,100円	13,200円		
12,000円をこえ 17,500円に満た ない金額	12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									9,460円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち17,500 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額	9,460	9,460	9,460	9,460
17,500円	17,600円	17,700円	17,800円	17,900円	18,000円	18,100円	18,200円	18,300円	18,400円	18,500円	18,600円	18,700円		
17,500円をこえ 28,500円に満た ない金額	17,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									9,460円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち17,500 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額	9,460	9,460	9,460	9,460

## イ甲 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲										乙	丙										
	扶養親族等の数																					
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人													
以上 未満	税額										税額	税額										
28,500円	11,190	11,065	11,005	10,950	10,890	10,830	10,775	10,730	10,680	9,460円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額	635円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,500円をこえる金額の25%に相当する金額を加算した金額											
28,500円をこえ る56,500円に 満たない金額	28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額																					
56,500円	26,590	26,465	26,405	26,350	26,290	26,230	26,175	26,130	26,080													
56,500円をこ える金額	56,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち56,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額																					
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、 その8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額																						

- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき。(5)において同じ。）は、(5)に該当する場合を除き、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (5) (2)の場合において、扶養親族等がない居住者に係る当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、(1)により求めた金額からこれらの一に該当するごとに250円を控除した金額をその日の社会保険料控除後の給与等の金額とする。
- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数(一)(4)に該当する場合には、(一)(4)による扶養親族の数)に応じ、その扶養親族1人につき250円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)(2)により求めた金額が、その求める税額である。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに30円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) 日雇労務者の受けける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

口乙 表  
(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未 满	税 類							
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円
1,060	1,080	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	5	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	10	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	15	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	15	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	15	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	15	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	20	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	20	5	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	20	5	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	25	5	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	25	5	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	25	10	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	30	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	35	15	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	35	20	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	40	20	5	0	0	0	0	0
1,600	1,650	45	25	10	0	0	0	0	0
1,650	1,700	50	30	10	0	0	0	0	0
1,700	1,750	55	35	15	0	0	0	0	0
1,750	1,800	55	35	20	0	0	0	0	0
1,800	1,850	60	40	20	5	0	0	0	0
1,850	1,900	65	45	25	10	0	0	0	0
1,900	1,950	70	50	30	10	0	0	0	0
1,950	2,000	75	55	35	15	0	0	0	0
2,000	2,050	80	60	40	20	5	0	0	0
2,050	2,100	85	65	45	25	5	0	0	0
2,100	2,150	90	70	50	30	10	0	0	0
2,150	2,200	100	70	55	35	15	0	0	0
2,200	2,250	105	75	55	40	20	0	0	0
2,250	2,300	110	80	60	40	25	5	0	0
2,300	2,350	120	90	65	45	25	10	0	0
2,350	2,400	125	95	70	50	30	15	0	0
2,400	2,450	130	105	75	55	35	20	0	0
2,450	2,500	140	110	80	60	40	20	5	0
2,500	2,550	145	115	90	65	45	25	10	0
2,550	2,600	155	125	95	70	50	30	15	0
2,600	2,650	160	130	105	75	55	35	20	0
2,650	2,700	170	140	110	80	60	40	20	5
2,700	2,750	175	145	120	90	65	45	25	10
2,750	2,800	185	155	125	95	70	50	30	15
2,800	2,850	190	160	135	105	75	55	35	20
2,850	2,900	200	170	140	110	80	60	40	25
2,900	2,950	205	175	150	120	90	65	45	25
2,950	3,000	215	185	155	125	95	70	50	30
3,000	3,050	225	190	165	135	105	75	55	35

## 口乙 表

(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税							
円 3,050	円 3,100	円 235	円 200	円 170	円 140	円 110	円 85	円 60
3,100	3,200	250	210	180	150	125	95	70
3,200	3,300	270	230	195	165	140	110	80
3,300	3,400	290	250	215	180	155	125	95
3,400	3,500	310	270	235	195	170	140	110
3,500	3,600	330	290	255	215	185	155	125
3,600	3,700	350	310	275	235	200	170	140
3,700	3,800	370	330	295	255	215	185	155
3,800	3,900	390	350	315	275	235	200	170
3,900	4,000	410	370	335	295	255	215	185
4,000	4,100	430	390	355	315	275	235	200
4,100	4,200	455	410	375	335	295	255	215
4,200	4,300	480	435	395	355	315	275	235
4,300	4,400	505	460	415	375	335	295	255
4,400	4,500	530	485	435	395	355	315	275
4,500	4,600	555	510	460	415	375	335	295
4,600	4,700	580	535	485	435	395	355	315
4,700	4,800	605	560	510	460	415	375	335
4,800	4,900	630	585	535	485	435	395	355
4,900	5,000	655	610	560	510	460	415	375
5,000	5,100	680	635	585	535	485	440	395
5,100	5,200	705	660	610	560	510	465	415
5,200	5,300	730	685	635	585	535	490	440
5,300	5,400	755	710	660	610	560	515	465
5,400	5,500	785	735	685	635	585	540	490
5,500	5,600	815	760	710	660	610	565	515
5,600	5,700	845	785	735	685	635	590	540
5,700	5,800	875	815	760	710	660	615	565
5,800	5,900	905	845	785	735	685	640	590
5,900	6,000	935	875	815	760	710	665	615
6,000	6,100	965	905	845	790	735	690	640
6,100	6,200	995	935	875	820	760	715	665
6,200	6,300	1,025	965	905	850	790	740	690
6,300	6,400	1,055	995	935	880	820	765	715
6,400	6,500	1,085	1,025	965	910	850	790	740
6,500 円		1,100	1,040	980	925	865	805	750
6,500 円をこえ 7,000 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円を こえる金額の 30 %に相当する金額を加算した金額							
7,000 円	円 1,250	円 1,190	円 1,130	円 1,075	円 1,015	円 955	円 900	円 855
7,000 円をこえ 9,000 円に満た ない金額	7,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,000 円を こえる金額の 35 %に相当する金額を加算した金額							

## 口乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
9,000円	1,950	1,890	1,830	1,775	1,715	1,655	1,600	1,555
9,000円をこえ 12,000円に満たない金額	9,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額							
12,000円	3,150	3,090	3,030	2,975	2,915	2,855	2,800	2,755
12,000円をこえ 17,500円に満たない金額	12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額							
17,500円	5,625	5,565	5,505	5,450	5,390	5,330	5,275	5,230
17,500円をこえ 28,500円に満たない金額	17,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
28,500円	11,125	11,065	11,005	10,950	10,890	10,830	10,775	10,730
28,500円をこえ 56,500円に満たない金額	28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
56,500円	26,525	26,465	26,405	26,350	26,290	26,230	26,175	26,130
56,500円をこえる 金額	56,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち56,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第八十四条第二項(扶養控除額の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

等 の 数								乙	
5人	6人	7人	8人以上						
後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
52,700円未満	56,300	57,600円未満	61,100	62,200円未満	66,000	66,800	70,800		
52,700	56,300	57,600	61,100	62,200	66,000	66,800	70,800		
56,300	59,600	61,100	64,700	66,000	69,900	70,800	75,000		
59,600	63,300	64,700	68,800	69,900	74,200	75,000	79,700		
63,300	70,000	68,800	74,100	74,200	78,700	79,700	83,800		
70,000	76,400	74,100	81,300	78,700	86,200	88,800	91,200	30,000円未満	
76,400	85,900	81,300	91,400	86,200	96,500	91,200	101,400		
85,900	92,100	91,400	97,100	96,500	102,200	101,400	107,400		
92,100	102,900	97,100	108,100	102,200	113,200	107,400	118,400		
102,900	114,300	108,100	119,300	113,200	124,300	118,400	129,300		
114,300	125,000	119,300	129,900	124,300	134,700	129,300	139,600	30,000	60,000
125,000	140,600	129,900	146,100	134,700	151,600	139,600	156,900		
140,600	151,300	146,100	155,900	151,600	161,000	156,900	166,200		
151,300	169,100	155,900	174,300	161,000	179,400	166,200	184,600		
169,100	189,300	174,300	194,300	179,400	199,300	184,600	204,300		
189,300	208,300	194,300	213,200	199,300	218,100	204,300	222,900	60,000	100,000
208,300	242,900	213,200	247,900	218,100	252,900	222,900	257,900		
242,900	279,400	247,900	284,600	252,900	289,700	257,900	294,900		
279,400	316,200	284,600	321,300	289,700	326,500	294,900	331,600	100,000	120,000
316,200	375,000	321,300	380,500	326,500	385,900	331,600	391,400		
375,000	472,200	380,500	477,100	385,900	481,900	391,400	486,800	120,000	180,000
472,200	566,700	477,100	572,500	481,900	578,300	486,800	584,200		
566,700	900,000	572,500	905,800	578,300	911,700	584,200	917,500	180,000	300,000
900,000	1,733,300	905,800	1,739,200	911,700	1,745,000	917,500	1,750,800	300,000	570,000
1,733,300	2,566,700	1,739,200	2,572,500	1,745,000	2,578,300	1,750,800	2,584,200	570,000	850,000
2,566,700円以上		2,572,500円以上		2,578,300円以上		2,584,200円以上		850,000円以上	

ない者)の規定に該当するものを除く。)については、(国に該当する場合を除き、金額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除した金

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。  
率である。

該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から扶養親族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と

生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当すると申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

たものを含む。)については、(国に該当する場合を除き、

る。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の金額に乘るべき率	扶養親族										甲	
	0人		1人		2人		3人		4人			
	以上	未満										
0%	18,000円未満		30,600円未満		36,400円未満		42,300円未満		47,500円未満			
2%	18,000	19,400	30,600	33,000	36,400	39,400	42,300	45,300	47,500	50,900		
4%	19,400	21,100	33,000	35,900	39,400	42,700	45,300	48,500	50,900	54,300		
6%	21,100	32,700	35,900	44,700	42,700	47,400	48,500	52,000	54,300	57,800		
8%	32,700	44,900	44,700	54,300	47,400	57,900	52,000	61,800	57,800	65,900		
10%	44,900	49,900	54,300	59,300	57,900	63,500	61,800	67,600	65,900	71,300		
12%	49,900	60,000	59,300	65,500	63,500	70,100	67,600	75,000	71,800	80,500		
14%	60,000	65,600	65,500	73,700	70,100	78,300	75,000	82,900	80,500	87,500		
16%	65,600	71,700	73,700	82,400	78,300	87,500	82,900	92,600	87,500	97,800		
18%	71,700	85,600	82,400	95,000	87,500	99,200	92,600	104,300	97,800	109,300		
20%	85,600	95,100	95,000	105,600	99,200	110,400	104,300	115,300	109,300	120,100		
22%	95,100	107,000	105,600	118,800	110,400	124,200	115,300	129,700	120,100	135,200		
24%	107,000	123,000	118,800	132,900	124,200	137,500	129,700	142,100	135,200	146,700		
26%	123,000	137,500	132,900	148,500	137,500	153,700	142,100	158,800	146,700	164,000		
28%	137,500	160,600	148,500	170,000	153,700	174,400	158,800	179,300	164,000	184,300		
30%	160,600	178,500	170,000	188,900	174,400	193,800	179,300	198,600	184,300	203,500		
32%	178,500	212,100	188,900	222,900	193,800	227,900	198,600	232,900	203,500	237,900		
35%	212,100	247,800	222,900	258,800	227,900	264,000	232,900	269,100	237,900	274,300		
38%	247,800	287,500	258,800	297,400	264,000	302,000	269,100	306,600	274,300	311,200		
41%	287,500	341,400	297,400	353,100	302,000	358,600	306,600	364,100	311,200	369,500		
44%	341,400	442,400	353,100	452,800	358,600	457,600	364,100	462,500	369,500	467,400		
47%	442,400	530,800	452,800	543,300	457,600	549,200	462,500	555,000	467,400	560,800		
50%	530,800	864,200	543,300	876,700	549,200	882,500	555,000	888,300	560,800	894,200		
55%	864,200	1,697,500	876,700	1,710,000	882,500	1,715,800	888,300	1,721,700	894,200	1,727,500		
60%	1,697,500	2,530,800	1,710,000	2,543,300	1,715,800	2,549,200	1,721,700	2,555,000	1,727,500	2,560,800		
65%	2,530,800円以上		2,543,300円以上		2,549,200円以上		2,555,000円以上		2,560,800円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

- (+) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第八十四条第三項（扶養控除額の特例の適用を受け
- まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の額を求める。
  - 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除額」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
- (-) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、丙に当該申告書により申告された扶養親族の数に応じてその扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。
- (+) 及び(-)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等
- (+) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ
- その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。
  - (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める

率である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定により税率であるときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

- (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める  
(4) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場  
の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、こ  
額を計算する。  
(5) (4)から(5)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められてい  
ら控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	0	51,000	52,000	4,500	137,000	139,000	12,700	
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,600	139,000	141,000	12,900
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,700	141,000	143,000	13,100
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,800	143,000	145,000	13,300
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,900	145,000	147,000	13,500
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,000	147,000	149,000	13,700
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,100	149,000	151,000	13,900
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,200	151,000	153,000	14,100
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,300	153,000	155,000	14,300
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,400	155,000	157,000	14,500
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,400	157,000	159,000	14,700
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,500	159,000	161,000	14,900
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,600	161,000	163,000	15,100
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,700	163,000	165,000	15,300
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,800	165,000	167,000	15,500
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	6,000	167,000	169,000	15,700
17,000	18,000	1,500	69,000	71,000	6,200	169,000	171,000	15,900
18,000	19,000	1,600	71,000	73,000	6,300	171,000	173,000	16,100
19,000	20,000	1,700	73,000	75,000	6,500	173,000	175,000	16,300
20,000	21,000	1,800	75,000	77,000	6,700	175,000	177,000	16,500
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,900	177,000	179,000	16,700
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	7,100	179,000	181,000	16,900
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,200	181,000	183,000	17,100
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,400	183,000	185,000	17,300
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,600	185,000	187,000	17,500
26,000	27,000	2,300	87,000	89,000	7,800	187,000	189,000	17,700
27,000	28,000	2,400	89,000	91,000	8,000	189,000	191,000	17,900
28,000	29,000	2,500	91,000	93,000	8,100	191,000	193,000	18,100
29,000	30,000	2,600	93,000	95,000	8,300	193,000	195,000	18,300
30,000	31,000	2,700	95,000	97,000	8,500	195,000	198,000	18,500
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,700	198,000	201,000	18,800
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,900	201,000	204,000	19,100
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	9,100	204,000	207,000	19,400
34,000	35,000	3,000	103,000	105,000	9,300	207,000	210,000	19,700
35,000	36,000	3,100	105,000	107,000	9,500	210,000	213,000	20,000
36,000	37,000	3,200	107,000	109,000	9,700	213,000	216,000	20,300
37,000	38,000	3,300	109,000	111,000	9,900	216,000	219,000	20,600
38,000	39,000	3,400	111,000	113,000	10,100	219,000	222,000	20,900
39,000	40,000	3,500	113,000	115,000	10,300	222,000	225,000	21,200
40,000	41,000	3,600	115,000	117,000	10,500	225,000	228,000	21,500
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,700	228,000	231,000	21,800
42,000	43,000	3,700	119,000	121,000	10,900	231,000	234,000	22,100
43,000	44,000	3,800	121,000	123,000	11,100	234,000	237,000	22,400
44,000	45,000	3,900	123,000	125,000	11,300	237,000	240,000	22,700
45,000	46,000	4,000	125,000	127,000	11,500	240,000	243,000	23,000
46,000	47,000	4,100	127,000	129,000	11,700	243,000	246,000	23,300
47,000	48,000	4,200	129,000	131,000	11,900	246,000	249,000	23,600
48,000	49,000	4,300	131,000	133,000	12,100	249,000	252,000	23,900
49,000	50,000	4,400	133,000	135,000	12,300	252,000	255,000	24,200
50,000	51,000	4,500	135,000	137,000	12,500	255,000	258,000	24,500

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	24,800	414,000	418,000	46,100	614,000	618,000	76,800
261,000	264,000	25,100	418,000	422,000	46,700	618,000	622,000	77,600
264,000	267,000	25,400	422,000	426,000	47,300	622,000	626,000	78,400
267,000	270,000	25,700	426,000	430,000	47,900	626,000	630,000	79,200
270,000	273,000	26,000	430,000	434,000	48,500	630,000	634,000	80,000
273,000	276,000	26,300	434,000	438,000	49,100	634,000	638,000	80,800
276,000	279,000	26,600	438,000	442,000	49,700	638,000	642,000	81,600
279,000	282,000	26,900	442,000	446,000	50,300	642,000	646,000	82,400
282,000	285,000	27,200	446,000	450,000	50,900	646,000	650,000	83,200
285,000	288,000	27,500	450,000	454,000	51,500	650,000	655,000	84,000
288,000	291,000	27,800	454,000	458,000	52,100	655,000	660,000	85,000
291,000	294,000	28,100	458,000	462,000	52,700	660,000	665,000	86,000
294,000	297,000	28,400	462,000	466,000	53,300	665,000	670,000	87,000
297,000	300,000	28,700	466,000	470,000	53,900	670,000	675,000	88,000
300,000	303,000	29,000	470,000	474,000	54,500	675,000	680,000	89,000
303,000	306,000	29,400	474,000	478,000	55,100	680,000	685,000	90,000
306,000	309,000	29,900	478,000	482,000	55,700	685,000	690,000	91,000
309,000	312,000	30,300	482,000	486,000	56,300	690,000	695,000	92,000
312,000	315,000	30,800	486,000	490,000	56,900	695,000	700,000	93,000
315,000	318,000	31,200	490,000	494,000	57,500	700,000	705,000	94,000
318,000	321,000	31,700	494,000	498,000	58,100	705,000	710,000	95,000
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	58,700	710,000	715,000	96,000
324,000	327,000	32,600	502,000	506,000	59,300	715,000	720,000	97,000
327,000	330,000	33,000	506,000	510,000	59,900	720,000	725,000	98,000
330,000	333,000	33,500	510,000	514,000	60,500	725,000	730,000	99,000
333,000	336,000	33,900	514,000	518,000	61,100	730,000	735,000	100,000
336,000	339,000	34,400	518,000	522,000	61,700	735,000	740,000	101,000
339,000	342,000	34,800	522,000	526,000	62,300	740,000	745,000	102,000
342,000	345,000	35,300	526,000	530,000	62,900	745,000	750,000	103,000
345,000	348,000	35,700	530,000	534,000	63,500	750,000	755,000	104,000
348,000	351,000	36,200	534,000	538,000	64,100	755,000	760,000	105,000
351,000	354,000	36,600	538,000	542,000	64,700	760,000	765,000	106,000
354,000	357,000	37,100	542,000	546,000	65,300	765,000	770,000	107,000
357,000	360,000	37,500	546,000	550,000	65,900	770,000	775,000	108,000
360,000	363,000	38,000	550,000	554,000	66,500	775,000	780,000	109,000
363,000	366,000	38,400	554,000	558,000	67,100	780,000	785,000	110,000
366,000	369,000	38,900	558,000	562,000	67,700	785,000	790,000	111,000
369,000	372,000	39,300	562,000	566,000	68,300	790,000	795,000	112,000
372,000	375,000	39,800	566,000	570,000	68,900	795,000	800,000	113,000
375,000	378,000	40,200	570,000	574,000	69,500	800,000	805,000	114,000
378,000	381,000	40,700	574,000	578,000	70,100	805,000	810,000	115,000
381,000	384,000	41,100	578,000	582,000	70,700	810,000	815,000	116,000
384,000	387,000	41,600	582,000	586,000	71,300	815,000	820,000	117,000
387,000	390,000	42,000	586,000	590,000	71,900	820,000	825,000	118,000
390,000	394,000	42,500	590,000	594,000	72,500	825,000	830,000	119,000
394,000	398,000	43,100	594,000	598,000	73,100	830,000	835,000	120,000
398,000	402,000	43,700	598,000	602,000	73,700	835,000	840,000	121,000
402,000	406,000	44,300	602,000	606,000	74,400	840,000	845,000	122,000
406,000	410,000	44,900	606,000	610,000	75,200	845,000	850,000	123,000
410,000	414,000	45,500	610,000	614,000	76,000	850,000	855,000	124,000

## (三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000	860,000	125,000	955,000	960,000	145,000	2,200,000	3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から281,000円を控除した金額
860,000	865,000	126,000	960,000	965,000	146,000			
865,000	870,000	127,000	965,000	970,000	147,000			
870,000	875,000	128,000	970,000	975,000	148,000			
875,000	880,000	129,000	975,000	980,000	149,000			
880,000	885,000	130,000	980,000	985,000	150,000	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から481,000円を控除した金額
885,000	890,000	131,000	985,000	990,000	151,000			
890,000	895,000	132,000	990,000	995,000	152,000			
895,000	900,000	133,000	995,000	1,000,000	153,000			
900,000	905,000	134,000						
905,000	910,000	135,000	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から96,000円を控除した金額	4,000,000	4,630,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から631,000円を控除した金額
910,000	915,000	136,000						
915,000	920,000	137,000						
920,000	925,000	138,000						
925,000	930,000	139,000						
930,000	935,000	140,000	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から171,000円を控除した金額	4,630,000	1,452,500	円
935,000	940,000	141,000						
940,000	945,000	142,000						
945,000	950,000	143,000						
950,000	955,000	144,000						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十一条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(+) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料（第七十六条第一項（生命保険料控除））に規定する生命保険料をいう。以下同じ。の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
  - (i) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
  - (ii) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
  - (iii) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（第七十七条第一項（損害保険料控除））に規定する損害保険料をいう。以下同じ。の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
  - (i) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額（その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円）
  - (ii) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）
  - (iii) その損害保険料の金額のうち第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合 当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

- (二) 紙与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（紙与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに70,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき70,000円を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
- (1) 紙与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
    - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
    - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
  - (2) 紙与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
    - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
      - (ア) (ロ)に該当するときを除くほか、第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
      - (ロ) 当該申告書に第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
    - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、それぞれその残額を求める。

(四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の附表

(一)

給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与	
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
270,000	円未満	152,000円未満	314,000	円	315,000	円	187,200	円	359,000	円	360,000	円	223,200	
270,000	271,000	152,000	315,000	円	316,000	円	188,000	円	360,000	円	361,000	円	224,000	
271,000	272,000	152,800	316,000	円	317,000	円	188,800	円	361,000	円	362,000	円	224,800	
272,000	273,000	153,600	317,000	円	318,000	円	189,600	円	362,000	円	363,000	円	225,600	
273,000	274,000	154,400	318,000	円	319,000	円	190,400	円	363,000	円	364,000	円	226,400	
274,000	275,000	155,200	319,000	円	320,000	円	191,200	円	364,000	円	365,000	円	227,200	
275,000	276,000	156,000	320,000	円	321,000	円	192,000	円	365,000	円	366,000	円	228,000	
276,000	277,000	156,800	321,000	円	322,000	円	192,800	円	366,000	円	367,000	円	228,800	
277,000	278,000	157,600	322,000	円	323,000	円	193,600	円	367,000	円	368,000	円	229,600	
278,000	279,000	158,400	323,000	円	324,000	円	194,400	円	368,000	円	369,000	円	230,400	
279,000	280,000	159,200	324,000	円	325,000	円	195,200	円	369,000	円	370,000	円	231,200	
280,000	281,000	160,000	325,000	円	326,000	円	196,000	円	370,000	円	371,000	円	232,000	
281,000	282,000	160,800	326,000	円	327,000	円	196,800	円	371,000	円	372,000	円	232,800	
282,000	283,000	161,600	327,000	円	328,000	円	197,600	円	372,000	円	373,000	円	233,600	
283,000	284,000	162,400	328,000	円	329,000	円	198,400	円	373,000	円	374,000	円	234,400	
284,000	285,000	163,200	329,000	円	330,000	円	199,200	円	374,000	円	375,000	円	235,200	
285,000	286,000	164,000	330,000	円	331,000	円	200,000	円	375,000	円	376,000	円	236,000	
286,000	287,000	164,800	331,000	円	332,000	円	200,800	円	376,000	円	377,000	円	236,800	
287,000	288,000	165,600	332,000	円	333,000	円	201,600	円	377,000	円	378,000	円	237,600	
288,000	289,000	166,400	333,000	円	334,000	円	202,400	円	378,000	円	379,000	円	238,400	
289,000	290,000	167,200	334,000	円	335,000	円	203,200	円	379,000	円	380,000	円	239,200	
290,000	291,000	168,000	335,000	円	336,000	円	204,000	円	380,000	円	381,000	円	240,000	
291,000	292,000	168,800	336,000	円	337,000	円	204,800	円	381,000	円	382,000	円	240,800	
292,000	293,000	169,600	337,000	円	338,000	円	205,600	円	382,000	円	383,000	円	241,600	
293,000	294,000	170,400	338,000	円	339,000	円	206,400	円	383,000	円	384,000	円	242,400	
294,000	295,000	171,200	339,000	円	340,000	円	207,200	円	384,000	円	385,000	円	243,200	
295,000	296,000	172,000	340,000	円	341,000	円	208,000	円	385,000	円	386,000	円	244,000	
296,000	297,000	172,800	341,000	円	342,000	円	208,800	円	386,000	円	387,000	円	244,800	
297,000	298,000	173,600	342,000	円	343,000	円	209,600	円	387,000	円	388,000	円	245,600	
298,000	299,000	174,400	343,000	円	344,000	円	210,400	円	388,000	円	389,000	円	246,400	
299,000	300,000	175,200	344,000	円	345,000	円	211,200	円	389,000	円	390,000	円	247,200	
300,000	301,000	176,000	345,000	円	346,000	円	212,000	円	390,000	円	391,000	円	248,000	
301,000	302,000	176,800	346,000	円	347,000	円	212,800	円	391,000	円	392,000	円	248,800	
302,000	303,000	177,600	347,000	円	348,000	円	213,600	円	392,000	円	393,000	円	249,600	
303,000	304,000	178,400	348,000	円	349,000	円	214,400	円	393,000	円	394,000	円	250,400	
304,000	305,000	179,200	349,000	円	350,000	円	215,200	円	394,000	円	395,000	円	251,200	
305,000	306,000	180,000	350,000	円	351,000	円	216,000	円	395,000	円	396,000	円	252,000	
306,000	307,000	180,800	351,000	円	352,000	円	216,800	円	396,000	円	397,000	円	252,800	
307,000	308,000	181,600	352,000	円	353,000	円	217,600	円	397,000	円	398,000	円	253,600	
308,000	309,000	182,400	353,000	円	354,000	円	218,400	円	398,000	円	399,000	円	254,400	
309,000	310,000	183,200	354,000	円	355,000	円	219,200	円	399,000	円	400,000	円	255,200	
310,000	311,000	184,000	355,000	円	356,000	円	220,000	円	400,000	円	401,000	円	256,000	
311,000	312,000	184,800	356,000	円	357,000	円	220,800	円	401,000	円	402,000	円	256,800	
312,000	313,000	185,600	357,000	円	358,000	円	221,600	円	402,000	円	403,000	円	257,600	
313,000	314,000	186,400	358,000	円	359,000	円	222,400	円	403,000	円	404,000	円	258,400	

(二)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
404,000	405,000	259,200	449,000	450,000	295,200	530,000	532,000	360,000
405,000	406,000	260,000	450,000	451,000	296,000	532,000	534,000	361,600
406,000	407,000	260,800	451,000	452,000	296,800	534,000	536,000	363,200
407,000	408,000	261,600	452,000	453,000	297,600	536,000	538,000	364,800
408,000	409,000	262,400	453,000	454,000	298,400	538,000	540,000	366,400
409,000	410,000	263,200	454,000	455,000	299,200	540,000	542,000	368,000
410,000	411,000	264,000	455,000	456,000	300,000	542,000	544,000	369,600
411,000	412,000	264,800	456,000	457,000	300,800	544,000	546,000	371,200
412,000	413,000	265,600	457,000	458,000	301,600	546,000	548,000	372,800
413,000	414,000	266,400	458,000	460,000	302,400	548,000	550,000	374,400
414,000	415,000	267,200	460,000	462,000	304,000	550,000	552,000	376,000
415,000	416,000	268,000	462,000	464,000	305,600	552,000	554,000	377,600
416,000	417,000	268,800	464,000	466,000	307,200	554,000	556,000	379,200
417,000	418,000	269,600	466,000	468,000	308,800	556,000	558,000	380,800
418,000	419,000	270,400	468,000	470,000	310,400	558,000	560,000	382,400
419,000	420,000	271,200	470,000	472,000	312,000	560,000	562,000	384,000
420,000	421,000	272,000	472,000	474,000	313,600	562,000	564,000	385,600
421,000	422,000	272,800	474,000	476,000	315,200	564,000	566,000	387,200
422,000	423,000	273,600	476,000	478,000	316,800	566,000	568,000	388,800
423,000	424,000	274,400	478,000	480,000	318,400	568,000	570,000	390,400
424,000	425,000	275,200	480,000	482,000	320,000	570,000	572,000	392,000
425,000	426,000	276,000	482,000	484,000	321,600	572,000	574,000	393,600
426,000	427,000	276,800	484,000	486,000	323,200	574,000	576,000	395,200
427,000	428,000	277,600	486,000	488,000	324,800	576,000	578,000	396,800
428,000	429,000	278,400	488,000	490,000	326,400	578,000	580,000	398,400
429,000	430,000	279,200	490,000	492,000	328,000	580,000	582,000	400,000
430,000	431,000	280,000	492,000	494,000	329,600	582,000	584,000	401,600
431,000	432,000	280,800	494,000	496,000	331,200	584,000	586,000	403,200
432,000	433,000	281,600	496,000	498,000	332,800	586,000	588,000	404,800
433,000	434,000	282,400	498,000	500,000	334,400	588,000	590,000	406,400
434,000	435,000	283,200	500,000	502,000	336,000	590,000	592,000	408,000
435,000	436,000	284,000	502,000	504,000	337,600	592,000	594,000	409,600
436,000	437,000	284,800	504,000	506,000	339,200	594,000	596,000	411,200
437,000	438,000	285,600	506,000	508,000	340,800	596,000	598,000	412,800
438,000	439,000	286,400	508,000	510,000	342,400	598,000	600,000	414,400
439,000	440,000	287,200	510,000	512,000	344,000	600,000	602,000	416,000
440,000	441,000	288,000	512,000	514,000	345,600	602,000	604,000	417,600
441,000	442,000	288,800	514,000	516,000	347,200	604,000	606,000	419,200
442,000	443,000	289,600	516,000	518,000	348,800	606,000	608,000	420,800
443,000	444,000	290,400	518,000	520,000	350,400	608,000	610,000	422,400
444,000	445,000	291,200	520,000	522,000	352,000	610,000	612,000	424,000
445,000	446,000	292,000	522,000	524,000	353,600	612,000	614,000	425,600
446,000	447,000	292,800	524,000	526,000	355,200	614,000	616,000	427,200
447,000	448,000	293,600	526,000	528,000	356,800	616,000	618,000	428,800
448,000	449,000	294,400	528,000	530,000	358,400	618,000	620,000	430,400

## (三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	
以上	未満		以上	未満		以上	未満		
620,000	622,000	432,000	710,000	712,000	507,000	800,000	802,000	588,000	
622,000	624,000	433,600	712,000	714,000	508,800	802,000	804,000	589,800	
624,000	626,000	435,200	714,000	716,000	510,600	804,000	806,000	591,600	
626,000	628,000	436,800	716,000	718,000	512,400	806,000	808,000	593,400	
628,000	630,000	438,400	718,000	720,000	514,200	808,000	810,000	595,200	
630,000	632,000	440,000	720,000	722,000	516,000	810,000	812,000	597,000	
632,000	634,000	441,600	722,000	724,000	517,800	812,000	814,000	598,800	
634,000	636,000	443,200	724,000	726,000	519,600	814,000	816,000	600,600	
636,000	638,000	444,800	726,000	728,000	521,400	816,000	818,000	602,400	
638,000	640,000	446,400	728,000	730,000	523,200	818,000	820,000	604,200	
640,000	642,000	448,000	730,000	732,000	525,000	820,000	822,000	606,000	
642,000	644,000	449,600	732,000	734,000	526,800	822,000	824,000	607,800	
644,000	646,000	451,200	734,000	736,000	528,600	824,000	826,000	609,600	
646,000	648,000	452,800	736,000	738,000	530,400	826,000	828,000	611,400	
648,000	650,000	454,400	738,000	740,000	532,200	828,000	830,000	613,200	
650,000	652,000	456,000	740,000	742,000	534,000	830,000	832,000	615,000	
652,000	654,000	457,600	742,000	744,000	535,800	832,000	834,000	616,800	
654,000	656,000	459,200	744,000	746,000	537,600	834,000	836,000	618,600	
656,000	658,000	460,800	746,000	748,000	539,400	836,000	838,000	620,400	
658,000	660,000	462,400	748,000	750,000	541,200	838,000	840,000	622,200	
660,000	662,000	464,000	750,000	752,000	543,000	840,000	842,000	624,000	
662,000	664,000	465,600	752,000	754,000	544,800	842,000	844,000	625,800	
664,000	666,000	467,200	754,000	756,000	546,600	844,000	846,000	627,600	
666,000	668,000	468,800	756,000	758,000	548,400	846,000	848,000	629,400	
668,000	670,000	470,400	758,000	760,000	550,200	848,000	850,000	631,200	
670,000	672,000	472,000	760,000	762,000	552,000	850,000	852,000	633,000	
672,000	674,000	473,600	762,000	764,000	553,800	852,000	854,000	634,800	
674,000	676,000	475,200	764,000	766,000	555,600	854,000	856,000	636,600	
676,000	678,000	476,800	766,000	768,000	557,400	856,000	858,000	638,400	
678,000	680,000	478,400	768,000	770,000	559,200	858,000	860,000	640,200	
680,000	682,000	480,000	770,000	772,000	561,000	860,000	862,000	642,000	
682,000	684,000	481,800	772,000	774,000	562,800	862,000	864,000	643,800	
684,000	686,000	483,600	774,000	776,000	564,600	864,000	866,000	645,600	
686,000	688,000	485,400	776,000	778,000	566,400	866,000	868,000	647,400	
688,000	690,000	487,200	778,000	780,000	568,200	868,000	870,000	649,200	
690,000	692,000	489,000	780,000	782,000	570,000	870,000	872,000	651,000	
692,000	694,000	490,800	782,000	784,000	571,800	872,000	874,000	652,800	
694,000	696,000	492,600	784,000	786,000	573,600	874,000	876,000	654,600	
696,000	698,000	494,400	786,000	788,000	575,400	876,000	878,000	656,400	
698,000	700,000	496,200	788,000	790,000	577,200	878,000	880,000	658,200	
700,000	702,000	498,000	790,000	792,000	579,000	880,000 円以上		給与等の金額 から 220,000 円を控除した 金額	
702,000	704,000	499,800	792,000	794,000	580,800				
704,000	706,000	501,600	794,000	796,000	582,600				
706,000	708,000	503,400	796,000	798,000	584,400				
708,000	710,000	505,200	798,000	800,000	586,200				

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
4,000円未満	0	102,000	104,000	4,500	274,000	278,000	12,700	
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,600	278,000	282,000	12,900
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,700	282,000	286,000	13,100
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,800	286,000	290,000	13,300
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,900	290,000	294,000	13,500
12,000	14,000	500	112,000	114,000	5,000	294,000	298,000	13,700
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,100	298,000	302,000	13,900
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,200	302,000	306,000	14,100
18,000	20,000	800	118,000	120,000	5,300	306,000	310,000	14,300
20,000	22,000	900	120,000	122,000	5,400	310,000	314,000	14,500
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,400	314,000	318,000	14,700
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,500	318,000	322,000	14,900
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,600	322,000	326,000	15,100
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,700	326,000	330,000	15,300
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,800	330,000	334,000	15,500
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	6,000	334,000	338,000	15,700
34,000	36,000	1,500	138,000	142,000	6,200	338,000	342,000	15,900
36,000	38,000	1,600	142,000	146,000	6,300	342,000	346,000	16,100
38,000	40,000	1,700	146,000	150,000	6,500	346,000	350,000	16,300
40,000	42,000	1,800	150,000	154,000	6,700	350,000	354,000	16,500
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,900	354,000	358,000	16,700
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	7,100	358,000	362,000	16,900
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,200	362,000	366,000	17,100
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,400	366,000	370,000	17,300
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,600	370,000	374,000	17,500
52,000	54,000	2,300	174,000	178,000	7,800	374,000	378,000	17,700
54,000	56,000	2,400	178,000	182,000	8,000	378,000	382,000	17,900
56,000	58,000	2,500	182,000	186,000	8,100	382,000	386,000	18,100
58,000	60,000	2,600	186,000	190,000	8,300	386,000	390,000	18,300
60,000	62,000	2,700	190,000	194,000	8,500	390,000	396,000	18,500
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,700	396,000	402,000	18,800
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,900	402,000	408,000	19,100
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	9,100	408,000	414,000	19,400
68,000	70,000	3,000	206,000	210,000	9,300	414,000	420,000	19,700
70,000	72,000	3,100	210,000	214,000	9,500	420,000	426,000	20,000
72,000	74,000	3,200	214,000	218,000	9,700	426,000	432,000	20,300
74,000	76,000	3,300	218,000	222,000	9,900	432,000	438,000	20,600
76,000	78,000	3,400	222,000	226,000	10,100	438,000	444,000	20,900
78,000	80,000	3,500	226,000	230,000	10,300	444,000	450,000	21,200
80,000	82,000	3,600	230,000	234,000	10,500	450,000	456,000	21,500
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,700	456,000	462,000	21,800
84,000	86,000	3,700	238,000	242,000	10,900	462,000	468,000	22,100
86,000	88,000	3,800	242,000	246,000	11,100	468,000	474,000	22,400
88,000	90,000	3,900	246,000	250,000	11,300	474,000	480,000	22,700
90,000	92,000	4,000	250,000	254,000	11,500	480,000	486,000	23,000
92,000	94,000	4,100	254,000	258,000	11,700	486,000	492,000	23,300
94,000	96,000	4,200	258,000	262,000	11,900	492,000	498,000	23,600
96,000	98,000	4,300	262,000	266,000	12,100	498,000	504,000	23,900
98,000	100,000	4,400	266,000	270,000	12,300	504,000	510,000	24,200
100,000	102,000	4,500	270,000	274,000	12,500	510,000	516,000	24,500

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
516,000	522,000	24,800	828,000	836,000	46,100	1,228,000	1,236,000	76,800
522,000	528,000	25,100	836,000	844,000	46,700	1,236,000	1,244,000	77,600
528,000	534,000	25,400	844,000	852,000	47,300	1,244,000	1,252,000	78,400
534,000	540,000	25,700	852,000	860,000	47,900	1,252,000	1,260,000	79,200
540,000	546,000	26,000	860,000	868,000	48,500	1,260,000	1,268,000	80,000
546,000	552,000	26,300	868,000	876,000	49,100	1,268,000	1,276,000	80,800
552,000	558,000	26,600	876,000	884,000	49,700	1,276,000	1,284,000	81,600
558,000	564,000	26,900	884,000	892,000	50,300	1,284,000	1,292,000	82,400
564,000	570,000	27,200	892,000	900,000	50,900	1,292,000	1,300,000	83,200
570,000	576,000	27,500	900,000	908,000	51,500	1,300,000	1,310,000	84,000
576,000	582,000	27,800	908,000	916,000	52,100	1,310,000	1,320,000	85,000
582,000	588,000	28,100	916,000	924,000	52,700	1,320,000	1,330,000	86,000
588,000	594,000	28,400	924,000	932,000	53,300	1,330,000	1,340,000	87,000
594,000	600,000	28,700	932,000	940,000	53,900	1,340,000	1,350,000	88,000
600,000	606,000	29,000	940,000	948,000	54,500	1,350,000	1,360,000	89,000
606,000	612,000	29,400	948,000	956,000	55,100	1,360,000	1,370,000	90,000
612,000	618,000	29,900	956,000	964,000	55,700	1,370,000	1,380,000	91,000
618,000	624,000	30,300	964,000	972,000	56,300	1,380,000	1,390,000	92,000
624,000	630,000	30,800	972,000	980,000	56,900	1,390,000	1,400,000	93,000
630,000	636,000	31,200	980,000	988,000	57,500	1,400,000	1,410,000	94,000
636,000	642,000	31,700	988,000	996,000	58,100	1,410,000	1,420,000	95,000
642,000	648,000	32,100	996,000	1,004,000	58,700	1,420,000	1,430,000	96,000
648,000	654,000	32,600	1,004,000	1,012,000	59,300	1,430,000	1,440,000	97,000
654,000	660,000	33,000	1,012,000	1,020,000	59,900	1,440,000	1,450,000	98,000
660,000	666,000	33,500	1,020,000	1,028,000	60,500	1,450,000	1,460,000	99,000
666,000	672,000	33,900	1,028,000	1,036,000	61,100	1,460,000	1,470,000	100,000
672,000	678,000	34,400	1,036,000	1,044,000	61,700	1,470,000	1,480,000	101,000
678,000	684,000	34,800	1,044,000	1,052,000	62,300	1,480,000	1,490,000	102,000
684,000	690,000	35,300	1,052,000	1,060,000	62,900	1,490,000	1,500,000	103,000
690,000	696,000	35,700	1,060,000	1,068,000	63,500	1,500,000	1,510,000	104,000
696,000	702,000	36,200	1,068,000	1,076,000	64,100	1,510,000	1,520,000	105,000
702,000	708,000	36,600	1,076,000	1,084,000	64,700	1,520,000	1,530,000	106,000
708,000	714,000	37,100	1,084,000	1,092,000	65,300	1,530,000	1,540,000	107,000
714,000	720,000	37,500	1,092,000	1,100,000	65,900	1,540,000	1,550,000	108,000
720,000	726,000	38,000	1,100,000	1,108,000	66,500	1,550,000	1,560,000	109,000
726,000	732,000	38,400	1,108,000	1,116,000	67,100	1,560,000	1,570,000	110,000
732,000	738,000	38,900	1,116,000	1,124,000	67,700	1,570,000	1,580,000	111,000
738,000	744,000	39,300	1,124,000	1,132,000	68,300	1,580,000	1,590,000	112,000
744,000	750,000	39,800	1,132,000	1,140,000	68,900	1,590,000	1,600,000	113,000
750,000	756,000	40,200	1,140,000	1,148,000	69,500	1,600,000	1,610,000	114,000
756,000	762,000	40,700	1,148,000	1,156,000	70,100	1,610,000	1,620,000	115,000
762,000	768,000	41,100	1,156,000	1,164,000	70,700	1,620,000	1,630,000	116,000
768,000	774,000	41,600	1,164,000	1,172,000	71,300	1,630,000	1,640,000	117,000
774,000	780,000	42,000	1,172,000	1,180,000	71,900	1,640,000	1,650,000	118,000
780,000	788,000	42,500	1,180,000	1,188,000	72,500	1,650,000	1,660,000	119,000
788,000	796,000	43,100	1,188,000	1,196,000	73,100	1,660,000	1,670,000	120,000
796,000	804,000	43,700	1,196,000	1,204,000	73,700	1,670,000	1,680,000	121,000
804,000	812,000	44,300	1,204,000	1,212,000	74,400	1,680,000	1,690,000	122,000
812,000	820,000	44,900	1,212,000	1,220,000	75,200	1,690,000	1,700,000	123,000
820,000	828,000	45,500	1,220,000	1,228,000	76,000	1,700,000	1,710,000	124,000

## (三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,710,000	1,720,000	125,000	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に2.5%を乗じて算出した金額から96,000円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,431,000円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	126,000						
1,730,000	1,740,000	127,000						
1,740,000	1,750,000	128,000						
1,750,000	1,760,000	129,000						
1,760,000	1,770,000	130,000	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から171,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,000円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	131,000						
1,780,000	1,790,000	132,000						
1,790,000	1,800,000	133,000						
1,800,000	1,810,000	134,000						
1,810,000	1,820,000	135,000	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,000円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,881,000円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	136,000						
1,830,000	1,840,000	137,000						
1,840,000	1,850,000	138,000						
1,850,000	1,860,000	139,000						
1,860,000	1,870,000	140,000	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から481,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,181,000円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	141,000						
1,880,000	1,890,000	142,000						
1,890,000	1,900,000	143,000						
1,900,000	1,910,000	144,000						
1,910,000	1,920,000	145,000	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,000円を控除した金額	120,000,000	120,000,000円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,000円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	146,000						
1,930,000	1,940,000	147,000						
1,940,000	1,950,000	148,000						
1,950,000	1,960,000	149,000						
1,960,000	1,970,000	150,000	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から931,000円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	151,000						
1,980,000	1,990,000	152,000						
1,990,000	2,000,000	153,000						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第八の附表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	円 200,000	円 700,000	23年 24年 25年	円 2,100,000	円 2,600,000
				円 2,300,000	円 2,800,000
				円 2,500,000	円 3,000,000
5年	250,000	750,000	26年	2,700,000	3,200,000
6年	300,000	800,000	27年	2,900,000	3,400,000
7年	350,000	850,000	28年	3,100,000	3,600,000
8年	400,000	900,000	29年	3,300,000	3,800,000
9年	450,000	950,000	30年	3,500,000	4,000,000
10年	500,000	1,000,000	31年	3,800,000	4,300,000
11年	600,000	1,100,000	32年	4,100,000	4,600,000
12年	700,000	1,200,000	33年	4,400,000	4,900,000
13年	800,000	1,300,000	34年	4,700,000	5,200,000
14年	900,000	1,400,000	35年	5,000,000	5,500,000
15年	1,000,000	1,500,000	36年	5,300,000	5,800,000
16年	1,100,000	1,600,000	37年	5,600,000	6,100,000
17年	1,200,000	1,700,000	38年	5,900,000	6,400,000
18年	1,300,000	1,800,000	39年	6,200,000	6,700,000
19年	1,400,000	1,900,000	40年	6,500,000	7,000,000
20年	1,500,000	2,000,000	41年以上	6,500,000円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額	7,000,000円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額
21年	1,700,000	2,200,000			
22年	1,900,000	2,400,000			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第二号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考) 退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。



をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るもの）を控除した金額

前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税所得金額（昭和四十一年分の所得税について旧法第八十四条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額と

し、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」とい

う。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎と

なつた控除対象配偶者及び扶養家族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第三により求めた率

昭和四十一年分の所得税につき旧法第九十七  
条第一項(貯蓄対象世帯員がある場合の税額)の  
規定の適用があつた場合における昭和四十二年  
分の予定納税基準額の計算については、政令で  
するものとする。

非居住者の昭和四十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したものによる。

四  
一 条 居住者の昭和四十三年分の所得税に係る  
一定納稅基準額は、次項の規定の適用がある場合  
を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げ  
る率を乗じて計算した金額によるものとする。  
その者の昭和四十二年分の課税総所得金額

に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第百四条第一項第一号（予定納稅額の納付）の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたもののみにして計算したところにより、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第二条（所得税の輕減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。）から、当該各種所得につき源泉徵收をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るもの）を得て該當（）を控除した金額

規定の適用があつた場合における昭和四十三年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十二年分の所得税に係る予

定額納基準額は、前二項の規定に準じて計算したところによる。  
(昭和四十二年分及び昭和四十三年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)  
第十一條 昭和四十二年において純損失の金額が

ある場合における新法第一百四十条第一項（純損

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過規定)  
なお、前項の例による。

第一四〇条(源泉徴収義務及び徵收税額)の規定及び  
係る源泉徴収義務及び徵收税額の規定及び  
法別表第四から法別表第六までは、施行日以後  
支拂うべき新法別表第八十三条第一項(源泉徴  
収義務)に規定する給与等(以下この条におい  
て「給与等」という。)について適用し、同日前に

拵うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三条第一項（昭和四十二年分の所得の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定

により読み替えられた新法第百九十条(年末整)及び新法第百九十九条(過納額の還付)の定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭

四十二年中に支払うべき給与等でその最後に  
払をする日が施行日以後である場合について

用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

**第十五条** 附則第三条第一項(昭和四十二年分所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)

の規定により読み替えられた新法第二百二十九条(退職所得に係る源泉徴収税額)の規定並びに別表第六及び新法別表第八の附表は、昭和

十二年中に支払うべき新法第百九十九条（退職手当等に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後支払われるものについて適用し、同年中に支るべき退職手当等を同日前に支払われたもの

については、なお従前の例による。

(報酬、料金等に係る源泉徴収に関する経過規定)

**(不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等に関する経過規定)**

契約金又は賞金に係る源泉徴収(新法第一百四十二条第一項第四号(源泉徴収義務)に掲げる職業<sup>中华</sup>労働者の報酬、同項第六号に掲げる報酬及び料金並びに同項第八号に掲げる馬主が受ける競馬の賞金に係る部分を除く。)の規定は、昭和四十二年八月一日以後に支払うべき同項の報酬若しくは料金、契約金又は賞金について適用し、同日

前にも支払うべきこれらの報酬若しくは料金、契約金又は賞金については、なお従前の例によ  
る。

2  
新法第二百四条第一項第四号に掲げる職業拳闘家の報酬、同項第六号に掲げる報酬若しくは料金又は同項第八号に掲げる馬主が受ける競馬の賞金に係る新法第四編第四章第一節の規定は、昭和四十三年一月一日以後に支払うべきこれららの報酬若しくは料金又は賞金について適用する。  
(源泉徴収に係る所得税の納期の特例に関する経過規定)  
**第十七条** 新法第二百六十六条(源泉徴収に係る所得税の納期の特例)の規定は、昭和四十二年七月一日以後に徴収した同条に規定する所得税の額を納付する場合について適用し、同日前に徴収した当該所得税の額については、なお従前の例による。

昭和四十二年七月一日前にした旧法第二百十一条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）の承認で同日において努力を有するもの及び同日前に提出した旧法第二百十七条第一項（納期の特例に関する承認の申請等）の申請書は、それぞれ新法第二百六十六条の承認及び新法第二百十七一条第一項（納期の特例に関する承認の申請等）の

申請書とみなす。

**(不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等に関する経過規定)**

**第十八条** 新法第二百二十二条（不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等）の規定は、施行日以後に新法第二百二十二条（源泉徴収に係る所得税の徴収）の規定による徴収をされ又は新法第二百二十二条に規定する納付をした場合について適用し、同日前に当該徴収をされ又は当該納付をした場合は、なお従前の例による。

**第十九条** 施行日前に昭和四十二年分の所得税につき旧法第二百二十七条(年の中途で出国をする者に係る更正の請求)

場合の確定申告(旧法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条(更正)又は第十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十二年八月三十日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができ

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第百五十九条第二項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）（新法第一百六十八条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による還付金について

て国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に

規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充當)の規定による充當(以下「充當」といふ。)をする日(同日前に充當をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

**第二十条** 昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年三月三十一日までに支払われたものにつき旧法第一百九十九条から第二百二条まで（退

(罰則に関する経過規定)

**第二十二条** 災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に關する法律の一部を次のように改正する。  
**第二十三条** 災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に關する法律の一部を次のように改正する。  
（災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に關する法律の一部改正）

第三条第三項中「第五号」を「第六号」に改める。  
（所得税法の一部を改正する法律の一部改正）  
第二十三条 所得税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十一号）の一部を次のようす

に改正する。

**第六条 削除**  
附則第七条の見出し中「及び昭和四十二年分」を削り、同条第二項を削る。

附則刊表第四之次のよう

附錄別表第四次の清北戰役

附則別表第一 昭和42年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)	税額(2)	(2)の(1)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合
			以上	未満			以上	未満		
2,000円未満	0	0%	51,000	52,000	4,400	8.8%	137,000	139,000	12,500	9%
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,500	8.8%	139,000	141,000	12,700	9%
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,600	8.8%	141,000	143,000	12,900	9%
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,700	8.8%	143,000	145,000	13,100	9%
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,800	8.8%	145,000	147,000	13,300	9%
6,000	7,000	500	56,000	57,000	4,900	8.8%	147,000	149,000	13,500	9%
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,000	8.8%	149,000	151,000	13,700	9%
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,100	8.8%	151,000	153,000	13,900	9%
9,000	10,000	700	59,000	60,000	5,100	8.8%	153,000	155,000	14,100	9%
10,000	11,000	800	60,000	61,000	5,200	8.8%	155,000	157,000	14,300	9%
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,300	8.8%	157,000	159,000	14,500	9%
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,400	8.8%	159,000	161,000	14,700	9%
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,500	8.8%	161,000	163,000	14,900	9%
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,600	8.8%	163,000	165,000	15,100	9%
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,700	8.8%	165,000	167,000	15,300	9%
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	5,800	8.8%	167,000	169,000	15,500	9%
17,000	18,000	1,400	69,000	71,000	6,000	8.8%	169,000	171,000	15,700	9%
18,000	19,000	1,500	71,000	73,000	6,200	8.8%	171,000	173,000	15,900	9%
19,000	20,000	1,600	73,000	75,000	6,400	8.8%	173,000	175,000	16,100	9%
20,000	21,000	1,700	75,000	77,000	6,600	8.8%	175,000	177,000	16,300	9%
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,700	8.8%	177,000	179,000	16,500	9%
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	6,900	8.8%	179,000	181,000	16,700	9%
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,100	8.8%	181,000	183,000	16,900	9%
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,300	8.8%	183,000	185,000	17,100	9%
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,400	8.8%	185,000	187,000	17,300	9%
26,000	27,000	2,200	87,000	89,000	7,600	8.8%	187,000	189,000	17,500	9%
27,000	28,000	2,300	89,000	91,000	7,800	8.8%	189,000	191,000	17,700	9%
28,000	29,000	2,400	91,000	93,000	8,000	8.8%	191,000	193,000	17,900	9%
29,000	30,000	2,500	93,000	95,000	8,100	8.8%	193,000	195,000	18,100	9%
30,000	31,000	2,600	95,000	97,000	8,300	8.8%	195,000	198,000	18,300	9%
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,500	8.8%	198,000	201,000	18,600	9%
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,700	8.8%	201,000	204,000	18,900	9%
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	8,900	8.8%	204,000	207,000	19,200	9%
34,000	35,000	2,900	103,000	105,000	9,100	8.8%	207,000	210,000	19,500	9%
35,000	36,000	3,000	105,000	107,000	9,300	8.8%	210,000	213,000	19,800	9%
36,000	37,000	3,100	107,000	109,000	9,500	8.8%	213,000	216,000	20,100	9%
37,000	38,000	3,200	109,000	111,000	9,700	8.8%	216,000	219,000	20,400	9%
38,000	39,000	3,300	111,000	113,000	9,900	8.8%	219,000	222,000	20,700	9%
39,000	40,000	3,400	113,000	115,000	10,100	8.8%	222,000	225,000	21,000	9%
40,000	41,000	3,500	115,000	117,000	10,300	8.8%	225,000	228,000	21,300	9%
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,500	8.8%	228,000	231,000	21,600	9%
42,000	43,000	3,600	119,000	121,000	10,700	8.8%	231,000	234,000	21,900	9%
43,000	44,000	3,700	121,000	123,000	10,900	9%	234,000	237,000	22,200	9%
44,000	45,000	3,800	123,000	125,000	11,100	9%	237,000	240,000	22,500	9%
45,000	46,000	3,900	125,000	127,000	11,300	9%	240,000	243,000	22,800	9%
46,000	47,000	4,000	127,000	129,000	11,500	9%	243,000	246,000	23,100	9%
47,000	48,000	4,100	129,000	131,000	11,700	9%	246,000	249,000	23,400	9%
48,000	49,000	4,200	131,000	133,000	11,900	9%	249,000	252,000	23,700	9%
49,000	50,000	4,300	133,000	135,000	12,100	9%	252,000	255,000	24,000	9%
50,000	51,000	4,400	135,000	137,000	12,300	9%	255,000	258,000	24,300	9%

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)	税額(2)	(2)の(1) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(2)	(2)の(1) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(2)	(2)の(1) に対する割合	
			以上	未満			以上	未満			
253,000	261,000	24,600	%	414,000	418,000	45,900	11	614,000	618,000	76,600	%
261,000	264,000	24,900	9	418,000	422,000	46,500	11	618,000	622,000	77,400	12
264,000	267,000	25,200	9	422,000	426,000	47,100	11	622,000	626,000	78,200	12
267,000	270,000	25,500	9	426,000	430,000	47,700	11	626,000	630,000	79,000	12
270,000	273,000	25,800	9	430,000	434,000	48,300	11	630,000	634,000	79,800	12
273,000	276,000	26,100	9	434,000	438,000	48,900	11	634,000	638,000	80,600	12
276,000	279,000	26,400	9	438,000	442,000	49,500	11	638,000	642,000	81,400	12
279,000	282,000	26,700	9	442,000	446,000	50,100	11	642,000	646,000	82,200	12
282,000	285,000	27,000	9	446,000	450,000	50,700	11	646,000	650,000	83,000	12
285,000	288,000	27,300	9	450,000	454,000	51,300	11	650,000	655,000	83,800	12
288,000	291,000	27,600	9	454,000	458,000	51,900	11	655,000	660,000	84,800	12
291,000	294,000	27,900	9	458,000	462,000	52,500	11	660,000	665,000	85,800	13
294,000	297,000	28,200	9	462,000	466,000	53,100	11	665,000	670,000	86,800	13
297,000	300,000	28,500	9	466,000	470,000	53,700	11	670,000	675,000	87,800	13
300,000	303,000	28,800	9	470,000	474,000	54,300	11	675,000	680,000	88,800	13
303,000	306,000	29,200	9	474,000	478,000	54,900	11	680,000	685,000	89,800	13
306,000	309,000	29,700	9	478,000	482,000	55,500	11	685,000	690,000	90,800	13
309,000	312,000	30,100	9	482,000	486,000	56,100	11	690,000	695,000	91,800	13
312,000	315,000	30,600	9	486,000	490,000	56,700	11	695,000	700,000	92,800	13
315,000	318,000	31,000	9	490,000	494,000	57,300	11	700,000	705,000	93,800	13
318,000	321,000	31,500	9	494,000	498,000	57,900	11	705,000	710,000	94,800	13
321,000	324,000	31,900	9	498,000	502,000	58,500	11	710,000	715,000	95,800	13
324,000	327,000	32,400	10	502,000	506,000	59,100	11	715,000	720,000	96,800	13
327,000	330,000	32,800	10	506,000	510,000	59,700	11	720,000	725,000	97,800	13
330,000	333,000	33,300	10	510,000	514,000	60,300	11	725,000	730,000	98,800	13
333,000	336,000	33,700	10	514,000	518,000	60,900	11	730,000	735,000	99,800	13
336,000	339,000	34,200	10	518,000	522,000	61,500	11	735,000	740,000	100,800	13
339,000	342,000	34,600	10	522,000	526,000	62,100	11	740,000	745,000	101,800	13
342,000	345,000	35,100	10	526,000	530,000	62,700	11	745,000	750,000	102,800	13
345,000	348,000	35,500	10	530,000	534,000	63,300	11	750,000	755,000	103,800	13
348,000	351,000	36,000	10	534,000	538,000	63,900	11	755,000	760,000	104,800	13
351,000	354,000	36,400	10	538,000	542,000	64,500	11	760,000	765,000	105,800	13
354,000	357,000	36,900	10	542,000	546,000	65,100	12	765,000	770,000	106,800	13
357,000	360,000	37,300	10	546,000	550,000	65,700	12	770,000	775,000	107,800	14
360,000	363,000	37,800	10	550,000	554,000	66,300	12	775,000	780,000	108,800	14
363,000	366,000	38,200	10	554,000	558,000	66,900	12	780,000	785,000	109,800	14
366,000	369,000	38,700	10	558,000	562,000	67,500	12	785,000	790,000	110,800	14
369,000	372,000	39,100	10	562,000	566,000	68,100	12	790,000	795,000	111,800	14
372,000	375,000	39,600	10	566,000	570,000	68,700	12	795,000	800,000	112,800	14
375,000	378,000	40,000	10	570,000	574,000	69,300	12	800,000	805,000	113,800	14
378,000	381,000	40,500	10	574,000	578,000	69,900	12	805,000	810,000	114,800	14
381,000	384,000	40,900	10	578,000	582,000	70,500	12	810,000	815,000	115,800	14
384,000	387,000	41,400	10	582,000	586,000	71,100	12	815,000	820,000	116,800	14
387,000	390,000	41,800	10	586,000	590,000	71,700	12	820,000	825,000	117,800	14
390,000	394,000	42,300	10	590,000	594,000	72,300	12	825,000	830,000	118,800	14
394,000	398,000	42,900	10	594,000	598,000	72,900	12	830,000	835,000	119,800	14
398,000	402,000	43,500	10	598,000	602,000	73,500	12	835,000	840,000	120,800	14
402,000	406,000	44,100	10	602,000	606,000	74,200	12	840,000	845,000	121,800	14
406,000	410,000	44,700	11	606,000	610,000	75,000	12	845,000	850,000	122,800	14
410,000	414,000	45,300	11	610,000	614,000	75,800	12	850,000	855,000	123,800	14

## (三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 855,000	円 860,000	円 124,800	% 14	円 1,000,000	円 1,500,000	(イ)の金額に55%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	円 10,000,000	円 20,000,000
860,000	865,000	125,800	14					
865,000	870,000	126,800	14					
870,000	875,000	127,800	14					
875,000	880,000	128,800	14					
880,000	885,000	129,800	14	1,500,000	2,200,000	(イ)の金額に80%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	20,000,000	30,000,000
885,000	890,000	130,800	14					
890,000	895,000	131,800	14					
895,000	900,000	132,800	14					
900,000	905,000	133,800	14					
905,000	910,000	134,800	14	2,200,000	3,000,000	(イ)の金額に35%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額	30,000,000	45,000,000
910,000	915,000	135,800	14					
915,000	920,000	136,800	14					
920,000	925,000	137,800	14					
925,000	930,000	138,800	15					
930,000	935,000	139,800	15					
935,000	940,000	140,800	15	3,000,000	4,000,000	(イ)の金額に40%を乗じて算出した金額から481,200円を控除した金額	45,000,000	60,000,000
940,000	945,000	141,800	15					
945,000	950,000	142,800	15					
950,000	955,000	143,800	15					
955,000	960,000	144,800	15	4,000,000	6,000,000	(イ)の金額に45%を乗じて算出した金額から681,200円を控除した金額	60,000,000	円以上
960,000	965,000	145,800	15					
965,000	970,000	146,800	15					
970,000	975,000	147,800	15					
975,000	980,000	148,800	15					
980,000	985,000	149,800	15	6,000,000	10,000,000	(イ)の金額に50%を乗じて算出した金額から981,200円を控除した金額		
985,000	990,000	150,800	15					
990,000	995,000	151,800	15					
995,000	1,000,000	152,800	15					

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

## (備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えたられた新法第九十条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

## 附則別表第二 昭和42年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	0	51,000円	52,000円	4,400円	137,000円	139,000円	12,000円	
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,500	139,000	141,000	12,200
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,600	141,000	143,000	12,400
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,700	143,000	145,000	12,500
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,800	145,000	147,000	12,700
6,000	7,000	500	56,000	57,000	4,900	147,000	149,000	12,900
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,000	149,000	151,000	13,100
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,100	151,000	153,000	13,200
9,000	10,000	700	59,000	60,000	5,100	153,000	155,000	13,400
10,000	11,000	800	60,000	61,000	5,200	155,000	157,000	13,600
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,300	157,000	159,000	13,800
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,400	159,000	161,000	13,900
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,500	161,000	163,000	14,100
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,600	163,000	165,000	14,300
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,700	165,000	167,000	14,500
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	5,800	167,000	169,000	14,600
17,000	18,000	1,400	69,000	71,000	6,000	169,000	171,000	14,800
18,000	19,000	1,500	71,000	73,000	6,200	171,000	173,000	15,000
19,000	20,000	1,600	73,000	75,000	6,400	173,000	175,000	15,200
20,000	21,000	1,700	75,000	77,000	6,600	175,000	177,000	15,400
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,700	177,000	179,000	15,500
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	6,900	179,000	181,000	15,700
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,100	181,000	183,000	15,900
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,300	183,000	185,000	16,100
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,400	185,000	187,000	16,200
26,000	27,000	2,200	87,000	89,000	7,600	187,000	189,000	16,400
27,000	28,000	2,300	89,000	91,000	7,800	189,000	191,000	16,600
28,000	29,000	2,400	91,000	93,000	8,000	191,000	193,000	16,800
29,000	30,000	2,500	93,000	95,000	8,100	193,000	195,000	16,900
30,000	31,000	2,600	95,000	97,000	8,300	195,000	198,000	17,100
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,500	198,000	201,000	17,400
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,700	201,000	204,000	17,600
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	8,800	204,000	207,000	17,900
34,000	35,000	2,900	103,000	105,000	9,000	207,000	210,000	18,200
35,000	36,000	3,000	105,000	107,000	9,200	210,000	213,000	18,400
36,000	37,000	3,100	107,000	109,000	9,400	213,000	216,000	18,700
37,000	38,000	3,200	109,000	111,000	9,500	216,000	219,000	19,000
38,000	39,000	3,300	111,000	113,000	9,700	219,000	222,000	19,200
39,000	40,000	3,400	113,000	115,000	9,900	222,000	225,000	19,500
40,000	41,000	3,500	115,000	117,000	10,100	225,000	228,000	19,800
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,200	228,000	231,000	20,000
42,000	43,000	3,600	119,000	121,000	10,400	231,000	234,000	20,300
43,000	44,000	3,700	121,000	123,000	10,600	234,000	237,000	20,500
44,000	45,000	3,800	123,000	125,000	10,800	237,000	240,000	20,800
45,000	46,000	3,900	125,000	127,000	11,000	240,000	243,000	21,100
46,000	47,000	4,000	127,000	129,000	11,100	243,000	246,000	21,300
47,000	48,000	4,100	129,000	131,000	11,300	246,000	249,000	21,600
48,000	49,000	4,200	131,000	133,000	11,500	249,000	252,000	21,900
49,000	50,000	4,300	133,000	135,000	11,700	252,000	255,000	22,100
50,000	51,000	4,400	135,000	137,000	11,800	255,000	258,000	22,400

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	22,700	414,000	418,000	36,400	614,000	618,000	55,400
261,000	264,000	22,900	418,000	422,000	36,700	618,000	622,000	55,800
264,000	267,000	23,200	422,000	426,000	37,100	622,000	626,000	56,200
267,000	270,000	23,400	426,000	430,000	37,400	626,000	630,000	56,600
270,000	273,000	23,700	430,000	434,000	37,800	630,000	634,000	57,000
273,000	276,000	24,000	434,000	438,000	38,100	634,000	638,000	57,400
276,000	279,000	24,200	438,000	442,000	38,500	638,000	642,000	57,800
279,000	282,000	24,500	442,000	446,000	38,800	642,000	646,000	58,200
282,000	285,000	24,800	446,000	450,000	39,200	646,000	650,000	58,600
285,000	288,000	25,000	450,000	454,000	39,600	650,000	655,000	59,000
288,000	291,000	25,300	454,000	458,000	39,900	655,000	660,000	59,500
291,000	294,000	25,600	458,000	462,000	40,300	660,000	665,000	60,000
294,000	297,000	25,800	462,000	466,000	40,600	665,000	670,000	60,500
297,000	300,000	26,100	466,000	470,000	41,000	670,000	675,000	61,000
300,000	303,000	26,400	470,000	474,000	41,300	675,000	680,000	61,500
303,000	306,000	26,600	474,000	478,000	41,700	680,000	685,000	62,000
306,000	309,000	26,900	478,000	482,000	42,000	685,000	690,000	62,500
309,000	312,000	27,100	482,000	486,000	42,400	690,000	695,000	63,000
312,000	315,000	27,400	486,000	490,000	42,700	695,000	700,000	63,500
315,000	318,000	27,700	490,000	494,000	43,100	700,000	705,000	64,000
318,000	321,000	27,900	494,000	498,000	43,400	705,000	710,000	64,500
321,000	324,000	28,200	498,000	502,000	43,800	710,000	715,000	65,000
324,000	327,000	28,500	502,000	506,000	44,200	715,000	720,000	65,500
327,000	330,000	28,700	506,000	510,000	44,600	720,000	725,000	66,000
330,000	333,000	29,000	510,000	514,000	45,000	725,000	730,000	66,500
333,000	336,000	29,300	514,000	518,000	45,400	730,000	735,000	67,000
336,000	339,000	29,500	518,000	522,000	45,800	735,000	740,000	67,500
339,000	342,000	29,800	522,000	526,000	46,200	740,000	745,000	68,000
342,000	345,000	30,000	526,000	530,000	46,600	745,000	750,000	68,500
345,000	348,000	30,300	530,000	534,000	47,000	750,000	755,000	69,000
348,000	351,000	30,600	534,000	538,000	47,400	755,000	760,000	69,500
351,000	354,000	30,800	538,000	542,000	47,800	760,000	765,000	70,000
354,000	357,000	31,100	542,000	546,000	48,200	765,000	770,000	70,500
357,000	360,000	31,400	546,000	550,000	48,600	770,000	775,000	71,000
360,000	363,000	31,600	550,000	554,000	49,000	775,000	780,000	71,500
363,000	366,000	31,900	554,000	558,000	49,400	780,000	785,000	72,000
366,000	369,000	32,200	558,000	562,000	49,800	785,000	790,000	72,500
369,000	372,000	32,400	562,000	566,000	50,200	790,000	795,000	73,000
372,000	375,000	32,700	566,000	570,000	50,600	795,000	800,000	73,500
375,000	378,000	33,000	570,000	574,000	51,000	800,000	805,000	74,000
378,000	381,000	33,200	574,000	578,000	51,400	805,000	810,000	74,500
381,000	384,000	33,500	578,000	582,000	51,800	810,000	815,000	75,000
384,000	387,000	33,700	582,000	586,000	52,200	815,000	820,000	75,500
387,000	390,000	34,000	586,000	590,000	52,600	820,000	825,000	76,000
390,000	394,000	34,300	590,000	594,000	53,000	825,000	830,000	76,500
394,000	398,000	34,600	594,000	598,000	53,400	830,000	835,000	77,000
398,000	402,000	35,000	598,000	602,000	53,800	835,000	840,000	77,500
402,000	406,000	35,300	602,000	606,000	54,200	840,000	845,000	78,000
406,000	410,000	35,700	606,000	610,000	54,600	845,000	850,000	78,500
410,000	414,000	36,000	610,000	614,000	55,000	850,000	855,000	79,000

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000円	860,000円	79,500円	1,500,000円	3,000,000円	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から81,000円を控除した金額	30,000,000円	50,000,000円	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,656,000円を控除した金額
860,000円	865,000円	80,000円						
865,000円	870,000円	80,500円						
870,000円	875,000円	81,000円						
875,000円	880,000円	81,500円						
880,000円	885,000円	82,000円	3,000,000円	5,000,000円	課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から231,000円を控除した金額	50,000,000円	100,000,000円	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,156,000円を控除した金額
885,000円	890,000円	82,500円						
890,000円	895,000円	83,000円						
895,000円	900,000円	83,500円						
900,000円	905,000円	84,000円						
905,000円	910,000円	84,500円	5,000,000円	7,500,000円	課税山林所得金額に25%を乗じて算出した金額から481,000円を控除した金額	100,000,000円	150,000,000円	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から12,156,000円を控除した金額
910,000円	915,000円	85,000円						
915,000円	920,000円	85,500円						
920,000円	925,000円	86,000円						
925,000円	930,000円	86,500円						
930,000円	935,000円	87,000円	7,500,000円	11,000,000円	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から856,000円を控除した金額	150,000,000円	225,000,000円	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から19,656,000円を控除した金額
935,000円	940,000円	87,500円						
940,000円	945,000円	88,000円						
945,000円	950,000円	88,500円						
950,000円	955,000円	89,000円						
955,000円	960,000円	89,500円	11,000,000円	15,000,000円	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,406,000円を控除した金額	225,000,000円	300,000,000円	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,906,000円を控除した金額
960,000円	965,000円	90,000円						
965,000円	970,000円	90,500円						
970,000円	975,000円	91,000円						
975,000円	980,000円	91,500円						
980,000円	985,000円	92,000円	15,000,000円	20,000,000円	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から2,156,000円を控除した金額	300,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,906,000円を控除した金額
985,000円	990,000円	92,500円						
990,000円	995,000円	93,000円						
995,000円	1,000,000円	93,500円						
1,000,000円	1,500,000円	課税山林所得金額に10%を乗じて算出した金額から6,000円を控除した金額	20,000,000円	30,000,000円	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から3,156,000円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

族等の数											
4人		5人		6人		7人		8人以上			
税総所得金額等											
以上	未満	以上	未満								
219,500円未満		229,500円未満		239,500円未満		249,500円未満		259,500円未満			
219,500	250,000	229,500	400,000	380,000	440,000	420,000	480,000	450,000	520,000		
250,000	420,000	400,000	470,000	440,000	530,000	480,000	710,000	520,000	760,000		
420,000	670,000	470,000	740,000	530,000	810,000	710,000	910,000	760,000	1,140,000		
670,000	1,120,000	740,000	1,230,000	810,000	1,410,000	910,000	1,690,000	1,140,000	1,790,000		
1,120,000	3,120,000	1,230,000	3,320,000	1,410,000	3,520,000	1,690,000	3,720,000	1,790,000	4,150,000		
3,120,000	11,730,000	3,320,000	12,730,000	3,520,000	13,730,000	3,720,000	14,730,000	4,150,000	15,730,000		
11,730,000	20,000,000	12,730,000	20,000,000	13,730,000	20,000,000	14,730,000	20,000,000	15,730,000	20,000,000		

計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

た控除対象配偶者及び旧法第七十八条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

第一項第一号に掲げる金額から35,000円を控除した金額が昭和42年分の所得税の予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和42年分の所得税の予定納税基準額の算出率の表

昭和41年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率 %	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	昭和41年分の課							
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
0	172,000円未満	189,500円未満	199,500円未満	209,500円未満				
60								
65								
70								
75						209,500	370,000	
80				199,500	390,000	370,000	460,000	
85			189,500	430,000	390,000	700,000	460,000	800,000
90			430,000	1,630,000	700,000	2,250,000	800,000	2,450,000
95	172,000	6,580,000	1,630,000	8,330,000	2,250,000	9,330,000	2,450,000	10,730,000
99	6,580,000	20,000,000	8,330,000	20,000,000	9,330,000	20,000,000	10,730,000	20,000,000

(注)

- (一) この表は、昭和41年分の課税総所得金額等が20,000,000円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
  - (1) 「昭和41年分の課税総所得金額等」とは、附則第九条第一項第二号(昭和四十二年分の予定納税基準額の適用)
  - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和41年分の所得税につき旧法第七十七条(配偶者控除)の規定の適用を受け
  - (三) 昭和41年分の課税総所得金額等が20,000,000円以上である者については、この表によらず、附則第九条

族等の数									
4人		5人		6人		7人		8人以上	
税総所得金額等									
以上	未満								
175,000	円未満	178,000	円未満	180,000	円未満	183,000	円未満	185,000	円未満
175,000	390,000	178,000	440,000	180,000	490,000	220,000	670,000	350,000	720,000
390,000	2,250,000	440,000	2,500,000	490,000	2,750,000	670,000	3,280,000	720,000	3,530,000
2,250,000	5,000,000	2,500,000	5,000,000	2,750,000	5,000,000	3,280,000	5,000,000	3,530,000	5,000,000

計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

一項第一号に掲げる金額から3,500円を控除した金額が昭和43年分の所得税の予定納税基準額である。

附則別表第四 昭和43年分の所得税の予定納税基準額の算出率の表

昭和42年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率	扶養親							
	0人		1人		2人		3人	
	昭和42年分の課							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0 %	163,000 円未満	円	168,000 円未満	円	170,000 円未満	円	173,000 円未満	円
85								
90							173,000	340,000
95			168,000	1,060,000	170,000	1,310,000	340,000	1,760,000
99	163,000	5,000,000	1,060,000	5,000,000	1,310,000	5,000,000	1,760,000	5,000,000

(注)

- (一) この表は、昭和42年分の課税総所得金額等が5,000,000円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和42年分の課税総所得金額等」とは、附則第十条第一項第二号(昭和四十三年分の予定納税基準額の
  - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和42年分の所得税につき附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条(扶養控除)の規定の適
  - (三) 昭和42年分の課税総所得金額等が5,000,000円以上である者については、この表によらず、附則第十条第

附則別表第五 昭和42年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	0	51,000	52,000	4,400	137,000	139,000	12,500	
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,500	139,000	141,000	12,700
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,600	141,000	143,000	12,900
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,700	143,000	145,000	13,100
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,800	145,000	147,000	13,300
6,000	7,000	500	56,000	57,000	4,900	147,000	149,000	13,500
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,000	149,000	151,000	13,700
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,100	151,000	153,000	13,900
9,000	10,000	700	59,000	60,000	5,100	153,000	155,000	14,100
10,000	11,000	800	60,000	61,000	5,200	155,000	157,000	14,300
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,300	157,000	159,000	14,500
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,400	159,000	161,000	14,700
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,500	161,000	163,000	14,900
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,600	163,000	165,000	15,100
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,700	165,000	167,000	15,300
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	5,800	167,000	169,000	15,500
17,000	18,000	1,400	69,000	71,000	6,000	169,000	171,000	15,700
18,000	19,000	1,500	71,000	73,000	6,200	171,000	173,000	15,900
19,000	20,000	1,600	73,000	75,000	6,400	173,000	175,000	16,100
20,000	21,000	1,700	75,000	77,000	6,600	175,000	177,000	16,300
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,700	177,000	179,000	16,500
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	6,900	179,000	181,000	16,700
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,100	181,000	183,000	16,900
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,300	183,000	185,000	17,100
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,400	185,000	187,000	17,300
26,000	27,000	2,200	87,000	89,000	7,600	187,000	189,000	17,500
27,000	28,000	2,300	89,000	91,000	7,800	189,000	191,000	17,700
28,000	29,000	2,400	91,000	93,000	8,000	191,000	193,000	17,900
29,000	30,000	2,500	93,000	95,000	8,100	193,000	195,000	18,100
30,000	31,000	2,600	95,000	97,000	8,300	195,000	198,000	18,300
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,500	198,000	201,000	18,600
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,700	201,000	204,000	18,900
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	8,900	204,000	207,000	19,200
34,000	35,000	2,900	103,000	105,000	9,100	207,000	210,000	19,500
35,000	36,000	3,000	105,000	107,000	9,300	210,000	213,000	19,800
36,000	37,000	3,100	107,000	109,000	9,500	213,000	216,000	20,100
37,000	38,000	3,200	109,000	111,000	9,700	216,000	219,000	20,400
38,000	39,000	3,300	111,000	113,000	9,900	219,000	222,000	20,700
39,000	40,000	3,400	113,000	115,000	10,100	222,000	225,000	21,000
40,000	41,000	3,500	115,000	117,000	10,300	225,000	228,000	21,300
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,500	228,000	231,000	21,600
42,000	43,000	3,600	119,000	121,000	10,700	231,000	234,000	21,900
43,000	44,000	3,700	121,000	123,000	10,900	234,000	237,000	22,200
44,000	45,000	3,800	123,000	125,000	11,100	237,000	240,000	22,500
45,000	46,000	3,900	125,000	127,000	11,300	240,000	243,000	22,800
46,000	47,000	4,000	127,000	129,000	11,500	243,000	246,000	23,100
47,000	48,000	4,100	129,000	131,000	11,700	246,000	249,000	23,400
48,000	49,000	4,200	131,000	133,000	11,900	249,000	252,000	23,700
49,000	50,000	4,300	133,000	135,000	12,100	252,000	255,000	24,000
50,000	51,000	4,400	135,000	137,000	12,300	255,000	258,000	24,300

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	24,600	414,000	418,000	45,900	614,000	618,000	76,600
261,000	264,000	24,900	418,000	422,000	46,500	618,000	622,000	77,400
264,000	267,000	25,200	422,000	426,000	47,100	622,000	626,000	78,200
267,000	270,000	25,500	426,000	430,000	47,700	626,000	630,000	79,000
270,000	273,000	25,800	430,000	434,000	48,300	630,000	634,000	79,800
273,000	276,000	26,100	434,000	438,000	48,900	634,000	638,000	80,600
276,000	279,000	26,400	438,000	442,000	49,500	638,000	642,000	81,400
279,000	282,000	26,700	442,000	446,000	50,100	642,000	646,000	82,200
282,000	285,000	27,000	446,000	450,000	50,700	646,000	650,000	83,000
285,000	288,000	27,300	450,000	454,000	51,300	650,000	655,000	83,800
288,000	291,000	27,600	454,000	458,000	51,900	655,000	660,000	84,600
291,000	294,000	27,900	458,000	462,000	52,500	660,000	665,000	85,400
294,000	297,000	28,200	462,000	466,000	53,100	665,000	670,000	86,200
297,000	300,000	28,500	466,000	470,000	53,700	670,000	675,000	87,000
300,000	303,000	28,800	470,000	474,000	54,300	675,000	680,000	88,800
303,000	306,000	29,200	474,000	478,000	54,900	680,000	685,000	89,600
306,000	309,000	29,700	478,000	482,000	55,500	685,000	690,000	90,400
309,000	312,000	30,100	482,000	486,000	56,100	690,000	695,000	91,200
312,000	315,000	30,600	486,000	490,000	56,700	695,000	700,000	92,000
315,000	318,000	31,000	490,000	494,000	57,300	700,000	705,000	93,800
318,000	321,000	31,500	494,000	498,000	57,900	705,000	710,000	94,600
321,000	324,000	31,900	498,000	502,000	58,500	710,000	715,000	95,400
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	59,100	715,000	720,000	96,200
327,000	330,000	32,800	506,000	510,000	59,700	720,000	725,000	97,000
330,000	333,000	33,300	510,000	514,000	60,300	725,000	730,000	98,800
333,000	336,000	33,700	514,000	518,000	60,900	730,000	735,000	99,600
336,000	339,000	34,200	518,000	522,000	61,500	735,000	740,000	100,400
339,000	342,000	34,600	522,000	526,000	62,100	740,000	745,000	101,200
342,000	345,000	35,100	526,000	530,000	62,700	745,000	750,000	102,000
345,000	348,000	35,500	530,000	534,000	63,300	750,000	755,000	103,800
348,000	351,000	36,000	534,000	538,000	63,900	755,000	760,000	104,600
351,000	354,000	36,400	538,000	542,000	64,500	760,000	765,000	105,400
354,000	357,000	36,900	542,000	546,000	65,100	765,000	770,000	106,200
357,000	360,000	37,300	546,000	550,000	65,700	770,000	775,000	107,000
360,000	363,000	37,800	550,000	554,000	66,300	775,000	780,000	108,800
363,000	366,000	38,200	554,000	558,000	66,900	780,000	785,000	109,600
366,000	369,000	38,700	558,000	562,000	67,500	785,000	790,000	110,400
369,000	372,000	39,100	562,000	566,000	68,100	790,000	795,000	111,200
372,000	375,000	39,600	566,000	570,000	68,700	795,000	800,000	112,800
375,000	378,000	40,000	570,000	574,000	69,300	800,000	805,000	113,800
378,000	381,000	40,500	574,000	578,000	69,900	805,000	810,000	114,600
381,000	384,000	40,900	578,000	582,000	70,500	810,000	815,000	115,400
384,000	387,000	41,400	582,000	586,000	71,100	815,000	820,000	116,800
387,000	390,000	41,800	586,000	590,000	71,700	820,000	825,000	117,800
390,000	394,000	42,300	590,000	594,000	72,300	825,000	830,000	118,800
394,000	398,000	42,900	594,000	598,000	72,900	830,000	835,000	119,800
398,000	402,000	43,500	598,000	602,000	73,500	835,000	840,000	120,800
402,000	406,000	44,100	602,000	606,000	74,200	840,000	845,000	121,800
406,000	410,000	44,700	606,000	610,000	75,000	845,000	850,000	122,800
410,000	414,000	45,300	610,000	614,000	75,800	850,000	855,000	123,800

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 855,000	円 860,000	円 124,800	円 955,000	円 960,000	円 144,800	円 2,200,000	円 3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額
860,000	865,000	125,800	960,000	965,000	145,800			
865,000	870,000	126,800	965,000	970,000	146,800			
870,000	875,000	127,800	970,000	975,000	147,800			
875,000	880,000	128,800	975,000	980,000	148,800			
880,000	885,000	129,800	980,000	985,000	149,800	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額
885,000	890,000	130,800	985,000	990,000	150,800			
890,000	895,000	131,800	990,000	995,000	151,800			
895,000	900,000	132,800	995,000	1,000,000	152,800			
900,000	905,000	133,800						
905,000	910,000	134,800	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に26%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	4,000,000	4,642,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額
910,000	915,000	135,800						
915,000	920,000	136,800						
920,000	925,000	137,800						
925,000	930,000	138,800						
930,000	935,000	139,800	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	4,642,000	円 1,457,700円	
935,000	940,000	140,800						
940,000	945,000	141,800						
945,000	950,000	142,800						
950,000	955,000	143,800						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第百九十一条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(新法第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
  - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
  - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
  - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
  - (イ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円を超える場合には、2,000円)
  - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円を超える場合には、10,000円)
  - (ハ) その損害保険料の金額のうちに新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円を超える場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が新法第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに70,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき70,000円を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
    - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
    - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
  - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
    - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
      - (ア) (ロ)に該当するときを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
      - (ロ) 当該申告書に新法第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
    - (ア) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、それぞれその残額を求める。
  - (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
  - (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

## 附則別表第五の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
256,875	円未満	149,500円未満	300,000	301,000	184,000	345,000	346,000	220,000
256,875	257,000	149,500	301,000	302,000	184,800	346,000	347,000	220,800
257,000	258,000	149,600	302,000	303,000	185,600	347,000	348,000	221,600
258,000	259,000	150,400	303,000	304,000	186,400	348,000	349,000	222,400
259,000	260,000	151,200	304,000	305,000	187,200	349,000	350,000	223,200
260,000	261,000	152,000	305,000	306,000	188,000	350,000	351,000	224,000
261,000	262,000	152,800	306,000	307,000	188,800	351,000	352,000	224,800
262,000	263,000	153,600	307,000	308,000	189,600	352,000	353,000	225,600
263,000	264,000	154,400	308,000	309,000	190,400	353,000	354,000	226,400
264,000	265,000	155,200	309,000	310,000	191,200	354,000	355,000	227,200
265,000	266,000	156,000	310,000	311,000	192,000	355,000	356,000	228,000
266,000	267,000	156,800	311,000	312,000	192,800	356,000	357,000	228,800
267,000	268,000	157,600	312,000	313,000	193,600	357,000	358,000	229,600
268,000	269,000	158,400	313,000	314,000	194,400	358,000	359,000	230,400
269,000	270,000	159,200	314,000	315,000	195,200	359,000	360,000	231,200
270,000	271,000	160,000	315,000	316,000	196,000	360,000	361,000	232,000
271,000	272,000	160,800	316,000	317,000	196,800	361,000	362,000	232,800
272,000	273,000	161,600	317,000	318,000	197,600	362,000	363,000	233,600
273,000	274,000	162,400	318,000	319,000	198,400	363,000	364,000	234,400
274,000	275,000	163,200	319,000	320,000	199,200	364,000	365,000	235,200
275,000	276,000	164,000	320,000	321,000	200,000	365,000	366,000	236,000
276,000	277,000	164,800	321,000	322,000	200,800	366,000	367,000	236,800
277,000	278,000	165,600	322,000	323,000	201,600	367,000	368,000	237,600
278,000	279,000	166,400	323,000	324,000	202,400	368,000	369,000	238,400
279,000	280,000	167,200	324,000	325,000	203,200	369,000	370,000	239,200
280,000	281,000	168,000	325,000	326,000	204,000	370,000	371,000	240,000
281,000	282,000	168,800	326,000	327,000	204,800	371,000	372,000	240,800
282,000	283,000	169,600	327,000	328,000	205,600	372,000	373,000	241,600
283,000	284,000	170,400	328,000	329,000	206,400	373,000	374,000	242,400
284,000	285,000	171,200	329,000	330,000	207,200	374,000	375,000	243,200
285,000	286,000	172,000	330,000	331,000	208,000	375,000	376,000	244,000
286,000	287,000	172,800	331,000	332,000	208,800	376,000	377,000	244,800
287,000	288,000	173,600	332,000	333,000	209,600	377,000	378,000	245,600
288,000	289,000	174,400	333,000	334,000	210,400	378,000	379,000	246,400
289,000	290,000	175,200	334,000	335,000	211,200	379,000	380,000	247,200
290,000	291,000	176,000	335,000	336,000	212,000	380,000	381,000	248,000
291,000	292,000	176,800	336,000	337,000	212,800	381,000	382,000	248,800
292,000	293,000	177,600	337,000	338,000	213,600	382,000	383,000	249,600
293,000	294,000	178,400	338,000	339,000	214,400	383,000	384,000	250,400
294,000	295,000	179,200	339,000	340,000	215,200	384,000	385,000	251,200
295,000	296,000	180,000	340,000	341,000	216,000	385,000	386,000	252,000
296,000	297,000	180,800	341,000	342,000	216,800	386,000	387,000	252,800
297,000	298,000	181,600	342,000	343,000	217,600	387,000	388,000	253,600
298,000	299,000	182,400	343,000	344,000	218,400	388,000	389,000	254,400
299,000	300,000	183,200	344,000	345,000	219,200	389,000	390,000	255,200

## (二)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
390,000	391,000	256,000	435,000	436,000	292,000	520,000	522,000	360,000
391,000	392,000	256,800	436,000	437,000	292,800	522,000	524,000	361,600
392,000	393,000	257,600	437,000	438,000	293,600	524,000	526,000	363,200
393,000	394,000	258,400	438,000	439,000	294,400	526,000	528,000	364,800
394,000	395,000	259,200	439,000	440,000	295,200	528,000	530,000	366,400
395,000	396,000	260,000	440,000	442,000	296,000	530,000	532,000	368,000
396,000	397,000	260,800	442,000	444,000	297,600	532,000	534,000	369,600
397,000	398,000	261,600	444,000	446,000	299,200	534,000	536,000	371,200
398,000	399,000	262,400	446,000	448,000	300,800	536,000	538,000	372,800
399,000	400,000	263,200	448,000	450,000	302,400	538,000	540,000	374,400
400,000	401,000	264,000	450,000	452,000	304,000	540,000	542,000	376,000
401,000	402,000	264,800	452,000	454,000	305,600	542,000	544,000	377,600
402,000	403,000	265,600	454,000	456,000	307,200	544,000	546,000	379,200
403,000	404,000	266,400	456,000	458,000	308,800	546,000	548,000	380,800
404,000	405,000	267,200	458,000	460,000	310,400	548,000	550,000	382,400
405,000	406,000	268,000	460,000	462,000	312,000	550,000	552,000	384,000
406,000	407,000	268,800	462,000	464,000	313,600	552,000	554,000	385,600
407,000	408,000	269,600	464,000	466,000	315,200	554,000	556,000	387,200
408,000	409,000	270,400	466,000	468,000	316,800	556,000	558,000	388,800
409,000	410,000	271,200	468,000	470,000	318,400	558,000	560,000	390,400
410,000	411,000	272,000	470,000	472,000	320,000	560,000	562,000	392,000
411,000	412,000	272,800	472,000	474,000	321,600	562,000	564,000	393,600
412,000	413,000	273,600	474,000	476,000	323,200	564,000	566,000	395,200
413,000	414,000	274,400	476,000	478,000	324,800	566,000	568,000	396,800
414,000	415,000	275,200	478,000	480,000	326,400	568,000	570,000	398,400
415,000	416,000	276,000	480,000	482,000	328,000	570,000	572,000	400,000
416,000	417,000	276,800	482,000	484,000	329,600	572,000	574,000	401,600
417,000	418,000	277,600	484,000	486,000	331,200	574,000	576,000	403,200
418,000	419,000	278,400	486,000	488,000	332,800	576,000	578,000	404,800
419,000	420,000	279,200	488,000	490,000	334,400	578,000	580,000	406,400
420,000	421,000	280,000	490,000	492,000	336,000	580,000	582,000	408,000
421,000	422,000	280,800	492,000	494,000	337,600	582,000	584,000	409,600
422,000	423,000	281,600	494,000	496,000	339,200	584,000	586,000	411,200
423,000	424,000	282,400	496,000	498,000	340,800	586,000	588,000	412,800
424,000	425,000	283,200	498,000	500,000	342,400	588,000	590,000	414,400
425,000	426,000	284,000	500,000	502,000	344,000	590,000	592,000	416,000
426,000	427,000	284,800	502,000	504,000	345,600	592,000	594,000	417,600
427,000	428,000	285,600	504,000	506,000	347,200	594,000	596,000	419,200
428,000	429,000	286,400	506,000	508,000	348,800	596,000	598,000	420,800
429,000	430,000	287,200	508,000	510,000	350,400	598,000	600,000	422,400
430,000	431,000	288,000	510,000	512,000	352,000	600,000	602,000	424,000
431,000	432,000	288,800	512,000	514,000	353,600	602,000	604,000	425,600
432,000	433,000	289,600	514,000	516,000	355,200	604,000	606,000	427,200
433,000	434,000	290,400	516,000	518,000	356,800	606,000	608,000	428,800
434,000	435,000	291,200	518,000	520,000	358,400	608,000	610,000	430,400

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
610,000	612,000	432,000	700,000	702,000	507,000	790,000	792,000	588,000
612,000	614,000	433,600	702,000	704,000	508,800	792,000	794,000	589,800
614,000	616,000	435,200	704,000	706,000	510,600	794,000	796,000	591,600
616,000	618,000	436,800	706,000	708,000	512,400	796,000	798,000	593,400
618,000	620,000	438,400	708,000	710,000	514,200	798,000	800,000	595,200
620,000	622,000	440,000	710,000	712,000	516,000	800,000	802,000	597,000
622,000	624,000	441,600	712,000	714,000	517,800	802,000	804,000	598,800
624,000	626,000	443,200	714,000	716,000	519,600	804,000	806,000	600,600
626,000	628,000	444,800	716,000	718,000	521,400	806,000	808,000	602,400
628,000	630,000	446,400	718,000	720,000	523,200	808,000	810,000	604,200
630,000	632,000	448,000	720,000	722,000	525,000	810,000	812,000	606,000
632,000	634,000	449,600	722,000	724,000	526,800	812,000	814,000	607,800
634,000	636,000	451,200	724,000	726,000	528,600	814,000	816,000	609,600
636,000	638,000	452,800	726,000	728,000	530,400	816,000	818,000	611,400
638,000	640,000	454,400	728,000	730,000	532,200	818,000	820,000	613,200
640,000	642,000	456,000	730,000	732,000	534,000	820,000	822,000	615,000
642,000	644,000	457,600	732,000	734,000	535,800	822,000	824,000	616,800
644,000	646,000	459,200	734,000	736,000	537,600	824,000	826,000	618,600
646,000	648,000	460,800	736,000	738,000	539,400	826,000	828,000	620,400
648,000	650,000	462,400	738,000	740,000	541,200	828,000	830,000	622,200
650,000	652,000	464,000	740,000	742,000	543,000	830,000	832,000	624,000
652,000	654,000	465,600	742,000	744,000	544,800	832,000	834,000	625,800
654,000	656,000	467,200	744,000	746,000	546,600	834,000	836,000	627,600
656,000	658,000	468,800	746,000	748,000	548,400	836,000	838,000	629,400
658,000	660,000	470,400	748,000	750,000	550,200	838,000	840,000	631,200
660,000	662,000	472,000	750,000	752,000	552,000	840,000	842,000	633,000
662,000	664,000	473,600	752,000	754,000	553,800	842,000	844,000	634,800
664,000	666,000	475,200	754,000	756,000	555,600	844,000	846,000	636,600
666,000	668,000	476,800	756,000	758,000	557,400	846,000	848,000	638,400
668,000	670,000	478,400	758,000	760,000	559,200	848,000	850,000	640,200
670,000	672,000	480,000	760,000	762,000	561,000	850,000	852,000	642,000
672,000	674,000	481,800	762,000	764,000	562,800	852,000	854,000	643,800
674,000	676,000	483,600	764,000	766,000	564,600	854,000	856,000	645,600
676,000	678,000	485,400	766,000	768,000	566,400	856,000	858,000	647,400
678,000	680,000	487,200	768,000	770,000	568,200	858,000	860,000	649,200
680,000	682,000	489,000	770,000	772,000	570,000	860,000	862,000	651,000
682,000	684,000	490,800	772,000	774,000	571,800	862,000	864,000	652,800
684,000	686,000	492,600	774,000	776,000	573,600	864,000	866,000	654,600
686,000	688,000	494,400	776,000	778,000	575,400	866,000	868,000	656,400
688,000	690,000	496,200	778,000	780,000	577,200	868,000	870,000	658,200
690,000	692,000	498,000	780,000	782,000	579,000	870,000円以上		給与等の金額から210,000円を控除した金額
692,000	694,000	499,800	782,000	784,000	580,800			
694,000	696,000	501,600	784,000	786,000	582,600			
696,000	698,000	503,400	786,000	788,000	584,400			
698,000	700,000	505,200	788,000	790,000	586,200			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

## 附則別表第六 昭和42年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額		
以上	未満	税額	以上	未満	税額	以上	未満	税額	以上	未満	税額
4,000円未満	0	102,000	104,000	4,400	274,000	278,000	12,500				
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,500	278,000	282,000	12,700			
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,600	282,000	286,000	12,900			
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,700	286,000	290,000	13,100			
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,800	290,000	294,000	13,300			
12,000	14,000	500	112,000	114,000	4,900	294,000	298,000	13,500			
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,000	298,000	302,000	13,700			
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,100	302,000	306,000	13,900			
18,000	20,000	700	118,000	120,000	5,100	306,000	310,000	14,100			
20,000	22,000	800	120,000	122,000	5,200	310,000	314,000	14,300			
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,300	314,000	318,000	14,500			
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,400	318,000	322,000	14,700			
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,500	322,000	326,000	14,900			
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,600	326,000	330,000	15,100			
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,700	330,000	334,000	15,300			
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	5,800	334,000	338,000	15,500			
34,000	36,000	1,400	138,000	142,000	6,000	338,000	342,000	15,700			
36,000	38,000	1,500	142,000	146,000	6,200	342,000	346,000	15,900			
38,000	40,000	1,600	146,000	150,000	6,400	346,000	350,000	16,100			
40,000	42,000	1,700	150,000	154,000	6,600	350,000	354,000	16,300			
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,700	354,000	358,000	16,500			
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	6,900	358,000	362,000	16,700			
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,100	362,000	366,000	16,900			
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,300	366,000	370,000	17,100			
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,400	370,000	374,000	17,300			
52,000	54,000	2,200	174,000	178,000	7,600	374,000	378,000	17,500			
54,000	56,000	2,300	178,000	182,000	7,800	378,000	382,000	17,700			
56,000	58,000	2,400	182,000	186,000	8,000	382,000	386,000	17,900			
58,000	60,000	2,500	186,000	190,000	8,100	386,000	390,000	18,100			
60,000	62,000	2,600	190,000	194,000	8,300	390,000	396,000	18,300			
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,500	396,000	402,000	18,600			
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,700	402,000	408,000	18,900			
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	8,900	408,000	414,000	19,200			
68,000	70,000	2,900	206,000	210,000	9,100	414,000	420,000	19,500			
70,000	72,000	3,000	210,000	214,000	9,300	420,000	426,000	19,800			
72,000	74,000	3,100	214,000	218,000	9,500	426,000	432,000	20,100			
74,000	76,000	3,200	218,000	222,000	9,700	432,000	438,000	20,400			
76,000	78,000	3,300	222,000	226,000	9,900	438,000	444,000	20,700			
78,000	80,000	3,400	226,000	230,000	10,100	444,000	450,000	21,000			
80,000	82,000	3,500	230,000	234,000	10,300	450,000	456,000	21,300			
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,500	456,000	462,000	21,600			
84,000	86,000	3,600	238,000	242,000	10,700	462,000	468,000	21,900			
86,000	88,000	3,700	242,000	246,000	10,900	468,000	474,000	22,200			
88,000	90,000	3,800	246,000	250,000	11,100	474,000	480,000	22,500			
90,000	92,000	3,900	250,000	254,000	11,300	480,000	486,000	22,800			
92,000	94,000	4,000	254,000	258,000	11,500	486,000	492,000	23,100			
94,000	96,000	4,100	258,000	262,000	11,700	492,000	498,000	23,400			
96,000	98,000	4,200	262,000	266,000	11,900	498,000	504,000	23,700			
98,000	100,000	4,300	266,000	270,000	12,100	504,000	510,000	24,000			
100,000	102,000	4,400	270,000	274,000	12,300	510,000	516,000	24,300			

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以上		未満	以上		未満	以上		未満	以上		未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	24,600	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	76,600			
522,000	528,000	24,900	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	77,400			
528,000	534,000	25,200	844,000	852,000	47,100	1,244,000	1,252,000	78,200			
534,000	540,000	25,500	852,000	860,000	47,700	1,252,000	1,260,000	79,000			
540,000	546,000	25,800	860,000	868,000	48,300	1,260,000	1,268,000	79,800			
546,000	552,000	26,100	868,000	876,000	48,900	1,268,000	1,276,000	80,600			
552,000	558,000	26,400	876,000	884,000	49,500	1,276,000	1,284,000	81,400			
558,000	564,000	26,700	884,000	892,000	50,100	1,284,000	1,292,000	82,200			
564,000	570,000	27,000	892,000	900,000	50,700	1,292,000	1,300,000	83,000			
570,000	576,000	27,300	900,000	908,000	51,300	1,300,000	1,310,000	83,800			
576,000	582,000	27,600	908,000	916,000	51,900	1,310,000	1,320,000	84,800			
582,000	588,000	27,900	916,000	924,000	52,500	1,320,000	1,330,000	85,800			
588,000	594,000	28,200	924,000	932,000	53,100	1,330,000	1,340,000	86,800			
594,000	600,000	28,500	932,000	940,000	53,700	1,340,000	1,350,000	87,800			
600,000	606,000	28,800	940,000	948,000	54,300	1,350,000	1,360,000	88,800			
606,000	612,000	29,200	948,000	956,000	54,900	1,360,000	1,370,000	89,800			
612,000	618,000	29,700	956,000	964,000	55,500	1,370,000	1,380,000	90,800			
618,000	624,000	30,100	964,000	972,000	56,100	1,380,000	1,390,000	91,800			
624,000	630,000	30,600	972,000	980,000	56,700	1,390,000	1,400,000	92,800			
630,000	636,000	31,000	980,000	988,000	57,300	1,400,000	1,410,000	93,800			
636,000	642,000	31,500	988,000	996,000	57,900	1,410,000	1,420,000	94,800			
642,000	648,000	31,900	996,000	1,004,000	58,500	1,420,000	1,430,000	95,800			
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	59,100	1,430,000	1,440,000	96,800			
654,000	660,000	32,800	1,012,000	1,020,000	59,700	1,440,000	1,450,000	97,800			
660,000	666,000	33,300	1,020,000	1,028,000	60,300	1,450,000	1,460,000	98,800			
666,000	672,000	33,700	1,028,000	1,036,000	60,900	1,460,000	1,470,000	99,800			
672,000	678,000	34,200	1,036,000	1,044,000	61,500	1,470,000	1,480,000	100,800			
678,000	684,000	34,600	1,044,000	1,052,000	62,100	1,480,000	1,490,000	101,800			
684,000	690,000	35,100	1,052,000	1,060,000	62,700	1,490,000	1,500,000	102,800			
690,000	696,000	35,500	1,060,000	1,068,000	63,300	1,500,000	1,510,000	103,800			
696,000	702,000	36,000	1,068,000	1,076,000	63,900	1,510,000	1,520,000	104,800			
702,000	708,000	36,400	1,076,000	1,084,000	64,500	1,520,000	1,530,000	105,800			
708,000	714,000	36,900	1,084,000	1,092,000	65,100	1,530,000	1,540,000	106,800			
714,000	720,000	37,300	1,092,000	1,100,000	65,700	1,540,000	1,550,000	107,800			
720,000	726,000	37,800	1,100,000	1,108,000	66,300	1,550,000	1,560,000	108,800			
726,000	732,000	38,200	1,108,000	1,116,000	66,900	1,560,000	1,570,000	109,800			
732,000	738,000	38,700	1,116,000	1,124,000	67,500	1,570,000	1,580,000	110,800			
738,000	744,000	39,100	1,124,000	1,132,000	68,100	1,580,000	1,590,000	111,800			
744,000	750,000	39,600	1,132,000	1,140,000	68,700	1,590,000	1,600,000	112,800			
750,000	756,000	40,000	1,140,000	1,148,000	69,300	1,600,000	1,610,000	113,800			
756,000	762,000	40,500	1,148,000	1,156,000	69,900	1,610,000	1,620,000	114,800			
762,000	768,000	40,900	1,156,000	1,164,000	70,500	1,620,000	1,630,000	115,800			
768,000	774,000	41,400	1,164,000	1,172,000	71,100	1,630,000	1,640,000	116,800			
774,000	780,000	41,800	1,172,000	1,180,000	71,700	1,640,000	1,650,000	117,800			
780,000	788,000	42,300	1,180,000	1,188,000	72,300	1,650,000	1,660,000	118,800			
788,000	796,000	42,900	1,188,000	1,196,000	72,900	1,660,000	1,670,000	119,800			
796,000	804,000	43,500	1,196,000	1,204,000	73,500	1,670,000	1,680,000	120,800			
804,000	812,000	44,100	1,204,000	1,212,000	74,200	1,680,000	1,690,000	121,800			
812,000	820,000	44,700	1,212,000	1,220,000	75,000	1,690,000	1,700,000	122,800			
820,000	828,000	45,300	1,220,000	1,228,000	75,800	1,700,000	1,710,000	123,800			

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,710,000円	1,720,000円	124,800円	2,000,000円	3,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	20,000,000円	40,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21.5%を乗じて算出した金額から1,431,200円を控除した金額
1,720,000円	1,730,000円	125,800円						
1,730,000円	1,740,000円	126,800円						
1,740,000円	1,750,000円	127,800円						
1,750,000円	1,760,000円	128,800円						
1,760,000円	1,770,000円	129,800円	3,000,000円	4,400,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	40,000,000円	60,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,200円を控除した金額
1,770,000円	1,780,000円	130,800円						
1,780,000円	1,790,000円	131,800円						
1,790,000円	1,800,000円	132,800円						
1,800,000円	1,810,000円	133,800円						
1,810,000円	1,820,000円	134,800円	4,400,000円	6,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額	60,000,000円	90,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,931,200円を控除した金額
1,820,000円	1,830,000円	135,800円						
1,830,000円	1,840,000円	136,800円						
1,840,000円	1,850,000円	137,800円						
1,850,000円	1,860,000円	138,800円						
1,860,000円	1,870,000円	139,800円	6,000,000円	8,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額	90,000,000円	120,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,181,200円を控除した金額
1,870,000円	1,880,000円	140,800円						
1,880,000円	1,890,000円	141,800円						
1,890,000円	1,900,000円	142,800円						
1,900,000円	1,910,000円	143,800円						
1,910,000円	1,920,000円	144,800円	8,000,000円	12,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,200円を控除した金額
1,920,000円	1,930,000円	145,800円						
1,930,000円	1,940,000円	146,800円						
1,940,000円	1,950,000円	147,800円						
1,950,000円	1,960,000円	148,800円						
1,960,000円	1,970,000円	149,800円	12,000,000円	20,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から931,200円を控除した金額			
1,970,000円	1,980,000円	150,800円						
1,980,000円	1,990,000円	151,800円						
1,990,000円	2,000,000円	152,800円						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の附表により新法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律  
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に、「特定設備  
廃棄の場合の税額控除の特例(第十条)」を「特定設  
備廃棄の場合等の税額控除の特例(第十条・第十一  
条の二)」に、「第二十条の二」を「第二十条の三」  
に、「第二十四条・第二十五条」を「二十四条・  
第二十五条の二」に、「第三十条・第三十条の二」  
を「第三十条・第三十条の三」に、「第五節 削除」  
を「第五節 住宅貯蓄控除(第四十一条の二・第四  
十二条の六)」に、「第四十一条の十二」を「第四十  
一条の十三」に、「第四十二条の五」を「第四十二条  
の六」に、「第五十二条の二」を「第五十二条の四」  
に、「第六十一条」を「第六十二条」に改め、「第六  
十二条」を削り、「第七節 合併の場合の清算所  
得等の課税の特例(第六十六条の二・第六十六条  
の六)」を「第七節 合併の場合の清算所得等の課  
税の特例(第六十六条の二・第六十六条の四)」に、  
「第八十八条の三」に、「第九十一条」を「第九十条の  
三」に改める。

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十  
一日まで」を「昭和四十一年七月一日から昭和四十  
五年三月三十一日まで」に改める。

第七条の二中「昭和四十二年五月三十一日」を

「昭和四十二年七月一日」に改める。

第八条の二第一項中「昭和四十一年四月一日」を

「昭和四十二年七月一日」に、「昭和四十一年五月  
三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に、「第  
八十三条及び第八十五条」を「第八十九条及び第九十一  
条」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条  
第二項及び第三項中「昭和四十一年四月一日から昭  
和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七  
月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、  
「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年

五月三十一日まで」に改める。

第七条の二中同条の次に次の二条を加える。

(特定の農業協同組合等の合併によるみなし配  
当に対する源泉徴収の不適用)

第九条の二 青色申告書を提出する法人(清算中  
の法人を除く)で次に掲げるものの合併によ  
り、居住者又は内国法人が交付を受ける金銭の  
額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所  
得税法第二十五条第一項第四号の規定により剰  
余金の分配の額とみなされる金額については、  
同法第百七十四条、第百七十五条、第百八十一  
条並びに第二百十二条第三項及び第四項の規定  
は、適用しない。

一 農業協同組合で農業協同組合合併助成法  
(昭和三十六年法律第四十九号)第四条第二項  
又は附則第三項の認定を受けたもの

二 森林組合で森林組合合併助成法(昭和三十  
八年法律第五十六号)第四条第二項の認定を  
受けたもの

三 農業協同組合で農業協同組合整備促進法  
(昭和三十五年法律第六十一号)第十四条第一  
項の規定による勧告を受けたもの

四 渔業協同組合で漁業協同組合合併助成法  
(昭和四十二年法律第一号)第四条第二項  
の認定を受けたもの

第五条の二第一項中「昭和四十一年五月一日から  
昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年  
七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、  
「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第二項  
及び第三項を削り、同条第三項中「第一項」  
を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第  
四項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二  
項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項  
を同条第五項とする。

第八条の四第一項中「昭和四十二年五月三十一  
日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に、「昭和四  
十二年七月一日」に、「昭和四十二年五月三十一  
日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に、「昭和四  
十二年分」を「昭和四十四年分」に改め、同条第三  
項中「昭和四十二年分」を「昭和四十四年分」に改め  
る。

第九条第一項中「昭和四十一年四月一日から昭  
和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七  
月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、  
「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中  
「昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年

七月一日まで」に改める。

第七条の二中同条の次に次の二条を加える。

(試験研究費の額が増加した場合の所得税額の

一日から昭和四十五年三月三十一日までに、「百  
分の十」を「百分の十五」に改め、第二章第一節の

二中同条の次に次の二条を加える。

(特定の農業協同組合等の合併によるみなし配  
当に対する源泉徴収の不適用)

第九条の二 青色申告書を提出する個人の昭和四  
十一年から昭和四十五年までの各年分の事業所  
得の金額の計算上必要経費に算入される試験研  
究費の額(その試験研究費に充てるため他の者  
から支払を受けた金額)には、当該金額を控除した  
金額。以下この条において同じ)。

が、昭和四十一年からその年の前年までの各年  
分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入さ  
れる試験研究費の額(当該各年のうちに事業を  
開始した日の属する年がある場合には、当該年  
について、当該年の試験研究費の額に十二を  
乗じてこれを当該年において事業を営んでいた  
期間の月数で除して計算した金額)のうち最も  
多い額をこえる場合には、その年分の総所得金  
額に係る所得税の額から、そのこえる部分の金  
額の百分の二十五に相当する金額(当該金額が  
その年分の事業所得に係る所得税の額として政  
令で定める金額の百分の十に相当する金額をこ  
える場合には、当該百分の十に相当する金額)を  
控除する。ただし、昭和四十三年以後に事業を  
開始した個人(相続又は包括遺贈により当該事  
業を承継した者を除く)のその開始した日の属  
する年分については、この限りでない。

2 前項に規定する試験研究費とは、製品の製造  
又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験  
研究のために要する費用で政令で定めるものを  
いう。

3 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に  
満たない端数を生じたときは、これを一月とす  
る。

第一項の規定により廃棄とみなされる引渡し  
を含む。以下この項において同じ)」をした」に、  
「その廃棄した」を「その廃棄をした」に改め、第二  
章第二節第一款中同条の次に次の二条を加える。

第七条の二中同条の次に次の二条を加える。

(特定の農業協同組合等の合併によるみなし配  
当に対する源泉徴収の不適用)

第九条の二 青色申告書を提出する法人(清算中  
の法人を除く)で次に掲げるものの合併によ  
り、居住者又は内国法人が交付を受ける金銭の  
額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所  
得税法第二十五条第一項第四号の規定により剰  
余金の分配の額とみなされる金額については、  
同法第百七十四条、第百七十五条、第百八十一  
条並びに第二百十二条第三項及び第四項の規定  
は、適用しない。

一 農業協同組合で農業協同組合合併助成法  
(昭和三十六年法律第四十九号)第四条第二項  
又は附則第三項の認定を受けたもの

二 森林組合で森林組合合併助成法(昭和三十  
八年法律第五十六号)第四条第二項の認定を  
受けたもの

三 農業協同組合で農業協同組合整備促進法  
(昭和三十五年法律第六十一号)第十四条第一  
項の規定による勧告を受けたもの

四 渔業協同組合で漁業協同組合合併助成法  
(昭和四十二年法律第一号)第四条第二項  
の認定を受けたもの

第五条の二第一項中「昭和四十一年五月一日から  
昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年  
七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、  
「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第二項  
及び第三項を削り、同条第三項中「第一項」  
を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第  
四項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二  
項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項  
を同条第五項とする。

第八条の四第一項中「昭和四十二年五月三十一  
日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に、「昭和四  
十二年七月一日」に、「昭和四十二年五月三十一  
日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に、「昭和四  
十二年分」を「昭和四十四年分」に改め、同条第三  
項中「昭和四十二年分」を「昭和四十四年分」に改め  
る。

第九条第一項中「昭和四十一年四月一日から昭  
和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七  
月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、  
「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中  
「昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年

七月一日まで」に改める。

第七条の二中同条の次に次の二条を加える。

(試験研究費の額が増加した場合の所得税額の

4 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定

による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

**前二条**に改める。

二、当該個人がその年十二月三十一日において  
中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律  
第百三十九号）による規制の適用を受けた場合

七 第四項第五号又は第六号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行なった場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相

第五項とする。  
第二十条の見出しを「(海外市場開拓準備金)」に改め、同条第一項中「(以下この条において「海外取引」という。)及び「(以下この条において「海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。)」を削除する。

<p>四 公害その他これに準する公害の災害の防止に資する機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人</p>	<p>当該機械三分の一 その他の 設備</p>
---	---------------------------------

五 第四項第三号に規定する映画フィルムの上を「若しくは製造に關するもの又は測量に係る役務の提供のうち、」に、「當該取引を」とこれらの取引をに改め、同条第七項第五号を次のよう改める。

映画の譲渡又は提供に準るものとして政令で定める取引とした場合には、当該取引による取入金額として政令で定める金額

第十三条の三第七項第六号中「第四項第七号」を「第四項第四号に規定する測量に係る役務の提供又は同項第七号」に、「当該建設請負」を「當該役務の提供又は建設請負」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

第十九条の見出しを「(価格変動準備金)」に改め、同条第一項中「以下この条において「織入限度額」という。」を削り、「勘定に織り入れたときは、その織り入れた金額を」として積み立てたときは、当該積み立てた金額に、「当該織入を」を「該積立てに」改め、同項第二号中「又は同日における当該たな卸資産の価格の合計額のうちいすれか少ない金額」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「勘定の額」を「の金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第一項から前項まで」を「前二項」に改め、「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「その年分の織入限度額」とし、同条第七項中「その年分の織入限度額

同条第十項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第十項とする。

第二十条の二の見出しを「(商品取引責任準備金)」に改め、同条第一項中「勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「として積み立てたときはは、当該積み立てた金額」に、「その繰入れ」を「当該積立てて」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第六項中「第七項」を



(特定織布業商工組合に納付した特定織布業構造改善準備金に係る納付金の必要経費算入)

第二十八条の三 第五十六条の三第一項に規定する特定織布業商工組合の組合員である事業を営む個人が当該特定織布業商工組合に同項に規定する納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該個人のその納付日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

第二十九条の見出し中「貸付け」を「貸付け等」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「経済的利益」の下に「又は支払を受けた金額」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 索取者等が、自らの居住の用に供する住宅等の取得に要する資金を金融機関その他政令で定めるものから借り受けた場合において、その利子で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年十一月三十一日までの間に支払うべきものに充てるためその全部又は一部に相当する金額を当該期間内にその使用者から使用人である地位に基づいて支払を受けたときは、その支払を受けた金額については、所得税を課さない。

第三十条の二第一項中「昭和四十二年十二月三十日」を「昭和四十四年十二月三十日」に改め、第二章第四節第一款中同条の次に次の二条を加える。  
(山林所得に係る森林計画特別控除)

第三十条の三 個人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年十二月三十日までの間に、その有する山林の全部につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画に基づいてその山林の全部又は一部の伐採(間伐のための伐採を除く。)をし、又は譲渡(交換及び出資による譲渡その他の政令で定める譲渡を除く。)をした場合(所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用がある場合及

び当該山林の伐採又は譲渡につき前条の規定の一項(第二項において準用する場合を含む。)の適用を受ける場合を除く。)には、当該伐採又は譲渡の日の属する年分の当該伐採又は譲渡に係る山林所得の金額に対する同法第三十二条第三項の規定について、同項に規定する必

要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から当該山林に係る森林計画特別控除額を

控除した残額に相当する金額とする。

2 前項に規定する森林計画特別控除額は、同項に規定する山林の伐採又は譲渡に係る収入金額の百分の二十に相当する金額(当該金額が当該収入金額の五十に相当する金額から所得税法第三十二条第三項に規定する必要経費の額を控除した残額をこえる場合には、当該残額)とする。

3 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による山林所得の金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

第三十一条第一項第一号中「次条及び第三十四条を「第三十四条まで」に改め、「昭和二十六年法律第二百四十九号」を削り、同条第二項中「一年」を「二年」に改める。

第三十二条第一項中「所得税法第二十七条、第三十二条、第三十三条又は第三十五条の規定によりては」を「その者については、その選択により」に、「みなし」を「して、所得税法第二十七条、第三十二条第一項中「所得税法第二十七条、第三十二条、第三十三条又は第三十五条の規定によりては」を「その者については、その選択により」に、「みなし」を「して、所得税法第二十七条、第三十二条第一項中「所得税法第二十七

山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに第一項(第二項において準用する場合を含む。)の適用の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額に対する同法第三十二条第三項の規定による利子税のうち当該譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額に相当する所得税の額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、免除する。

第三十三条の二を次のよう改める。

(収用換地等の場合の譲渡所得等の特別控除)

第三十三条の二 個人の有する資産で第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項各号に規定するものがこれら規定に該当することとなつた場合(第三十一条第三項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合及び市街地改造法第三十六条第一項又は第四十一条第二項の規定に該当することとなつたことに伴い、第三十二条第五項の規定により同項に規定する土地等又は建築物につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。)において、その者がその年中にその該当することとなつた資産の全部につき第三十一条及び第三十二条の規定の適用を受けないと(第三十二条の規定の適用を受けず、かつ、第三十一条の規定の適用を受けないとき(第三十二条の規定の適用を受けた場合において、次条第一項の規定による修正申告書を提出したことにより第三十一条の規定の適用を受けないこととなるときを含む。))に該当する場合は、当該申告を受けた者以外の者からされた場合(当該申告を受けた者の死亡によりその者から当該資産を取得した者が当該譲渡をした場合を除く。)当該資産

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

1 前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取りこわし、除去又は使用(以下この条において「買取り等」という。)の申出をする者(以下この条において「公共事業施行者」という。)から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日(当該資産の当該譲渡につき土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合には、同日から政令で定める期間を経過した日)までにされなかつた場合 当該資産

2 一の買取り等の申出に係る前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡が当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき。当該資産のうち最初に当該譲渡があつた年において譲渡された資産以外の資産

3 前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の者からされた場合(当該申出を受けた者の死亡によりその者から当該資産を取得した者が当該譲渡をした場合を除く。)当該資産

一千二百万円(当該残額に相当する金額が一千二百円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額の二分の一に相当する金額とする。

3 第一項の規定は、同項に規定する残額に相当する金額が一千二百万円をこえる場合には、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書又は同項の修正申告書に、同項の規定の適用の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする資産につき公共

4 所得税法第百三十二条第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額の計算の基礎となつた

事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。ただし、これらの中告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添附がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該資産の収用換地等による譲渡に係る譲渡所得につき国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による更正又は決定を受けるまでの間に、当該記載をした書類及び当該大蔵省令で定める書類を提出したときは、この限りでない。

4 公共事業施行者は、大蔵省令で定めるところにより、第二項の買取り等の申出に係る資産の全部につき前項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取り等に係る支払に関する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

5 前条第四項の規定は、所得税法第百三十二条

第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額

の計算の基礎となつた山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに第一項の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所

得の金額がある場合について準用する。

第三十四条第一項第一号及び第二号中「譲渡等」を「収用換地等による譲渡」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とす る。

第三十八条の二第一項中「第三十三条又は」を「第三十三条、第三十三条の二又は」に改める。

第三十八条の六第一項及び第三項並びに第三十八条の九中「昭和四十二年十一月三十日」を「昭和四十三年十二月三十日」に改める。

(特定住宅地造成事業に係る譲渡所得の特別控除)

第三十八条の十三 個人が、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十日までの間に、その有する土地又は土地の上に存する権利(以下この項において「土地等」という。)を特定

八条の六、第三十八条の三、第三十九条の九及び前条の規定の適用を受けるないときは、これらの全部の土地等の

当該譲渡に対する所得税法第三十三条の規定の適用については、譲渡所得に係る収入金額から

当該所得の基団となつた土地等の取得費及びそ

の土地等の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該土地等の譲渡に係る当該残

額に相当する金額から三百六十円(当該残額に相

る。)

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による譲渡所得の金額の計算に関する契約、明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

3 第一項に規定する特定住宅地造成事業とは、

住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法

律第百六十号)第四条の規定による都道府県知

事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する

同項の規定による譲渡所得の金額の計算に関する契約、明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

4 公共事業施行者は、大蔵省令で定めるところ

により、第二項の買取り等の申出に係る資産の

全部につき前項に規定する買取り等の申出があ

つたことを証する書類の写し及び当該資産の買

取り等に係る支払に関する調書を、その事業の

施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所

在地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

5 前条第四項の規定は、所得税法第百三十二条

第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額

の計算の基礎となつた山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに第一項の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所

得の金額がある場合について準用する。

第三十四条第一項第一号及び第二号中「譲渡等」を「収用換地等による譲渡」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とす る。

第三十八条の二第一項中「第三十三条又は」を「第三十三条、第三十三条の二又は」に改める。

第三十八条の六第一項及び第三項並びに第三十八条の九中「昭和四十二年十一月三十日」を「昭和四十三年十二月三十日」に改める。

(特定住宅地造成事業に係る譲渡所得の特別控除)

つ、学校その他の公益的施設の敷地が確保さ

れること。

三 当該事業により造成された宅地の処分予定

価額が政令で定める金額以下であること。

四 その他政令で定める要件

第四十一条第五項中「第九十一条第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第二章第五節 住宅地蓄積除

(用語の意義)

第四十一条の二 この節において「住宅地蓄積約」とは、地方住宅供給公社と締結した地方住宅供

給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十

一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する

契約、住宅金融公庫と締結した住宅金融公庫法

(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十七条の

三第一項に規定する宅地債券の購入に関する契

約、日本住宅公团と締結した日本住宅公团法

(昭和三十年法律第五十三号)第四十九条第二項

に規定する特別住宅債券若しくは宅地債券の購

入に関する契約又は金融機関と締結した預貯金

の預入、合同運用信託(貸付信託を除く。)の信

託、貸付信託の受益証券若しくは公社債の購入

に関する契約で住宅の用に供する家屋若しくは

その敷地の取得を目的とするものらへ、次に

掲げる要件を満たすものをいう。

一 三年以上の期間(以下この項において「積立期間」という。)にわたつて定期に金銭の積立

て、預入若しくは信託又は債券の購入(以下

この節において「積立て等」という。)をするも

のであること。

二 積立期間中の満了後財蓄取扱機関その他政令

で定める者からすみやかに住宅の用に供する

家屋又はその敷地を取得するものであるこ

と。

三 積立期間中に積立て等をした金額(当該金

額に係る利子その他政令で定めるものを含む。)は、住宅の用に供する家屋又はその敷地

の取得のための対価の一部(以下この項にお

いて「頭金」という。)に充てられるものであること。

四 住宅の用に供する家屋及びその敷地の取得

のための対価から頭金を控除した残額に相当

する金額は、財蓄取扱機関から、若しくはそ

のあつせんにより金融機関から貸付けを受け

て支払うか、又は第二号に規定する者に対し

賦払の方法により支払うものであること。

五 前号の貸付金の返済又は賦払の期間が二十

年(耐火構造及び簡易耐火構造以外の家屋又

はその敷地に係る貸付金については、十八

年以上であり、かつ、その利率(賦払の方

法によるものについては、政令で定めるこ

とにより計算した割合)が年七分五厘以下で

あること。

六 取得する家屋の床面積及びその敷地の面積

が政令で定める面積以下であること。

七 当該契約が金銭の積立て、預入若しくは信

託に因するものである場合には、その積立て

て、預入若しくは信託の日から頭金の支払を

する日までの間金融機関に保管の委託をし、若し

くは登録をするものであること。

八 その他政令で定める要件

2 この節において「貯蓄取扱機関」とは、居住者

と住宅地蓄積約を締結した者をいう。

3 この節において「住宅地蓄積除」とは、次条第

一項の規定による控除をいう。

(住宅地蓄積除)

第四十一条の三 居住者が昭和四十三年一月一日

から昭和四十五年十二月三十日までの間に締

結した住宅地蓄積約に基づいて積立て等をした

場合には、その者のその積立て等をした年分の

所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額

から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額(その金額が一万円

未満の場合は、一万円)を控除する。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨その他住宅財蓄控除に関する事項の記載があり、かつ、第四十一条の五第一項（住宅財蓄控除に係る実施規定等）

の規定により交付された積立て等をした金額の証明に関する書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、前項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3 所得税法第九十二条第二項の規定は、住宅財蓄控除をすべき金額について準用する。この場合において、同項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項の規定による控除及び租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十二条の二第三項（住宅財蓄控除）に規定する住宅財蓄控除と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これららの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

4 その年分の所得税について住宅財蓄控除を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の三第一項（住宅財蓄控除）」とする。

第五十一条の四 時蓄取扱機関は、政令で定めるところにより、その居住者が住宅財蓄控除を受けた後、住宅財蓄契約又はその履行につき第四十一条の二第一項各号に掲げる要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、その居住者から当該契約に係る住宅財蓄控除の額に相当する金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、貯蓄取扱機関については、所得税法第二条第一項第四十四条に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、所得税とみなして、それぞれ同法（第二編第五

章、第三編及び第五編第一章を除く。）並びに国税通則法及び国税徵收法の規定を適用する。

（住宅財蓄控除に係る実施規定等）

第四十一条の五 貯蓄取扱機関は、政令で定めるところにより、住宅財蓄控除をした居住者に対し、その者が積立て等をした金額その他必要な事項を証する書類を交付しなければならない。

2 税務署長は、住宅財蓄控除を受ける居住者が提出した確定申告書を受理した場合には、遅滞なく、当該申告書に記載された住宅財蓄控除の額を書面により当該住宅財蓄控除に係る時蓄取扱機関に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた時蓄取扱機関は、帳簿を備え、当該通知に係る居住者の各個人別にその者の住宅財蓄控除の額を明らかにし、かつ、当該帳簿を大蔵省令で定めるところにより保存しなければならない。

4 前二条及び前三項に定めるものほか、第四十一条の三第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の六 削除

4 前二条及び前三項に定めるものほか、第四十一条の九第一項並びに第四十一条の十一第一項及び第二項中「昭和四十二年十二月三十一日」を昭和四十四年十二月三十一日に改める。

（賃還差益に対する分離課税等）

第四十一条の十二の見出し中「賃還差益」を「発行差金」に改め、同条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に、「賃還差益」を「発行差金」に改め、第二章第六節中同条を

第四十一条の十三とし、同条の前に次の二条を加える。

（賃還差益に対する分離課税等）

第四十一条の十一 個人が昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債（電信電話債券にあっては、昭和四十二年十月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行されたものとする。以下この

条において同じ。）について支払を受けるべき償還差益については、所得税法第二十二条、第十八条第一項及び第一百条第一項中「又は資金」とあるのは「若しくは資金又は租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六号）第四十二条の十二第二項（賃還差益に対する分離課税等）に規定す

る賃還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月

定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、百分の五の税率を適用して所得税を課する。

（賃還差益に対する分離課税等）

2 内国法人又は外国法人は、国内において昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき支払を受けべき償還差益について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の五の税率を適用して所得税を課する。

3 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が賃還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限前に買入消却をする場合は、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還（買入消却を含む。）を受ける者に對し、第三項の規定により徵收された所得税で第四項の所得税とみなされたものとの額（前項の規定により還付を受ける額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付する。

4 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者に對し、賃還差益の支払（公益信託の受託者に對しては、当該信託財産について受ける支払に限る。）をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に對し、第三項の規定により徵收された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額（前項の規定により還付を受ける額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付する。

5 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債（大蔵省証券その他の政令で定めるものを除く。）をいい、これらの規定に規定する賃還差益とは、割引債の償還金額（買入消却が行なわれる場合には、その買入金額）がその発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。

6 第一項から前項までに規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債（大蔵省証券その他の政令で定めるものを除く。）をいい、

（賃還差益に対する分離課税等）

7 第一項から前項までに規定する割引債とは、

（賃還差益に対する分離課税等）

8 第三項から第六項までに定めるもののほか、

（賃還差益に対する分離課税等）

第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（賃還差益に対する分離課税等）

第四十二条の二第四項中「第九十九条」を「第九

十三条」に、「第三項」を「第二項」に改める。

（賃還差益に対する分離課税等）

第四十二条の三第一項及び第五項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

（賃還差益に対する分離課税等）

第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条

に改める。

（賃還差益に対する分離課税等）

第四十二条の二第四項中「第九十九条」を「第九

十三条」に、「第三項」を「第二項」に改める。

（賃還差益に対する分離課税等）

第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条

に改める。

（賃還差益に対する分離課税等）

第四十二条の二第四項中「第九十九条」を「第九

十三条」に、「第三項」を「第二項」に改める。

（賃還差益に対する分離課税等）

第四十二条の二第四項中「第九十九条」を「第九

十三条」に、「第三項」を「第二項」に改める。

（賃還差益に対する分離課税等）

第五部 大蔵委員会議録第十号 昭和四十二年五月二十三日 【参議院】





る而月年額が四十五年（並説法人の昭和四十二年三月三十一日を含む事業年度終了の日以前に新築した当該貸家住宅については、五十年）以上であるときは、百分の三百）に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

第四十九条第一項を次のよう改める  
青色申告書之提出する者へは、昭和三

青色印を押す法人が昭和四十年四月一日から昭和四十三年三月三十日までの間に、法人税法の施行地において、建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造を有する建物その他の政令で定めるもの（以下この項において「耐火建築物等」という。）で建設後使用されたことのないものと取扱い、又は当該耐火建築物

第五項の規範法規の適用を規定する。

五十一条第一項中〔昭和四十二年五月三十一日〕文部省又は排水坑道について第四十三条第一項又は同項の規定に係る第五十二条の四第一項規定の適用を受ける事業年度を除く。)の当該規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含め、法人税第三十一条第一項の規定(第五十二条の三の適用の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却限度額に相当する金額を加算した金額)とす

**第五十一条第一項中「昭和四十二年五月三十日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。**

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

（法人事法及び同法に基づく命令の規定（以下この条において「旧規定」といふ。）に、「償却範囲額」を「旧規定による償却範囲額」に改め、同項第二号中「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額に含まれるこれららの規定」を「償却限度額に旧規定により含まれることとなる旧規定」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「償却範囲額」を「償却限度額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、第三章第一節の三中同条の次に次の二条を加える。

ち、当該特別償却限度額に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。のうち、当該不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額以外の金額をいう。

第一項の規定は、第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条に規定する減価償却資産の特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する減価償却資産の償却限度額の計算に関する明細書の添附がない場合には、適用しない。

(準備金方式による特別償却)

年以内の日を含む各事業年度の当該耐火建築物等の償却限度額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該耐火建築物等の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。）との

第三百一十九条第一項「前文の規定」を「の全般」に、「又は第四十七條から前条まで」を「若しくは第四十七條から前条まで又はこれららの規定に係る第五十二条の四第一項」に、「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該共同利用施設の償却限度額は、これらの規定にかかるらず、当該償却範囲額とその」を「当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかるらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該共同利用施設の)に改め、「相当する金額」の下に「をいう。」を加える。

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第  
四十三条から第四十九条まで又は第五十一条の  
規定の適用を受けたものにつき当該事業年度に  
おいて特別償却不足額がある場合には、当該資  
産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税  
法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該  
資産の普通償却限度額として政令で定める金額  
に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金  
額とする。

前項に規定する特別償却不足額とは、当該事  
業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年

第百一十九条の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、それぞれこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てた場合）により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。  
第四十九条第一項中「昭和四十二年五月三十日」を昭和四十四年三月三十一日」に改め、同条第一項を次のよう改める。

第五十二条第一項中「及び同法に基づく命令」を「第三十二条第一項」に改める。

度(当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。)において生じた第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条に規定する減価償却資産の特別償却限度額に係る不足額(当該法人の各事業年度における当該資産の償却費として損金の額に算入され

前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘さざされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度（当該

一条第一項に、「規定の適用を受けるときは、同条」を「又は次条の規定の適用を受けるときは、これらに、「償却範囲額として」を「償却限度額として」に改め、同項第一号中「法人税法及び同法に基づく命令の規定」を「法人税法の一部を改正する法

た金額が当該資産のこれららの規定により計算される償却限度額（第四十六条から第四十九条までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のう

ち、当該特別償却限度額に達するまでの金額をいう。(以下この条において同じ。)のうち、当該不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額



場開拓準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額に改め、同条第三項中「第七項」を「第五項」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「第六項」を「第五項」に、「第十項から第十二項まで」を「第八項から第十項まで」に、「勘定を設けている」を「を積み立てていて」に、「第四項」を「第三項」に、「第十一項」を「第九項」に改め、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改める。

に改め、同条第一項中「損金経理により特定法人別に海外投資損失準備金として積み立てたときは、当該総入金額」を「損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金額として積み立てる方法を含む。)により特定法人別に海外投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第四項中「勘定」を「の金額」に、「緑入れ」を「積立て」に、「勘定への繰入金額」を「として積み立てた金額」に改め、同条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てていてる」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「緑入れ」を「積立て」に、「勘定に係る」を「に係る」に改め、同条第六項中「勘定を設けている」を「を積み立てていてる」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第九項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第十項中「第十項」を「第八項」に、「第十二項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「を積み立てていてる」に改める。

第五十六条の二の見出しを「(中小企業構造改善準備金等)」に改め、同条第一項中「損金経理により中小企業構造改善準備金勘定に繰り入れたときは、当該積み立てた金額」を「損金経理の方法(確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により中小企業構造改善準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第八項」を「第八項」に、「第十一項」を「第九項」に、「勘定を設けている」を「を積み立てていてる」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第六項中「第十項」を「第八項」に、「第十一項」を「第九項」に、「勘定を設けている」を「を積み立てていてる」に改める。

### （特定織布業構造改善準備金等）

金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定織布業構造改善準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する特定損失とは、構造改善事業に係る貸付金及び未収入金でその組合員に対するもの(以下この条において「特定貸金」という。)の貸倒れによる損失をいう。

3 第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立てている特定織布業商工組合について構造改善事業に係る同項に規定する特定損失が生じた場合には、その生じた日における当該特定織布業構造改善準備金の金額(その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該特定損失の額に相当する金額は、当該特定損失の生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立てている特定織布業商工組合の同項の承認の日以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度終了の日ににおける当該特定織布業構造改善準備金の金額が同日における特定貸金の額の合計額の百分の四に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立てている特定織布業商工組合が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 事業計画の承認を取り消された場合 その

二 解散した場合 当該解散の日における特定織布業構造改善準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において特定織布業構造改善準備金の金額を取りくずした場合 その取りくずした日における特定織布業構造改善準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

6 第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立てている特定織布業商工組合が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告を取りやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のある申告をやめた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了日の日後である場合には、同日）における特定織布業構造改善準備金の金額は、政令で定めるところにより、その口を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定織布業構造改善準備金の金額については、前二項及び第八項の規定は、適用しない。

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立てている特定織布業商工組合が合併した場合について準用する。この場合において、同条第九項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十六条の三第一項に規定する事業計画につき同項の承認を受けた者でないとき」と読み替えるものとする。

9 特定織布業商工組合の特定貸金に該当する法人事法第五十五条第一項に規定する貸金について

ては、同項の規定は、適用しない。

10 特定織布業商工組合の組合員である法人が当該特定織布業商工組合に納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該法人のその納付の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(特定鉄道工事償却準備金)

第五十六条の四 青色申告書を提出する法人で第四十三条第一項の表の第七号に規定するものが、各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、同号に規定する設備の償却に係る費用に充てるため、同号に規定する工事ごとに、政令で定める期間内に当該設備の取得のために支出する金額の四分の一に相当する金額以下。

2 以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定鉄道工事償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該設備の償却に係る費用に充てるため、同号に規定する工事ごとに、政令で定める期間内に当該設備の取得のために支出する金額の四分の一に相当する金額以下。

3 第二項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てた法人が同項の設備を取得してこれをその事業の用に供した場合において、当該設備につき第四十三条第一項又は同項に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるときは、その用に供した日において有する当該特定鉄道工事償却準備金の金額(その日までに第四項の規定による算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により算入される金額に算入された金額がある場合には、これら

の金額を控除した金額)。以下この条において同じ。)のうち当該設備に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第二項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人の同項の設備を取得してこれをその

事業の用に供した日を含む事業年度後の各事業

年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定鉄道工事償却準備金の金額がある場合には、当該特定鉄道工事償却準備金の金額については、当該設備をその用に供した日を含む

事業年度別に区分し、その区分した設備に係る各金額(以下この項において「設備別残額」といふ。)ことに、その区分した設備を事業の用に供した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日ににおける特定鉄道工事償却準備金の金額のうち当該設備に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が当該設備別残額をこえる場合には、当該設備別残額)に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第二項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合には、同号とならない場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該特定鉄道工事償却準備金の金額のうち既にその事業の用に供した同項の設備に係るものがあるときは、当該設備をその用に供した日を含む事業年度の額に算入する。この場合において、当該特定鉄道工事償却準備金の金額のうち既にその事業の用に供した同項の設備に係るものがあるときは、当該設備をその用に供した日を含む事業年度の額に算入する。この場合において、当該特定鉄道工事償却準備金の金額のうち既にその事業の用に供した同項の設備に係るものがあるときは、当該設備をその用に供した日を含む事業年度の額に算入する。

5 第二項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における特定鉄道工事償却準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定鉄道工事償却準備金の金額については、前二項及び第八項の規定は、適用しない。

6 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月と満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第八項から第十項までの規定は、

第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てて

いる法人が合併した場合について準用する。

この場合において、同条第十項中「第二項」とあるのは、「第五十六条の四第三項」と読み替えるものとする。

(日本万国博覧会出展準備金)

第五十六条の五 国際博覧会に関する条約の適用

を受けて昭和四十五年に開催される日本万国博

覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した場合において合併法人に引き継がれたもの

のを除く。)

二 前二項、前号及び次項の場合以外の場合に

おいて特定鉄道工事償却準備金の金額を取り

くすした場合 その取りくすした日における特

定鉄道工事償却準備金の金額のうちその取

りくすした金額に相当する金額

用の額として政令で定めるところにより計算した金額に、第一号に掲げる月数のうちに第二号に掲げる月数の占める割合を乗じて計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により日本万国博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該

積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和四十二年六月一日以前である場合には、同日。次号において同じ。)から昭和四十五年三月十四日までの期間の月数

2 前項の日本万国博覧会出展準備金を積み立て

いる法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産につ

いて生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

がある場合には、前事業年度から繰り越された

日本万国博覧会出展準備金の金額(その日まで

にこの項又は次項の規定により益金の額に算入

された、又は算入されるべきこととなつた金額

がある場合には、当該金額を控除した金額。以

下この条において同じ。)のうち当該損金の額に

算入される金額に相当する金額は、当該事業

年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入す

る。

3 第二項の日本万国博覧会出展準備金を積み立て

いる法人が次の各号に掲げる場合に該当す

ることとなつた場合には、当該各号に掲げる金

額に相当する金額は、その該当することとなつ

た日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益

金の額に算入する。

一 第二項の出展をしないこととなつた場合

その出展をしないこととなつた日における日





である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の直前の事業年度。以下この条において「基準年度」といふ。)において支出した交際費等の額を当該基準年度の月数で除してこれに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額をいふ。

3 前二項の場合において、第四十六条の二第一項に規定する海外取引等に關して支出する文際費等の額で政令で定めるものは、前二項に規定する文際費等の額に算入しない。

第六十二条に次の二項を加える。

6 第一項に規定する事業年度に係る基準年度がない法人又は同項に規定する法人が合併法人である場合における当該法人の同項の基準文際費額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条を削り、第六十二条を第六十三条とし、第三章第四節中第六十一条の次に次の二項を加える。

(事業協同組合等から組織変更した協業組合の課税の特例)

第六十二条 昭和四十二年六月一日に現に存する事業協同組合又は事業協同小組合が、同日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第一項の規定によりその組織を変更して協業組合となつた場合には、当該協業組合は、その組織を変更した日を含む事業年度開始の日以後三年以内に開始する各事業年度の所得の金額及びその法人税の額の計算に關し、第四十六条第一項第一号の規定の適用については、同号に規定する中小企業者に該当しないものとし、第四十二条、第四十三条及び前二条並びに法人税法第六十六条の規定の適用については、事業協同組合又は事業協同小組合とみなす。

第六十四条第一項中「消滅(以下第六十五条の二)を「消滅(以下第六十五条の三)に、「権利(以下第六十五条の三)を「権利(以下第六十五条)に改め、同条第五項中「第五十一条まで」の下に「並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」

を加える。

第六十四条の二第一項中「一年」を「二年」に改め、同条第四項中「この場合において、第一号から第四号までに該当するときは、当該各号に掲げる金額」を「この場合には、当該各号に掲げる金額(第六十五条の三第五項の規定の適用を受ける金額を除く。)に改める。

第六十五条第一項第三号中「以下この条」の下に「及び第六十五条の三」を加える。

第六十五条の二第一項中「以下次項及び次条第

一項」を「次項」に、「又は第六十四条の一」を「若しくは第六十四条の二」に改め、「準用する場合を含む。」の下に「又は次条」を加える。

第六十五条の三を次の二通りに改める。

(収用換地等の場合の所得の特別控除)

第六十五条の三 法人の有する資産で第六十四条

第一項各号又は第六十五条第一項各号に規定するものがこれらに規定に該当することとなつた

場合(第六十四条第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する

土地の上にある資産につき収用等による譲渡が

あつたものとみなされた場合及び市街地改造法

第三十六条第一項又は第四十一条第二項の規定に該当することとなつたことに伴い、第六十五

条第五項の規定により同条第一項第三号に規定する土地等又は建築物につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。)において、当該法人が収用換地等により取得したこれ

らの規定に規定する補償金、対価若しくは清算金(以下この条において「補償金等」という。)の額又は資産(以下この項において「交換取得資産」という。)の価額を当該譲渡した資産(以下この項において「補償金等」という。)の価額と当該譲渡した資産の価額が当該収用換地等により取得した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係る

その差額に相当する金額を当該収用換地等によ

り譲渡した資産の価額が当該収用換地等によ

り譲渡したときには、当該差額に相当する金額を控除した金額が、当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡により取得した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係る

その差額に相当する金額を当該収用換地等によ

り譲渡したときには、当該差額に相当する金額を控除した金額が、当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡により取得した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係る

その差額に相当する金額を当該収用換地等によ

るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をとえ、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた資産の全部につき第六十四条から第六十五条までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の金額と千二百万円(当該譲渡の日の属する年における収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において「特別控除額」という。)とのいすれか低い金額(そのこえる部分の金額が当該特別控除額をこえる場合には、その差額の二分の一に相当する金額を加算した金額)を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額を算入する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

一 前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取り扱い等に係る支払に関する譲渡書を、その事業の額に算入する。

二 前項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

三 前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産につき最初に買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取回等に係る支払に関する譲渡書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 公共事業施行者は、大蔵省令で定めるところにより、前項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取回等に係る支払に関する譲渡書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 法人が、第六十四条の二第四項前段(第六十五条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当することとなつた場合において、第六十四条の二第四項各号に掲げる金額に係る収用換地等のあつた日をつき土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合には、同日から政令で定める期間を経過した日)までにされなかつた場合 当該資産

三 前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が当該資産につき最初に申出があつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき。当該資産

譲渡された資産以外の資産

三 前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人である場合には、当該申出を受けた者が法人である場合には、当該申出を受けた者により当該資産を取得したその合併法人が当該譲渡をした場合を除く。)当該資産

譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者により当該資産を取得したその合併

人との合併により当該資産を取得したその合併法人が当該譲渡をした場合を除く。)当該資

産

取用換地等により取得した補償金等に係る特別勘定残額につき、この項の規定により損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において「特別控除額」という。)とのうち、いずれか低い金額(当該該当することとなつた特別勘定残額が当該特別控除額をこえる場合には、その差額の二分の一に相当する金額を加算した金額)を当該該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 第一項及び第三項の規定は、前項の規定により損金の額に算入する場合について準用する。

7 第一項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

8 第二項から第四項まで及び第六項に定めるもののはか、第一項又は第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の四第一項中「昭和四十三年三月三十日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第五十一条まで」の下に「並びにこれららの規定に係る第五十二条の四第一項」を加え。

第六十五条の五第一項及び第六十五条の六第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第六十六条の二の見出しを「(清算所得に係る課税の特例)」に改め、同条第一項中「第六十六条の六」を、「第六十六条の四」に、「当該合併に係る被合併法人の法人税法第百十二条第一項に規定する控除した金額のうち、当該被合併法人の同法第百十五条第二項に規定する利益積立金額から成る金額以外の金額(以下この条において「評価益から成る金額」という。)」を「当該合併による清算所得の金額」に、「当該合併法人が」を「その合併法人が」に、「当該被合併法人から」を「その被合併法人から」

の前に次の二号を加える。

七 漁業協同組合で漁業協同組合合併助成法第三条に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第一項中「(昭和三十五年法律第六十一号)」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「(昭和三十八年法律第五十六号)」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「(昭和三十六年法律第四十八号)」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第三条第一項に規定する振興計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第六十五条の三及び第六十六条の四を削り、第六十六条の五中「日本銀行の基準割引歩合が引き上げられた場合において、法人税の延納について景気調整対策上の措置を講ずることが必要であると認められる期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、法人税法第七十八条第三項(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)に規定する利子税の一日二錢の割合は、これらの規定にかかるわらず、当該基準割引歩合の引上げに応じ、当該利子税に係る法人税額百円につき一日三錢五厘の割合の範囲内で定める割合とする。

(重要産業用合理化機械等の特別償却の停止)

四 中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第六条第一項に規定する中小企業者に該当する法人で昭和四月までの間に同法第五条の二十一第一項の規定による承認を受けたもの 同項の規定によるとの承認に係る固定資産

の金額に、「当該評価益から成る金額」を「当該清算所得の金額」に、「当該被合併法人の」を「当該合併による」に、「同法第百十二条」を「法人税法第百十二条」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第一項の認定を受けたもの 同項の規定による認定に係る第六十六条の二第一項第五号中「(昭和三十五年法律第六十一号)」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「(昭和三十八年法律第五十六号)」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「(昭和三十六年法律第四十八号)」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第三条第一項に規定する振興計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第六十五条の三及び第六十六条の四を削り、第六十六条の五中「日本銀行の基準割引歩合が引き上げられた場合において、法人税の延納について景気調整対策上の措置を講ずることが必要であると認められる期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、法人税法第七十八条第三項(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)に規定する利子税の一日二錢の割合は、これらの規定にかかるわらず、当該基準割引歩合の引上げに応じ、当該利子税に係る法人税額百円につき一日三錢五厘の割合の範囲内で定める割合とする。

(重要産業用合理化機械等の特別償却の停止)

四 中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第六条第一項に規定する中小企業者に該当する法人で昭和四月までの間に同法第五条の二十一第一項の規定による承認を受けたもの 同項の規定によるとの承認に係る固定資産

の金額に、「当該評価益から成る金額」を「当該清算所得の金額」に、「当該被合併法人の」を「当該合併による」に、「同法第百十二条」を「法人税法第百十二条」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第一項の認定を受けたもの 同項の規定による認定に係る第六十六条の二第一項第五号中「(昭和三十五年法律第六十一号)」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「(昭和三十八年法律第五十六号)」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「(昭和三十六年法律第四十八号)」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれららの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

四 中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第六条第一項に規定する中小企業者に該当する法人で第四十三条第一項の表の第一号に掲げる設備に該当し、又は該当したものに償却については、同項、第五十二条の三又は第五十二条の四の規定は、適用しない。

五 中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第六条第一項に規定する中小企業者に該当する法人で第四十三条第一項の表の第一号に掲げる設備に該当し、又は該当したものに償却については、同項、第五十二条の三又は第五十二条の四の規定は、適用しない。

六 中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第六条第一項に規定する中小企業者に該当する法人で第四十三条第一項の表の第一号に掲げる設備に該当し、又は該当したものに償却については、同項、第五十二条の三又は第五十二条の四の規定は、適用しない。

七 漁業協同組合で漁業協同組合合併助成法第三条に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第一項の認定を受けたもの 同項の規定による認定に係る第六十六条の二第一項第五号中「(昭和三十五年法律第六十一号)」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「(昭和三十八年法律第五十六号)」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「(昭和三十六年法律第四十八号)」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第六条第一項に規定する中小企業者に該当する法人で第四十三条第一項の表の第一号に掲げる設備に該当し、又は該当したものに償却については、同項、第五十二条の三又は第五十二条の四の規定は、適用しない。

八 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれららの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

九 第六十七条の二第二項中「第七十条」を「第六十九条」に改め、同項の次に次の二号を加える。

(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税)

## (税の特例)

第六十七条の三 農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に、その飼育した肉用牛（農業災害補償法第一百十一条第一項に規定する肉用牛をいう。以下この条において同じ。）を家畜取引法第二条第三項に規定する家畜市場・中央卸売市場その他政令で定める市場において売却した場合には、政令で定めることにより、当該農業生産法人の当該売却による利益の額に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入する金額の計算に関する明細書並びに肉用牛の売却が同項の市場において行なわれたこと及びその売却価額を証する書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

第一項の規定の適用を受けた同項の農業生産法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれららの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第六十八条の二の見出し中「償還差益」を「発行差金」に改め、同条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に、「償還差益」を「発行差金」に改める。

第六十九条第一項中「第七十条の五」を「第七十条の六」に改める。

第七十条の五の次に次の二条を加える。

## (計画伐採に係る相続税の延納の特例)

第七十条の六 稅務署長は、相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、相続又は遺贈により取

得した財産で当該相続税額の基礎となつたものの価額の合計額のうちに第三十条の三第一項に規定する森林の施業に関する計画が定められて

いる区域内に存する立木の価額の占める割合が十分の五以上であるときは、当該延納の許可をする相続税額のうち当該立木の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算したものとし、当該立木の価額に相当する部分の税額については、納稅義務者の申請により、同法第三十八条第二項の規定にかかるはず、当該立木の当該計画に基づく伐採の時期及び積材を基礎として納付すべき分納税額を定め

ることができる。

前項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第三十九条第一項に規定する申請書に、前項の規定による分納税額の計算の明細その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を添付して、これを納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第七十二条第一項及び第三項並びに第七十三条から第七十五条までの規定中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、第七十七条の四の次に次の二条を加える。

（農林漁業金融公庫資金の転貸の場合の抵当権の設定登記の免稅）

第七十七条の見出し中「農地」を「農地等」に改め、同条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「第七十七条の四第二項」を「次項」に改め、同条に次の二条を加える。

二 昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に林業基本法（昭和三十九年法律第一百六十号）第三条第一項第二号に規定する林業構造の改善のため國の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて市町村が行なつせんにより林地の交換を行なわれた場合には、その交換により取得した土地の所有権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該交換後一年以内に登記を

受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

第七十七条の二中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四を次のよう改める。

（時効により取得した土地の保存登記の税率の輕減）

第七十七条の四 個人が民法第六百六十二条の規定により取得した国有地たる土地（当該個人の所有する耕作又は養畜の用に供する土地に隣接するもので、当該土地と一体として使用されているものに限る。）の所有權の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより昭和四

十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号の規定にかかるはず、当該土地の価格の千分の三に相当する金額とする。

第七十七条の四の次に次の二条を加える。

（農林漁業金融公庫資金の転貸の場合の抵当権の設定登記の免稅）

第七十七条の五 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は堀業組合が農林漁業金融公庫から農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項各号に掲げる資金の貸付けを受け、当該資金をその貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で同項に規定する農林漁業者に対し貸し付けた場合には、当該貸付けに係る債権を担保するため受けた抵当権の設定の登記について、大蔵省令で定めるところにより当該貸付けの日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税を課さない。

第七十九条の見出し中「取得の」を「設定」に改める。

第八十三条第二号中「（設立の日から昭和四十年五月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。）を、「又は承認」の下に「若しくは認定」を加える。

第八十二条の二中「規定による勧告」の下に「若しくは漁業協同組合合併助成法第四条第二項の規定による勧告」の下に「若しくは認定」を加える。

第八十二条の二中「（設立の日から昭和四十年五月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。）を、「又は承認」の下に「若しくは認定」を加える。

第八十三条第二号中「（設立の日から昭和四十年五月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。）を削る。

第八十四条中「日本航空株式会社」の下に「日本航空機製造株式会社」を加える。

第六章第二節中第八十八条の二の次に次の二条を加える。

（日本万国博覽会の用に供する物品の免稅）

二年四月一日において現に海上運送業を営む者が行なつせんにより林地の交換を行なわれた場合には、その交換により取得した土地の所有権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該交換後一年以内に登記を

政令で定めるものが同日から昭和四十四年三月三十一日までの期間内に、「及び」を「（事業の用に供されたことのないものに限る。以下この項において同じ。）で政令で定めるもの又は昭和四十二年に新造した」に改め、「（事業の用に供されたことのないものに限る。）を削り、同条第一項中「新造する外航航路に就航することを目的とする船舶及び主として遠洋区域で漁業に従事することを目的とする船舶で政令で定めるものを」を「同項に規定する船舶の上に設定される」を「の担保として当該船舶の上に設定される」を「を担保するために受けた当該船舶を目的とする」に、「取得」を「設定」に改める。

二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

二年五月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。）を、「又は承認」の下に「若しくは認定」を加える。

二年五月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。）を削る。

二年五月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。）を加える。

第八十八条の三 第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が、日本万国博覽会（第五十六条の五第一項に規定する日本万国博覽会をいう。以下この条において同じ。）の参加国（国際機関を含み、本邦を除く。）又は出品者（本邦の出品者を除く。）に対し、それぞれ、政令で定める第一種の課税物品で当該参加国若しくは出品者（以下この条において「出品者等」という。）が日本万国博覽会の用に供した後輸出する目的で政令で定める方法により購入するもの的小売をし、又は政令で定める第二種の課税物品で出品者等が当該目的で当該方法により購入するものを販売するためその製造に係る製造場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の小売又は移出をした第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が当該小売又は移出をした日の属する月分の物品税法第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の小売又は移出に係る明細書及び当該物品が前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した出品者等は、その購入した日から十日以内に、当該物品の用途、品名及び品名ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した書類を日本万国博覽会の開催地の所轄税關長に提出しなければならない。

5 前項の出品者等が、同項の物品を日本万国博覽会の用以外の用に供し、若しくは譲り渡したとき又は日本万国博覽会の終了の日から六月以内に輸出しないときは、同項の税關長は、当該

出品者等から当該物品に係る物品税を直ちに徴収する。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。

一 当該出品者等が、政令で定める手続により当該税關長に届け出て、当該物品を廃棄し、又は日本万国博覽会の用に供した後國若しくは地方公共団体に対しその用に供されるものとして寄贈した場合

二 既に第二項本文の規定の適用があつた場合（第三項において準用する前条第二項の規定の適用を受けた場合で、同項の規定による書類の提出がされなかつた場合を含む。）第六章第四節中第九十二条の前に次の二条を加える。

#### （第一種甲類の砂糖の非課税）

第九十条の三 砂糖消費税法第二条第一項に規定する第一種甲類の砂糖（同法附則第十二項の規定により第一種甲類の砂糖とみなされる砂糖を含むものとし、次条第三項において「第一種甲類の砂糖」という。）昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十日までの間に砂糖類の製造場から移出される、又は保税地域から引き取られるものは、砂糖消費税法第二条第一項第一号及び附則第十二項の規定の適用については、第一種甲類の砂糖に含まれるものとする。

第九十二条中「前条第一項」を「第九十条の四第一項又は前条第一項」に、「同項中」を「当該原料とした砂糖類が第九十条の四第一項の規定の適用を受けたものであるときは、同法第二十二条第一項中「第九条の三に規定する税率により算出した」とあるのは、「一キログラムにつき十二円を「、それぞれ読み替えて」に改める。

第九十五条中「昭和四十二年五月三十日」を「昭和四十二年六月三十日」に改める。

2 前項の規定の適用を受けた砂糖については、砂糖消費税法（第二十二条を除く。）の規定の適用上、課税済みの砂糖類とみなす。

3 前項の規定により課税済みの砂糖類とみなされた砂糖を主たる原料として製造した砂糖類で

（転化糖水の税額計算の特例）

第九十条の四 砂糖消費税法第二条第一項に規定する第一種の糖水のうち、その含有する固形分の重量が全重量の百分の二十五をこえるもの（以下この条において「転化糖水」という。）で、

昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十日までに支払を受けたものとし、同条の規定によるものとし、同条の規定によるものとする。

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（当該収益の計算期間が一年以上であるものに係る配当所得（証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約により支払を受けたものを除く。）で昭和四十二年六月三十日後に支払期が到来するものの金額を含む。）については、旧法第八条の二第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

（配当所得に関する経過規定）

第三条 昭和四十二年六月一日（以下「施行日」という。）前に支払を受けるべきであつた利子所得については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき利子所得（改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公社債投資信託の収益の計算期間が一年以上であるものに係る利子所得で昭和四十二年六月三十日に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額を含む。）については、同条第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、租税特別措置法第三十一条、第三十二条、第三十三条（第四項を除く。）、第三十三条の二、第三十四条、第三十八条の二、第三十八条の十二及び第六十四条から第六十五条の三までの改正規定は、土地収用法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二号）の施行の日から施行する。

3 昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十日までに支払を受けるべき配当所得（証券投資信託

十一日までの間に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに係る砂糖消費税の税額は、同条第九条の三の規定にかかわらず、一キログラムにつき十二円の割合で計算した金額とする。

2 前項の期間内に転化糖水を砂糖類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る者は、砂糖消費税法第十条第一項又は第十一条の規定による申告書に、その旨及び当該転化糖水の重量を記載しなければならない。

3 転化糖水を原料の一部として製造した砂糖で、第一項の期間内に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものは、砂糖消費税法第二条第一項第一号及び附則第十二項の規定の適用については、第一種甲類の砂糖に含まれるものとする。

（利子所得に適用する経過規定）

第三条 昭和四十二年六月一日（以下「施行日」という。）前に支払を受けるべきであつた利子所得については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき利子所得（改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公社債投資信託の収益の計算期間が一年以上であるものに係る利子所得で昭和四十二年六月三十日に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額を含む。）については、同条第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

（配当所得に関する経過規定）

第三条 昭和四十二年六月一日（以下「施行日」という。）前に支払を受けるべき配当所得については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（当該収益の計算期間が一年以上であるものに係る配当所得（証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約により支払を受けたものを除く。）で昭和四十二年六月三十日後に支払期が到来するものの金額を含む。）については、旧法第八条の二第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、租税特別措置法第三十一条、第三十二条、第三十三条（第四項を除く。）、第三十三条の二、第三十四条、第三十八条の二、第三十八条の十二及び第六十四条から第六十五条の三までの改正規定は、土地収用法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二号）の施行の日から施行する。

3 昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十日までに支払を受けるべき配当所得（証券投資信託

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十二年分以後の所得税について適用し、昭和四十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得に適用する経過規定）

第三条 昭和四十二年六月一日（以下「施行日」という。）前に支払を受けるべきであつた利子所得については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき利子所得（改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公社債投資信託の収益の計算期間が一年以上であるものに係る利子所得で昭和四十二年六月三十日に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額を含む。）については、同条第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

（配当所得に関する経過規定）

第三条 昭和四十二年六月一日（以下「施行日」という。）前に支払を受けるべき配当所得については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（当該収益の計算期間が一年以上であるものに係る配当所得（証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約により支払を受けたものを除く。）で昭和四十二年六月三十日後に支払期が到来するものの金額を含む。）については、旧法第八条の二第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、租税特別措置法第三十一条、第三十二条、第三十三条（第四項を除く。）、第三十三条の二、第三十四条、第三十八条の二、第三十八条の十二及び第六十四条から第六十五条の三までの改正規定は、土地収用法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二号）の施行の日から施行する。

3 昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十日までに支払を受けるべき配当所得（証券投資信託

の収益の分配に係るものと除く。)については、旧法第八条の三第一項及び第二項、第八条の四第一項並びに第九条第一項中「昭和四十二年五月三十日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、これらの条の規定の例によるものとする。

4 新法第九条の二の規定は、施行日以後に合併した同条各号に掲げる法人から交付を受ける金銭その他の資産について適用し、同日前に合併した当該法人から交付を受ける金銭その他の資産については、なお従前の例による。

(個人の税額控除に関する経過規定)

第五条 新法第十条第一項の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する特定設備の廃棄をした場合について適用し、個人が同日前に旧法第十一条第一項に規定する特定設備の廃棄をした場合については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過規定)

第六条 新法第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十一条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合における当該合理化機械等の償却費の額の計算については、なお従前の例による。

第七条 個人が昭和四十二年一月一日において有する旧法第二章第二節第二款の規定による各準備金勘定の金額(既に旧法の規定により取り入すべきこととなつたものを除く。)は、それぞれ新法第二章第二節第二款の規定により準備金として積み立てた金額とみなす。

(個人の準備金等に関する経過規定)

第八条 新法第二十八条の三の規定は、施行日以後に譲渡した資産で新法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る新法第三十四条第一項に規定する代替資産等について適用し、同日前に譲渡した資産で旧法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る当該代替資産等については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第九条 新法第三十四条の規定は、収用法施行日以後に譲渡した資産で新法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る新法第三十四条第一項に規定する代替資産等について適用し、同日前に譲渡した資産で旧法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る当該代替資産等については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十条 新法第四十二条の二第四項の規定は、

施行日以後に解散した同項に規定する内国法人

が同項に規定する配当等の金額を受けた場合に

ついて適用し、同日前に解散した当該内国法人

が当該配当等の金額を受けた場合には、

なお従前の例による。

(法人の税額控除に関する経過規定)

第十二条 新法第四十二条の二第四項の規定は、

施行日以後に解散した同項に規定する内国法人

が同項に規定する配当等の金額を受けた場合に

ついて適用し、同日前に解散した当該内国法人

が当該配当等の金額を受けた場合には、

なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十三条 新法第四十二条の四第一項の規定は、

法人が施行日以後に同項に規定する特定設備の

廃棄をした場合について適用し、法人が同日前

に旧法第四十二条の四第一項に規定する特定設

備の廃棄をした場合については、なお従前の例

による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十四条 新法第四十三条の規定は、法人が施

行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供し

た同条第一項に規定する合理化機械等について

適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した

旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等

をその事業の用に供した場合については、なお

従前の例による。この場合において、法人が施

行日から当該法人の同日以後最初に開始する事

業年度開始日の前日までの間に取得し、又は

製作して事業の用に供した新法第四十三条第一

項に規定する合理化機械等の償却額の計算方法

については、旧法第四十三条の規定の例による

ものとする。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十五条 新法第四十六条第一項第二号の規定は、施行

日以後に同号に掲げる場合に該当することとな

る法人について適用する。この場合において、

当該法人の施行日前に開始した事業年度の同号

に掲げる漁船の償却額の計算方法については、

旧法第四十六条の規定の例によるものとす

る。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十六条 新法第四十六条第一項第二号の規定は、施行

日以後に同号に掲げる場合に該当することとな

る法人について適用する。この場合において、

当該法人の施行日前に開始した事業年度の同号

に掲げる漁船の償却額の計算方法については、

旧法第四十六条の規定の例によるものとす

る。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十七条 新法第三十三条第四項の規定は、施行

日以後に同項に規定する利子税について適用

し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人

税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十八条 新法第二十九条の規定は、別段の定めがあ

るものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十

年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人

格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以

後に開始する事業年度分の法人税について適用

する。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十九条 新法第二十九条第一項に規定する者が施

行する。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第二十条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第二十一条 新法第三十三条第一項に規定する法人税の特例に該当することとなる

法人について適用し、同日前の旧法第二十九条第一項に規定する法人税の特例に該当することとなる

法人について適用する。

この場合において、

当該法人の施行日前に開始した事業年度の同号

に掲げる漁船の償却額の計算方法については、

旧法第四十六条の規定の例によるものとす

る。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第二十二条 新法第四十六条第一項第二号の規定は、施行

日以後に同号に掲げる場合に該当することとな

る法人について適用する。この場合において、

当該法人の施行日前に開始した事業年度の同号

に掲げる漁船の償却額の計算方法については、

旧法第四十六条の規定の例によるものとす

る。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第二十三条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第二十四条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第二十五条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第二十六条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第二十七条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第二十八条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第二十九条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第三十条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第三十一条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第三十二条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第三十三条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第三十四条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第三十五条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第三十六条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第三十七条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第三十八条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第三十九条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第四十条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第四十一条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第四十二条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第四十三条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第四十四条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第四十五条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第四十六条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第四十七条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第四十八条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第四十九条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第五十条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第五十一条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第五十二条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第五十三条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第五十四条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第五十五条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第五十六条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第五十七条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第五十八条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第五十九条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第六十条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第六十一条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第六十二条 新法第三十三条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお

従前の例による。

は、法人の施行日以後の同条第一項に規定する

収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、法人の同日前の旧法第四十

六条の二第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお

従前の例による。

4 法人が、当該法人の施行日以後最初に開始す

る事業年度開始の日の前日までに、旧法第四十

四条第一項に規定する開発研究機械等での製作後事業の用に供されたことのないものを取得

し、又は製作して、これを同項に規定する開発

研究の用に供した場合におけるその用に供した

事業年度の当該開発研究機械等に係る同項に規定する償却範囲額の計算については、同項中

「昭和四十一年五月三十日」とあるのは、「昭

和四十二年六月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日」として、同条の規定の例によるものとする。

(法人の準備金に関する経過規定)

第十五条 法人が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日において有する旧法第三章第二節の規定による各準備金勘定の金額は、それぞれ新法第三章第二節の規定により損金経理の方法により準備金として積み立てた金額とみなす。

2 新法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定織布業商工組合がした賦課に基づいて納付された金額について適用する。

3 新法第五十六条の四の規定は、同条第一項に規定する法人が施行日以後に同項に規定する設備の取得のために支出する金額について適用する。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定)

第十六条 新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項又は第二項に規定する収入金額については、な

お従前の例による。

(法人の資産の譲渡に関する経過規定)

第十七条 新法第六十四条から第六十五条の三までの規定は、収用法施行日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第六十条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらとの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)に係る法人税について適用し、同日前に行なわれた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過規定)

第十八条 新法第六十六条の二及び第六十六条の四の規定は、法人が施行日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合について適用する。

2 新法第六十六条の二第一項に規定する法人が施行日前に合併をした場合における清算所得に対する法人税の課税については、旧法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定は、なおその効力を有する。

(石炭鉱業会社の所得計算の特例に関する経過規定)

第十九条 新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する元利補給金の交付を受ける場合について適用する。(砂糖消費税の特例に関する経過規定)

第二十条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

(通行税に関する特例の改正に伴う経過規定)

第二十一条 昭和四十一年六月三十日以前に領収した航空機の旅客運賃に係る通行税については、は、なお従前の例による。

第二十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる国税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「施行日以後に開始する事業年度に係る」を「施行日以後の」に改める。

(罰則に関する経過規定)

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に因し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に因し必要な経過措置は、政令で定める。

昭和四十二年六月一日印刷

昭和四十二年六月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局